

令和 8 年度 認証評価
(令和 7 年度対象)

香川短期大学 自己点検・評価報告書



令和 8 (2026) 年 6 月

は じ め に

香川短期大学は、「愛 敬 誠」を建学の精神として、昭和 42 年に善通寺市で開学した。瀬戸大橋が開通した翌年の平成元年には、法人本部のある善通寺市から現在の宇多津町に移転し、地域社会に開かれたコミュニティ・カレッジとしての大学像を前面に打ち出した。現在までに、地域社会を担う有為の卒業生 13,000 余名を輩出し、令和 9 年には創立 60 周年を迎える。

本学は、食物栄養学科、子ども学科第Ⅰ部、子ども学科第Ⅲ部、経営情報・デザイン学科（情報ビジネスコースとデザインアートコース）からなっており、合計 5 つの学修コースを提供している。現在の入学定員は 200 人であるが、令和 9 年度入学生からは、子ども学科第Ⅰ部の入学定員を 15 名削減、子ども学科第Ⅲ部の定員を 5 名増とし、大学全体の入学定員を 200 名から 190 名にすることになっている。近年では、幼稚園教員や保育士を目指す学生が少なくなっており、このことの影響を強く受けたものである。

県内高校生の大学進学を俯瞰すると、コロナ感染症が収束するとともに、県外への流出が増えている。県内の短期大学進学希望者も例外ではなく、これまで 8 割近くの生徒が県内にある短期大学に進学していたが、令和 6 年度実績でみると約 3 割が県外に進学している。それに加えて、18 歳人口の減少や 4 年制大学進学者の増加とも相まって、令和 7 年度の入学者は 174 人（82.8%）に止まった。なお、令和 8 年度の入学者は 177 人であり、入学定員の削減効果もあって入学定員充足率は 88.5% に上昇した。いずれにしても、入学者の減少に加えて、光熱費をはじめとする諸物価の高騰もあり、学生の学習環境を維持する安定的な費用を確保することが必要となった。そのため、令和 8 年度入学生から、授業料、実習・実験費、施設設備費などの学納金を見直すことにした。

令和 6 年度に募集のあった私立大学等経常費補助金に係る「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」において、本学はメニュー 1「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援」に応募し（事業名は「青い国・四国瀬戸内まるごと留学」）、採択を受けた。令和 7 年度は 2 年目に当たり、新しい形態の入試で香川県外から 12 名の入学者を獲得できた。なお、私立大学等改革総合支援事業の Type 1 については 74 点と採択圏内であったが、こちらは申請の手違いから「申請なし」と判断された。ただし、点数は積み上げてきているので、次年度以降の採択が期待できる。令和 7 年度における文部科学省補助金をトータルで見ると、本学は全国の私立短期大学のなかで第 9 位であった。

さて、本学が直近で認証評価を受審したのは令和元年度であり、令和 8 年度には 4 回目の受審となる。そのため、この『自己点検・評価報告書』（令和 7 年度）が認証評価を受審するにあたっての最も重要な資料となる。私たちは 4 つの基準「建学の精神と教育の効果」「教育課程と学生支援」「教育資源と財的資源」「短期大学運営とガバナンス」について、本学の現状と取組を誠実に記述し、本報告書にとりまとめた。7 年に一度とはいえ、第三者評価を受審することによって、大学としての適格性を確認し、学修成果を見つめ直すことの意義は大きいと考える。

令和 8 年 6 月

香川短期大学学長 加野芳正

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	13
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	15
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	18
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	21
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	26
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	31
[テーマ 基準Ⅱ-B 学修成果]	36
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	40
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	44
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	55
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	61
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	64
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	68
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	77
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	80
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	84
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	86
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	
[様式 21] 法令対応確認一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人 大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、香川短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 8 年 6 月 20 日

理事長 大久保直明

学 長 加野 芳正

A L O 織田 潤二

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人尽誠学園の沿革：年度＞

明治 15 年	創立者大久保彦三郎 財田上ノ村の自宅に「私塾」を開設
明治 17 年	「忠誠塾」創立
明治 20 年	「忠誠塾」を現在の京都府京都市下京区東若松町に移し、「盡誠舎」と改称・開設
明治 21 年	京都市上京区吉田町の吉田山西麓に移転
明治 24 年	病氣療養のため盡誠舎を閉鎖
明治 27 年	盡誠舎を現在の香川県まんのう町吉野下に再興
明治 32 年	盡誠舎を現在の香川県善通寺市生野町に移転
明治 40 年	大久保直廣 舎主に就任
明治 43 年	私立盡誠中学校と改称
大正 9 年	盡誠中学校と改称
昭和 19 年	財団法人盡誠中学校設立、大久保直廣 理事長兼校長に就任
昭和 23 年	新学制により尽誠学園高等学校と改称（尽誠中学校を併設）
昭和 26 年	学校法人尽誠学園に組織変更 大久保直廣 理事長兼学園長に就任
昭和 42 年	香川短期大学開学
昭和 44 年	香川高等看護学校開校（現在は香川看護専門学校）
昭和 46 年	大久保紫朗 理事長兼学園長に就任
平成 元年	香川短期大学附属女子高等学校開校 香川短期大学を香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁 10 番地に移転
平成 7 年	休校中の尽誠中学校を香川誠陵中学校に名称変更して、高松市鬼無町佐料 469 番地 1 に移転再開
平成 10 年	香川短期大学附属女子高等学校を香川誠陵高等学校に名称変更して高松市鬼無町佐料469番地 1 に移転
平成 12 年	大久保直明 理事長兼学園長就任
平成 14 年	香川短期大学附属幼稚園を宇多津町浜八番丁 113 番地 2 に開園 香川看護福祉専門学校を香川看護専門学校に名称変更し、介護福祉学科を香川短期大学へ移設
平成 24 年	美崎の家研修道場（詫間町）閉鎖
令和 2 年	香川短期大学附属幼稚園を認定こども園香川短期大学附属幼稚園に名称変更

＜香川短期大学沿革〔年度〕＞

昭和 41 年度	2 月	香川短期大学設置認可（文部省）
昭和 42 年度	4 月	善通寺市生野町に香川短期大学開学 家政科開設
	1 月	家政科を家政専攻と食物栄養専攻に分離認可（文部省）
	3 月	家政科に栄養士養成課程設置認可（厚生省）
昭和 43 年度	4 月	家政科に家政・食物栄養の 2 専攻課程を設置 同食物栄養専攻に栄養士養成課程を設置
昭和 44 年度	1 月	幼児教育学科増設認可（文部省）
昭和 45 年度	4 月	幼児教育学科設置
昭和 47 年度	4 月	家政科家政専攻課程に家政コース及び生活デザインコース設置
昭和 48 年度	4 月	「衣料管理士」の養成開始（昭和59年まで）
	1 月	幼児教育学科第三部設置認可（文部省）
昭和 49 年度	4 月	幼児教育学科第Ⅲ部開設、幼児教育学科を幼児教育学科第Ⅰ部に名称変更
昭和 53 年度	4 月	附属のぞみ保育園を善通寺市上吉田町8丁目7-24に開園
	2 月	幼児教育学科第Ⅲ部が保母養成校に指定（厚生省）
昭和 54 年度	4 月	家政科家政専攻課程家政コースを生活科学コースに改称
	4 月	「装道コンサルタント」の養成開始
昭和 58 年度	4 月	生活科学コースにおいて「茶道師範」「秘書士」の養成開始
	7 月	三豊郡詫間町積に美崎の家研修道場落成
昭和 59 年度	4 月	家政科家政専攻課程に情報処理コース設置
昭和 61 年度	12 月	経営情報科設置認可（文部省）
昭和 62 年度	4 月	経営情報科設置
昭和 63 年度	4 月	家政科を生活文化学科に改称し、生活文化専攻及び食物栄養専攻を設置 同生活文化専攻に、生活科学・生活美術・生活情報の 3 コースを設置
平成 元 年度	4 月	香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁10番地に学舎移転
	4 月	附属女子高等学校を善通寺市生野町に開校
平成 2 年度	4 月	幼児教育学科第Ⅲ部に保育コース及び教育情報コースを設置
平成 4 年度	4 月	生活文化学科生活美術コースをデザインコースに改称
平成 6 年度	4 月	生活文化学科生活科学コースを生活文化コースに改称
	4 月	幼児教育学科第Ⅲ部保育コースと教育情報コースを統合
平成 10 年度	4 月	附属女子高等学校を香川誠陵高等学校に改称し、高松市鬼無町に移転
平成 12 年度	10 月	生活介護福祉専攻課程認可申請のため 生活文化学科定員増及び経営情報科定員減の認可（文部省）
	3 月	介護福祉士養成施設等指定認可（厚生労働省）
平成 13 年度	4 月	生活文化学科に生活介護福祉専攻設置
	2 月	外部有識者による大学教育推進協議会を設置
平成 14 年度	4 月	生活文化学科生活文化専攻にファッション文化コース設置 同デザインコースの募集停止
	4 月	生活文化学科食物栄養専攻に、栄養管理・食品栄養の 2 コースを設置
	4 月	経営情報科に、ビジネス情報・産業デザインの 2 コースを設置
	4 月	附属幼稚園を宇多津町浜八番丁113番地2に開園
	3 月	介護福祉士養成施設等指定認可（厚生労働省）

平成 15 年度	4 月	専攻科（福祉専攻）設置
	4 月	経営情報科ビジネス情報コースをITビジネスコースに改称
平成 17 年度	3 月	（一財）短期大学基準協会から第三者評価適格認定〔2005〕
平成 19 年度	4 月	経営情報科ITビジネスコースを経営情報コースに改称 同産業デザインコースをビジュアルメディアデザインコースに改称
	11 月	子ども学科第Ⅰ部の定員増 及び生活文化学科生活文化専攻の定員減の届出（文部科学省）
平成 20 年度	4 月	幼児教育学科第Ⅰ部を子ども学科第Ⅰ部、第Ⅲ部を子ども学科第Ⅲ部に改称
	4 月	子ども学科第Ⅰ部入学定員を50名から60名に増員
	6 月	鳥取短期大学との第1回相互評価実施
平成 21 年度	4 月	生活文化学科生活介護福祉専攻に、ケア・ウェルネスの2コースを設置
	4 月	地域交流センター開設
平成 23 年度	4 月	生活文化学科生活介護福祉専攻ウェルネスコースの募集活動停止
平成 24 年度	4 月	生活文化学科生活介護福祉専攻ケアコースを生活介護福祉専攻に改組
	3 月	（一財）短期大学基準協会から第三者評価適格認定〔2012〕
平成 25 年度	4 月	生活文化福祉専攻、生活文化コースをクリエイティブライフコースに改称
	4 月	同ファッション文化コースをファッションデザインコースに改称
	4 月	同生活情報コースをライフプランニングコースに改称
平成 27 年度	6 月	鳥取短期大学との第2回相互評価実施
平成 28 年度	3 月	専攻科（福祉専攻）の廃止
平成 29 年度	4 月	生活文化学科生活文化専攻のクリエイティブライフ・ ファッションデザイン・ライフプランニングの3コースを統合
	4 月	経営情報科経営情報コースを情報ビジネスコースに改称 同ビジュアルメディアデザインコースをデザイン・アートコースに改称
	11 月	香川短期大学創立50周年記念式典
平成 30 年度	4 月	生活文化学科生活文化専攻の募集活動停止
	3 月	生活文化学科生活文化専攻の廃止
令和 元 年度	3 月	（一財）短期大学基準協会から第三者評価適格認定〔2019〕
令和 3 年度	4 月	生活文化学科生活介護福祉専攻の募集活動停止
令和 4 年度	9 月	鳥取短期大学との第3回相互評価実施
	3 月	生活文化学科生活介護福祉専攻の廃止
令和 7 年度	4 月	生活文化学科を食物栄養学科に改称
	4 月	同食物栄養専攻を廃止（栄養管理コース・食品栄養コースは継続）
	4 月	経営情報科を経営情報・デザイン学科に改称
	4 月	同デザイン・アートコースをデザインアートコースに改称

＜学術交流・連携協定等＞

平成 元 年	3 月	米国ハワイ州ウインドワードコミュニティカレッジと姉妹校提携 〔再：平成16・20年〕
平成 15 年	10 月	英国ノーサンブリア大学と学術交流協定締結〔再：平成20・24年〕
平成 20 年	9 月	鳥取短期大学と相互評価協定締結〔再：平成27年〕
平成 21 年	12 月	中国江南大学国際教育学院と学術交流協定締結〔再：平成27年〕
平成 27 年	6 月	帯広大谷短期大学と大学間連携協定締結
平成 28 年	8 月	鳥取短期大学と大学間連携協定締結
平成 29 年	3 月	高松短期大学と単位互換に関する協定締結
令和 6 年	6 月	中国学園大学・中国短期大学と大学間連携協定締結
令和 7 年	2 月	四国大学・四国大学短期大学部と大学間連携協定締結

平成 28 年	8 月	尽誠学園高等学校との教育連携に関する協定書
平成 28 年	8 月	香川誠陵高等学校との教育連携に関する協定書
令和 4 年	8 月	尽誠学園高等学校との連携協力に関する覚書

平成 26 年	3 月	(公財)かがわ産業支援財団と産業振興に関する連携・協力協定締結
平成 27 年	8 月	宇多津町と包括的連携・協力に関する協定締結
平成 28 年	7 月	宇多津商工会と包括的連携・協力協定締結
平成 30 年	7 月	丸亀市と包括的連携・協力に関する協定締結
平成 30 年	7 月	丸亀市こども未来部との連携・協力に関する覚書
平成 30 年	7 月	香川労災病院と包括的連携・協力に関する協定締結
平成 31 年	1 月	善通寺市と包括的連携・協力に関する協定締結
平成 31 年	3 月	坂出市と包括的連携・協力に関する協定締結
令和 元 年	8 月	多度津町と包括的連携・協力に関する協定締結
令和 2 年	2 月	香川テレビ放送網（現K B N(株)）と包括的連携・協力に関する協定締結
令和 2 年	5 月	宇多津町と災害時の指定緊急避難場所としての使用に関する協定
令和 3 年	6 月	三豊市と包括的連携協力に関する協定締結
令和 3 年	8 月	高松市と連携・協力に関する包括協定書締結
令和 3 年	11 月	丸亀商工会議所と連携・協力に関する包括協定書締結
令和 4 年	10 月	(株)空撮技研と包括的連携・協力に関する協定書締結
令和 6 年	6 月	四国水族館と包括的連携・協力に関する協定書締結
令和 7 年	5 月	四国医療専門学校と包括的な教育連携に関する協定書締結
令和 7 年	6 月	(株)レアスウィートと包括的連携・協力に関する協定書締結
令和 7 年	10 月	(公社)香川県栄養士会と連携・協力に関する包括的協定書締結
令和 7 年	10 月	(公社)香川県栄養士会と災害時等における施設利用の協力、 災害救援車両の設置・管理に関する覚書
令和 8 年	3 月	香川県と健康寿命の延伸に向けた連携協定書締結

(2) 学校法人の概要

表1 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

(令和8年5月1日現在)

教育機関名	所在地	入学 定員	収容 定員	在籍 者数
香川短期大学	〒769-0201 香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁10番地	200	455	387
認定こども園香川 短期大学附属幼稚園	〒769-0208 香川県綾歌郡宇多津町浜八番丁113番地2	50	160	113
尽誠学園高等学校	〒765-0053 香川県善通寺市生野町855番地1	400	960	716
香川誠陵中学校	〒761-8022 香川県高松市鬼無町佐料469番地1	200	600	189
香川誠陵高等学校		200	600	263
香川看護専門学校	〒765-0053 香川県善通寺市生野町920番地1	80	200	129

(3) 学校法人・短期大学の組織図

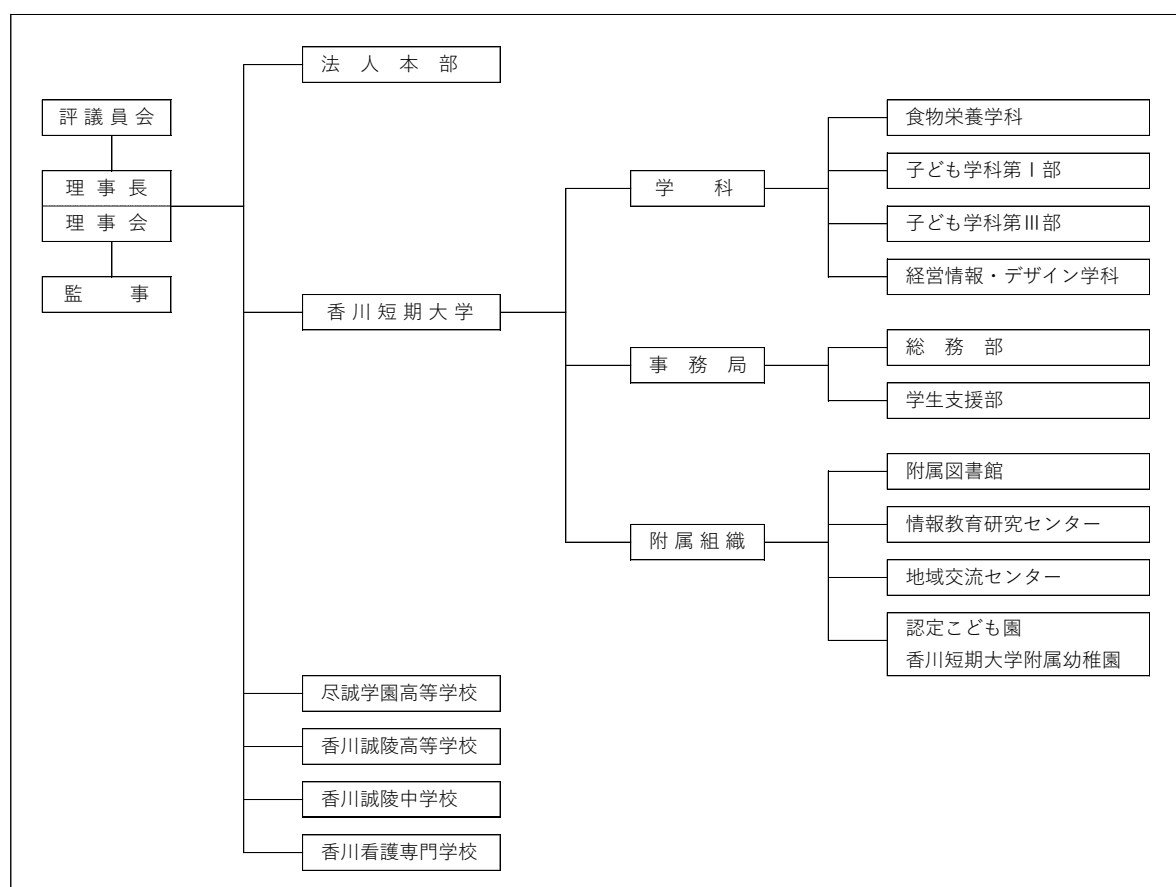


図1 学校法人尽誠学園組織構成図

(令和8年5月1日現在)

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が位置する宇多津町は、古来より寺院と塩田の町として栄えた歴史と由緒のある街である。昭和 50 年代半ばから、約 200 ヘクタールの塩田跡地は埋め立てられ、瀬戸大橋の開通を見据えて新宇多津都市として整備された。落ち着いた佇まいの旧町とは好対照をなし、新都市には商業・観光施設や民間のマンション・アパートが相次いで建てられた。新しい住宅地として 20～30 歳代の若い世帯の増加により出生率が高く、外国人の居住者も含め、県内の他の自治体とは対照的に、人口増もしくは横ばい状況が続いている。

なお、近隣の高松市には四年制大学や短期大学、善通寺市には四年制大学があり、県内には、領域を同じくする専門学校も設置されている。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

表 2 学生の出身地別人数及び割合

地域	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
香川	193	85.8	180	84.1	174	85.3	149	86.1	143	82.2
愛媛	7	3.1	9	4.2	11	5.4	4	2.3	5	2.9
高知	6	2.7	5	2.3	5	2.5	4	2.3	4	2.3
徳島	3	1.3	5	2.3	6	2.9	4	2.3	2	1.1
岡山	0	0.0	1	0.5	0	0.0	4	2.3	3	1.7
その他	5	2.2	4	1.9	4	2.0	4	2.3	4	2.3
外国の 学校卒	0	0.0	2	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
専修学校等 高等課程卒	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他 (高卒認定)	0	0.0	2	0.9	1	0.5	0	0.0	0	0.0
外国人	11	4.9	6	2.8	3	1.5	4	2.3	13	7.5
合計	225	—	214	—	204	—	173	—	174	—

* 表 2 は「学校基本調査」（文部科学省提出用資料）に基づく。

* 小数点 2 位以下を四捨五入したため、合計が 100% とならない場合がある。

■ 地域社会のニーズ

地域社会に有為な人材を輩出するにとどまらず、本学に対する地域の期待感は年ごとに高まっている。そのため、多くの教員が地方公共団体の各種委員として町づくりや地域創生の一翼を担っているほか、ボランティア活動団体の指導や学生を伴っての学外活動にも積極的に取り組んでいる。また、県内各地の町おこしイベントへの参加は、各学科の教育研究成果を発表できる機会であるとともに、学生たちと地域の人々との交流の場となっている。これらの活動は、地域社会からの信頼を高めるとともに、学生たちのキャリア教育

の一環ともなっている。

一方、地域社会との共創事業としての産学官連携にも力を注いでおり、レシピや製品開発、企業のホームページ作成、ポスター作成や商品パッケージの提案など、学科の特性を生かした幅広い取組は、地元経済界から高く評価されている。

■ 地域社会の産業の状況

宇多津町は、瀬戸内海に面する中讃平野の北端に位置し、温暖少雨の恵まれた気候の下、古くは讃岐を代表する塩業の町として栄えた。また、瀬戸内海という豊かな漁場にも面し、かつては漁業や養殖業も盛んに行われていた。しかし、高度成長期における塩田埋め立て後、その広大な跡地には多くの商業施設や住宅が建設され、若い世代が多く暮らす新宇多津都市へと発展し、また、瀬戸大橋の開通による人流や物流の変化に伴い、その産業構造も一次から二次・三次産業へと大きく変化していった。その後、地域に密着した多様な地場産業の展開とともに、物流の拠点整備や、「恋人の聖地」認定による観光施設の再構築、大型商業施設の開閉店を繰り返しながら、「若者のまち宇多津」として、県内市町では高松市とともに人口増加都市として発展を続けた。

近年、その発展に陰りも見られたが、令和2年4月には本学近隣の地に四国最大級の水族館が開館し、多くの人々が来場・来町している。そして、2024年夏の市区町村別訪日外国人滞在者増加率ランキングで全国第3位（4～10位はすべて沖縄県）、2024年四国街の住み心地ランキングでは、高松市、松山市を押さえ第1位となった。また、2025年の瀬戸内芸術祭では、宇多津町もその会場となり賑わいを見せた。

岡山からの四国の玄関口として、近隣にある坂出北ICや特急停車駅であるJR宇多津駅などの恵まれた立地と、四国水族館やゴールドタワー、古街などの観光資源を生かし、今後ますます活気あふれる町となることが期待されている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



図2 短期大学所在の市区町村の全体図

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（基準別評価票における指摘への対応は任意）

＊以下の「改善を要する事項」は、令和元年度の認証評価時の基準別評価票における指摘事項であり、機関別評価結果に記載されたものではない。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマB 教育の効果] 学修成果を定めることが望まれる。（「早急に改善を要すると判断される事項」ではない）。
(b) 対策
認証評価が行われた令和元年度中に学修成果を定め、令和2年4月より本学ホームページ、学生便覧等で広く表明した。また、アセスメント・ポリシーも定め、それに基づいた学修成果の点検を全学的かつ定期的に行うこととする。
(c) 成果
定めた学修成果を本学ホームページや学生便覧、学生募集要項等で広く表明することができた。また、アセスメント・ポリシーに基づいた学修成果の点検については、FD/SD 研修会の形で全学的に取り組んでおり、毎年定期的に行えるよう予定を組み実施している。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマA 教育課程] 学修成果を具体的に定め、組織的に学生一人ひとりの学修成果の獲得状況を測定する仕組みを構築し、量的・質的データとして学修成果を評価し、全教職員及び全学生が学修成果の獲得状況を把握できるように取り組んでいくことが望まれる。
(b) 対策
学修成果及びアセスメント・ポリシーの策定にあわせて「カリキュラム・ルーブリック」を策定した。「カリキュラム・ルーブリック」を用いた学生自身の評価や教員側からの評価を比較することで、学生の成果獲得状況と教員の考える獲得状況とのギャップを埋め、学修成果に具体性をもたせる。また、その内容も実情に合わせて、今後とも修正を重ねていく。
(c) 成果
「カリキュラム・ルーブリック」を用いた評価を令和2年度から実施し、それにより、学修成果の評価に対して有益な結果が出るよう取り組んでいる。なお、令和4年度のFD/SD研修（学科アセスメント報告会）では、「カリキュラム・ルーブリック」を用いたカリキュラム・マネジメントの事例が報告され、その後も、令和5年度以降継続的に、学生の就職先を対象とし、カリキュラム・ルーブリックを用いた卒業生評価を行っている。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマB 学生支援] S D活動を計画的に実施し、事務職員も学修成果の獲得向上にむけて積極的に関わっていけるように取り組んでいくことが望まれる。
(b) 対策
各学科やコースがアセスメント・ポリシーに基づき行った「学修成果の評価・改善」についての全学的な報告会をFD/SD研修として行い、事務職員も学修成果の獲得向上の取り組みを理解し、業務において一歩踏み込んだ形で関わるための基礎力を培う。
(c) 成果
近年の研修参加率は約8割と、事務室での来客や電話対応の事務職員以外はほぼ全員の参加となっている。今後も同様の態勢でS D研修を実施し、事務職員の視点から学修成果の獲得向上に向けた関わりをもつことを期待する。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマB 学生支援] 学生自治活動に対する学生の意識向上や、その活性化について改善が望まれる。
(b) 対策
学友会組織の活性化について検討を行い、行事ごとに定めた委員長や委員を中心に、学生自身が主体性をもって計画や準備ができるよう働きかける。また、クラブ・同好会活動についても新設基準を緩和し、学生の主体的な取り組みをさらに支援していくこととする。
(c) 成果
令和3年度は、コロナ禍のため行事は実施できず活動の場が減少したが、令和4年度以降は、学生評議会を中心にスポーツ大会や大学祭が実施され、学生の主体的かつ活発な活動が行われた。そして、令和4年度以降、毎年新たな同好会が設立され（同様に廃止も行い）、学生の主体的な取り組みや学生間の交流の機会が増し、学友会活動全体の活性化につながっている。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマA 人的資源] 学科や専門的教科の特性上、専任教員のうち教授が半数を占めており、高齢化が課題となっている。対策として特別職員制度等を定めているが、中間層の人材確保が望まれる。
(b) 対策
今後の各学科やコースの入学動向を把握しながら、学科内の専門分野のバランスや過不足、今後の教員年齢層の変化を見通し、中間層教員を広く募集したい。学内

昇任についても、研究成果や経験年数を考慮しながら適切に行う。また、家庭や個人の事情により途中退職者が生じた際には、後任の手配や臨時職員を含めた採用について、時宜を外さず進める。

(c) 成果

令和6年度は、教員の転出に伴い新たに公募を行い、4名の教職員を新規採用し、学内については2名の教員の昇任が行われた。令和7年度は、新規教員の採用はなかったが、学生食堂の充実を図るため2名の職員の配置換えを行った。また、令和8年度は2名の教員の退職に対応し、新たに3名の教員を採用予定である。障がいのある学生の支援についても、令和3年度以降、特別支援相談員1名を毎年配置している。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマD 財的資源]

経常費補助金収入が3年間減額になっているため、財源確保対策が望まれる。

(b) 対策

私立大学等改革総合支援事業については、引き続き「タイプ1；『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」「タイプ3；地域社会の発展への貢献（プラットフォーム型）」における補助金採択を目指し、本学が早急に取り組める内容、または数年かけて改革できる内容を精査し取り組む。「教育の質」についても、シラバス記載内容の見直しやアンケートの充実及び回収率の向上等に取り組む。

また、令和6年度に募集のあった「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援」に応募（事業名「青い国・四国瀬戸内まると留学」）し、採択された。今後、それに対応する授業科目の新設や学修内容の充実に取り組む必要がある。

学生募集については、入試センター職員とともに、各学科の教員がこれまで以上に機会を捉えて県内外高校に出向き働きかけていくこととする。学生募集については、充足率が50%前後であった生活介護福祉専攻課程を令和5年3月に廃止した。また、近年の保育士志望者の減少や、経済系・PC系の志望者増に対応するため、各学科の入学定員・収容定員を毎年見直し、検討することとする。

(c) 成果

私立大学等改革総合支援事業「タイプ1」については、学長・副学長をはじめとする教職員の努力や取り組みにより、令和4年度・5年度は選定・採択となった。その後、カリキュラムの見直しをはじめ、「数理・データサイエンス・AI」に関する科目の構築などを行ったが、令和6年度・7年度は残念ながら不採択・未受理で不選定となった。現在、次年度に向かいディプロマ・サプリメントの発行等に取り組んでいる。「タイプ3；地域社会の発展への貢献（プラットフォーム型）」については、令和6年度は採択されたが令和7年度は不採択となった。また「教育の質」については、昨年度と同じ最上位のプラス6%を維持できた。今後、点数が得られて

いない初年次教育についてもプログラムを作成していく。

令和6年度募集の「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援」については、全国採択45校と狭き門にもかかわらず選定に至った。これらの結果、令和6年度の補助金は全国の私立短期大学第6位となった。

学生募集・定員確保については、変わらず厳しい状況ではあるが、入試センター職員をはじめとする、高等学校への教職員の丁寧な説明や対応、学科ごとの定員の見直しにより、収容定員の8割以上を確保し、学科によっては定員以上の入学生を確保することができている。

② 上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項

なし

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応「早急に改善を要すると判断される事項」

令和元年度の評価の過程で、学生募集要項において募集人員を入試方法の区分ごとに明記していないという指摘がなされた。

(b) 改善後の状況等

当該事項については、すぐに改善を行い、第三者評価の機関別評価結果の判定時には、問題が解決されたことが明記された。

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況について

(a) 改善意見等

特になし

(b) 履行状況

特になし

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和7（2025）年度）

■ 公的資金の適正管理の状況

本学では、平成26年4月より文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」に基づき、「香川短期大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程」を改正し、学長を最高管理責任者とした公的研究費の適正使用のための責任体制を明確化している。また、「香川短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を策定し、関係法令や各種研究不正等に関するガイドライン、「香川短期大学における研究活動に係る倫理と行動の規範」にしたがい、研究活動に係る不正行為の防止に取り組んでいる。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学では、香川短期大学自己評価委員会規程に基づき委員長を選出し、ALO、IR室長、学科長、及び各学科から選出した委員計13名で自己評価委員会を組織している。

□ 令和7年度自己評価委員会委員（13名）

織田潤二（委員長・ALO）、大久保直幸（IR室長）、次田一代、安藤千秋、辻真樹、森藤義雄、高島美代子、勘原利幸、横本俊美、高儀雅俊、垣渕直子、宮地和樹、濱野暢子

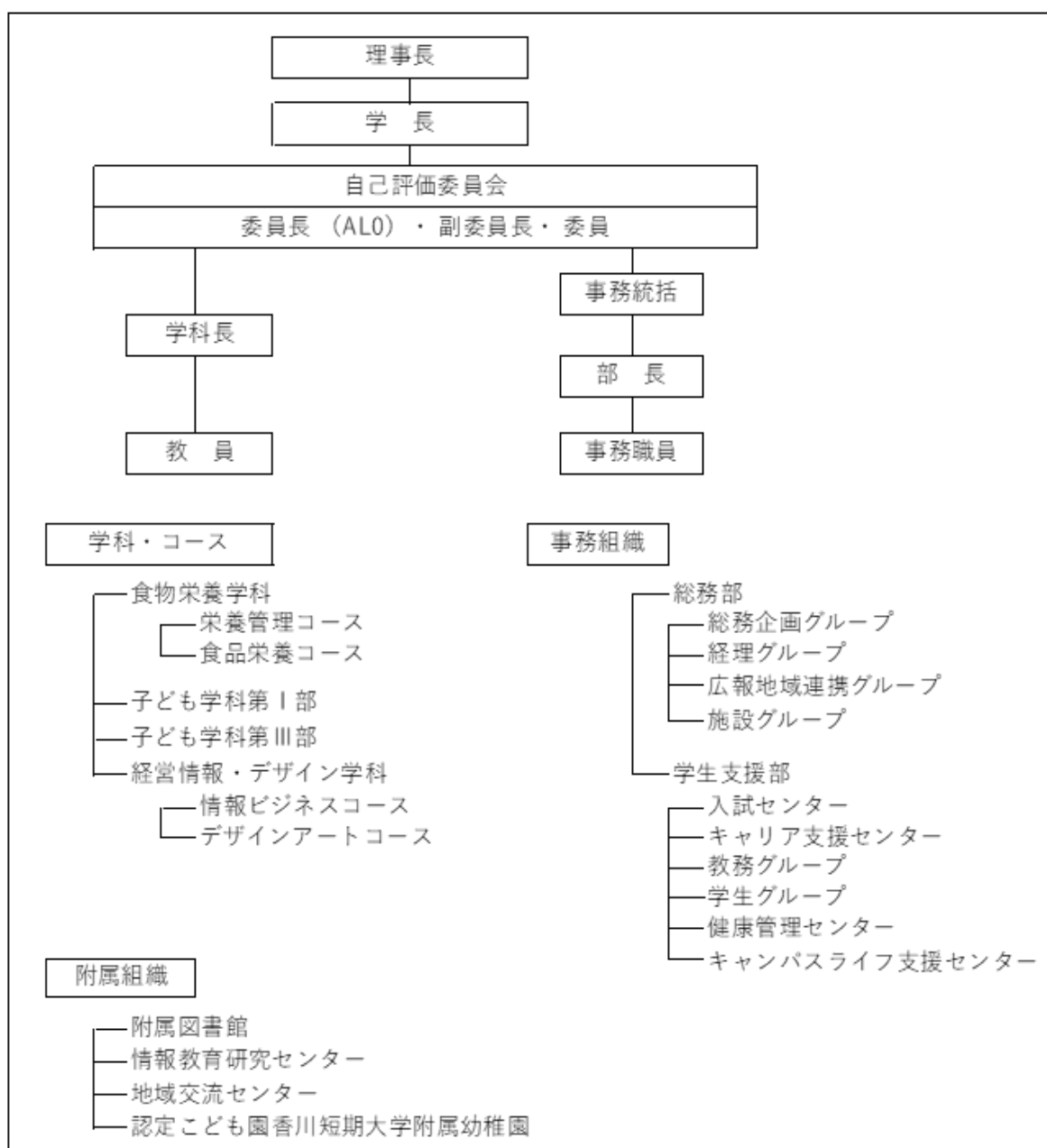


図3 自己点検・評価の組織図

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己評価委員会は、委員長兼ALOが中心となり、IR委員会とも連携しながら、アンケート評価項目の設定や実施、結果分析を行っている。また、認証評価機関が定める評価基準に基づき、日常的に自己点検・評価を行っている。評価報告書については、香川短期大学大学評価実施規程にしたがい、1年に一度の作成を行うとともに、7年に一度の認証評価（第三者評価）を受審している。さらに、認証評価の中間年においては、他の高等教育機関（鳥取短期大学）との相互評価を実施し、第三者による点検・評価を行っている。また、本委員会は各学科や部署に所属する委員で構成されていることから、自己点検・評価は、大学全体としての取組となっている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

今年度は、自己評価委員会を3回開催し、委員会の予算、自己点検・評価報告書の作成方法や手順等について検討・確認を行った。各種アンケートについても、実施内容や方法などについて協議を行った。

令和7年度に開催した自己評価委員会における活動は以下の通りである。

【第1回】令和7年5月27日(火)

- 審議事項：1. 令和7年度の自己評価委員会予算について
 2. 令和7年度〔6年度対象〕自己点検・評価報告書の作成について
 3. 各種アンケートの実施及びその方法について
 ①授業改善アンケート ②学生生活に関するアンケート
 ③卒業生追跡調査 ④卒業生就職先アンケート
 4. サイボウズ学務システムの「履修カルテ」の活用について

【第2回】令和7年10月7日(火)

- 審議事項：1. 令和8年度〔7年度対象〕自己点検・評価報告書の作成計画について
 2. 各種アンケートの実施状況・計画について
 3. 鳥取短大への訪問（相互評価）・情報交換内容について

【第3回】令和8年3月3日(火)

- 審議事項：1. 令和8年度〔7年度対象〕自己点検・評価報告書の作成計画について
 2. 各種アンケートの実施状況と結果、及び今後の生かし方について
 3. 私立大学等改革総合支援事業：タイプ1『Society5.0』に関する取組について（科目「数理データサイエンスS入門」、「アカデミック・アドバイジング」等）

◇鳥取短期大学との相互評価

- ・訪問日時：令和7年9月18日（木）
- ・訪問者（4名）：加野学長、織田ALO・自己評価委員長・学生支援部長
勘原入試センター長、丹下総務部次長
- ・相互評価・情報交換内容
 - ①内部質保証・学修成果の可視化 ②補助金タイプ1『Society5.0』への取組
 - ③ガバナンス ④各種アンケートの実施時の工夫 ⑤長期履修制度（見直し）など

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

01. 令和 8 年度 入学生用学生便覧「建学の精神」p. 3
03. ウェブサイト「建学の精神・教育目的・教育目標」
<https://www.kjc.ac.jp/about/spirit/>
11. 2026 大学案内 香川短期大学 CAMPUS GUIDE（建学の精神） p. 54
04. ウェブサイト「三つのポリシー」
<https://www.kjc.ac.jp/about/policy/>
05. ウェブサイト「学修成果・アセスメント・ポリシー」
<https://www.kjc.ac.jp/about/learning-achievement/>

備付資料

01. 尽誠学園のあゆみ
02. 明日に架ける橋
03. 創立 50 周年記念誌
32. 令和 7 年度『教養講座』各回の内容一覧

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

<区分 基準 I-A-1の現状>

建学の精神は、「愛 敬 誠」であり、「愛」はすべての人に真心をもって親しむこと、「敬」は上を敬い、下を侮らない心をもつこと、「誠」は人間に内在する良知（至誠）のことである。この建学の精神に基づき、本学は、学校法人尽誠学園創立以来140有余年の伝統の上に立ち、学生と教職員の温かい真心のふれあいを通して確かな教育を実践し、地域社会に貢献できる人材を育成することを教育理念として、建学の精神の具現化に努めている。

建学の精神を基とした本学の教育目標は「幅広く深い教養を培い自主・自律の精神を養うとともに、豊かな人間性を涵養し、それぞれの専門とする分野の知識と技術の向上を図って、地域社会に貢献できる人材を育成すること」と定めている。その目的は、「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、人間教育を基礎として人格の陶冶に努めるとともに、実際に即した専門的教育をもって、国家・社会の発展に寄与することができる有為な人材を育成すること」と学則に定めており、建学の精神を具現化するとともに、公共性をもたせている。

建学の精神の学内外への表明については、学生便覧（提出 01）や大学案内（CAMPUS GUIDE）（提出 11）、HP（提出 03）などにより行っている。また、正面玄関前には建学の精神を刻んだ石碑を、玄関ホールには建学の精神の掲示パネルを設置している。公

用車の外装にも「愛 敬 誠」をデザインし、教職員や学生はもとより、来学者を含めた多くの人々が目に触れるものとなっている。教職員に向けては、理事長や学長の講話や学内研修により、また学生に向けては、入学式・卒業式での学長式辞や講話、学科長やクラス担任による日常的な周知・説明、各教室内への掲示により、共有や浸透を図っている。

「愛 敬 誠」の表記は、平成22年度末に法人全体で統一したものを用いることに決定し、平成23年度よりその徹底に努め、現在もこれが採用されている。

建学の精神の指導については、尽誠学園の歴史をよりわかりやすく身近に感じられるようにまとめた『尽誠学園のあゆみ』（備付01）をテキストに用い、一般教育科目「教養講座」（備付32）の講義において実施している。また、「愛 敬 誠」の精神をより分かりやすく伝えることを目的として、『明日に架ける橋』（備付02）を平成26年度に刊行した。この書物は、京都に開設された盡誠舎から始まる学校法人尽誠学園の歴史をマンガと文章で綴ったもので、さらに多くの学生や教職員の理解が深まったものと思われる。その後、平成29年度には、『創立50周年記念誌』（備付03）を刊行し、建学の精神に基づいて行われた様々な取組を冊子としてまとめた。

建学の精神の定期的な確認については、それに伴う三つのポリシーを中心に、大学や学生を取り巻く状況の変化を考え、その都度見直しを行うこととしている。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題＞

本学では、建学の精神「愛 敬 誠」と合わせて、三つのポリシーのうちカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを記載したものを各HR教室に掲示している。また、尽誠学園の歴史を通じて建学の精神をわかりやすく、かつ、身近に感じられるようにまとめた『尽誠学園のあゆみ』や『明日に架ける橋』にとどまらず、引き続き建学の精神の理解を深めるための取組を行っていききたい。

建学の精神は、学外での活動にも通じるものであり、各学科において教員の専門性を活かした地域活動を盛んに行っている。こうした地域活動は、地方自治体や教育機関、地域団体からの依頼によるものが多いが、地域活動実施日が学校行事等に重なり支障が出る場合がある。そのため、依頼機関との日程調整が必要となる。また、地域活動への参加を視野に、各教員の活動の幅を広げることも課題の一つである。加えて、学外でのこうした活動は、特定の教員や学生に偏っていることから、今後はこれが全学的に広くかつバランスよく取り組まれていくことが課題である。

建学の精神「愛 敬 誠」を、どのように具現化していくかは、各学科の専門性や実情によって異なる。また、地域社会から求められる人材も、社会情勢や時代の流れとともに変化し続けている。そのなかで、教育目標や三つのポリシー、アセスメント・ポリシー（提出01・05）に基づいた学修成果については、FD/SD 研修として位置付け、学科ごとに毎年点検を実施し、カリキュラムや教育内容、取得可能な資格の見直しを行ってきた。今後もこれらの状況を踏まえ、建学の精神の理念を常に再確認しながら、その時々に適した人材育成の考え方にに基づき、その具現化を目指していききたい。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項＞
特になし

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

01. 令和8年度 入学生用学生便覧
「教育目的・教育目標」 pp. 3-4、「三つの方針」 pp. 4-8、「学修成果」 pp. 8-10
「アセスメント・ポリシー」 p. 10、「学位規程」 p. 11、「卒業の要件」 p. 77、「カリキュラム・ツリー」 p. 96 等
「学則」 pp. 151-16
02. 学則：総則（目的） p. 1、（教育課程） p. 7、（卒業） p. 9
03. ウェブサイト「建学の精神・教育目的・教育目標」
<https://www.kjc.ac.jp/about/spirit/>
04. ウェブサイト「三つのポリシー」
<https://www.kjc.ac.jp/about/policy/>
05. ウェブサイト「学修成果、アセスメント・ポリシー」
<https://www.kjc.ac.jp/about/learning-achievement/>
06. 令和7年度 シラバス一覧表及び全シラバス【PDF】
07. ウェブサイト「Active Academy Advance シラバス閲覧 検索条件」
<https://aap.kjc.ac.jp/aa/syllabus/se0010.aspx?me=EJ&opi=mt0010>
08. 香川短期大学 web 版シラバス作成マニュアル（2025/01/22）【PDF】
11. 2026 大学案内 香川短期大学 CAMPUS GUIDE p. 53
14. 2026(令和8)年度 学生募集要項 p. 2
31. 令和5年度 教授会議事録【PDF】
32. 令和6年度 教授会議事録【PDF】
33. 令和7年度 教授会議事録【PDF】（含：各種委員会報告）

備付資料

25. 各学科 P D C A サイクル：年度末 FD/SD 研修
28. 令和7年度 食物栄養学科 学科会議事録
29. 令和7年度 子ども学科第Ⅰ部・子ども学科第Ⅲ部 学科会議事録
30. 令和7年度 経営情報・デザイン学科 学科会議事録
31. ウェブサイト「カリキュラム・ツリー」食物栄養学科他3学科
<https://www.kjc.ac.jp/wp-content/uploads/2024/03/c2058663378a5e288a5cab09f6ed21ac.jpg> など
34. カリキュラム・ルーブリック
63. FD/SD 活動の記録（令和5～7年度）
82. 令和7年度 自己評価委員会会議事録

〔区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。〕

＜区分 基準Ⅰ-B-1 の現状＞

本学の教育目的は、建学の精神に基づいて確立されており、学則（提出 01・02）第1条に定め、学生便覧等において表明している。また、全学の教育目標についても、建学の精神に基づき確立され、それを基に各学科・コースにおける教育目標（提出 01・03）を定めている。全学、各学科・コースの教育目標の確立及び改正に当たっては、学科会（備付 28・29・30）、自己評価委員会（備付 82）、教授会（提出 31・32・33）と段階を経た審議を経て、その内容を確認している。

教育目的や教育目標は、学生便覧（提出 01）及びHP（提出 03）に掲載し、学内外に表明している。その教育目的・目標に基づく人材養成の達成状況については、地域や社会の要請に込えているかを含め、学生や卒業生に対するアンケート、FD/SD 研修会（備付 63）や学科会等で定期的に把握・評価をしている。また、外部評価委員会において学外委員の意見を聴取することで、地域や社会の要望を定期的に確認している。

〔区分 基準Ⅰ-B-2 学修成果を定めている。〕

＜区分 基準Ⅰ-B-2 の現状＞

学修成果とその達成につながる教育目的・目標は、建学の精神に基づいて定められている。また、学科・コースごとの学修成果（提出 01・05）についても、全学の教育目的・目標に基づき定められている。したがって、学科・コースごとに学修成果として位置づけられているものは、建学の精神を反映するものである。

学修成果は、教育目標とともに学生便覧及びHPに掲載し、学内外に広く表明するとともに、学校教育法の短期大学の規定に照らし、教授会や学科会、自己評価委員会、FD/SD 研修会において定期的に点検し、充実改善を図っている。

〔区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

＜区分 基準Ⅰ-B-3 の現状＞

三つの方針（ポリシー）（提出 01・04）は、学生支援部教務グループが主体となり、FD/SD 研修会等により最新の情報を共有することで、教員間の理解を深めた後に「関連付けられた一体的なもの」として、各学科・コースにおいて検討し定めたものである。また、三つの方針は、各学科での検討後、自己評価委員会、教授会と段階を経て審議を重ね策定したものであり、改正する場合にも、同様の手順により組織的議論を重ねている。

三つの方針を踏まえた教育活動の実施については、本学では平成 29 年度より、シラバス上に科目の到達目標と学科のディプロマ・ポリシーとの関連を示し、その後令和 2 年度より、学修成果との対応を示すこととした。これにより、三つの方針と学科ごとの学修成果や各授

業の到達目標との関連が明確になった。

カリキュラム・ツリーについては、平成 30 年度より学生便覧（提出 01）及びHP（備付 31）に掲載し、カリキュラム内での各授業科目の位置付けを示すことができた。さらに、平成 30 年度に全学的にカリキュラム・ポリシーを見直し、アセスメント・ポリシー（提出 01・05）を含めたものとして再定義した。なお、アセスメント・ポリシーについては、認証評価時のアドバイスにより、令和 2 年度にカリキュラム・ポリシーから独立させる形で策定した。

アドミッション・ポリシーについても、高等学校の学力の三要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性等」を多面的・総合的に評価することを、大学案内（提出 11）や学生募集要項（提出 14）に明確に示している。そして、全学及び各学科の三つの方針は、学生便覧やHPに掲載し、学内外に広く表明している。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

シラバス（提出 06・07）には、履修者の到達目標や成績評価基準等、必要な事項を示すことになっており、「シラバス作成マニュアル（提出 08）」の内容の充実を図るとともに、担当者や教務委員、学科長による記載内容の点検により、改善されてきている。今後は、シラバスをより詳細に点検するための体制が必要であり、授業各回の到達目標や、各学科・コース、大学全体としての教育目標が、それぞれの段階で達成できているかどうかを、シラバスを基に分析・可視化していくことが課題である。

平成 28 年度まで、教育活動については科目担当者に委ねられており、各科目において三つの方針が踏まえられているかの判断方法はなかったが、令和元年度の認証評価に向け、平成 29 年度より科目の到達目標と学科のディプロマ・ポリシー（令和 2 年度より学修成果）との関連をシラバス上において示すこととなった。これにより、三つの方針を踏まえた教育活動の進展が具体的に確認できるようになったため、今後学科内での PDCA サイクルの一層の構築を期待したい。

また、平成 30 年度から、三つの方針を関連づけることを目的にカリキュラム・ツリーを学生便覧に掲載するようになった。この取組により、科目間の関連性について学生に説明することが可能となった。今後は、こうした関連性の理解を促すとともに、履修科目選択の参考としても、カリキュラム・ツリーの活用が期待される。加えて、平成 30 年度からカリキュラム・ルーブリック（備付 34）の運用を開始し、調査項目を拡充しながら学修成果のアセスメントを行ってきた。そして、カリキュラム・ルーブリックを作成するなかで、多くの教員が各科目の到達目標を見直し、三つの方針との関連性に対する確認へとつなげることができた。評価項目についても、実際に運用することで改善箇所が明確になった。

以上、三つの方針を踏まえた教育活動をさらに充実させていくことが肝要であり、今後こうした指標を用いた PDCA サイクル（備付 25）の見直しを進めていく。また、授業評価の妥当性や学修成果の査定の手法についても、その検証や情報収集に努め、非常勤教員も含めた大学全体での共通理解を図っていきたい。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準 I -C 社会貢献]

<根拠資料>

提出資料

なし

提出資料－30. 規程集

81. 科目等履修生に関する規程

備付資料

- 04. 地域貢献資料綴り（報道関係掲載・カルチャー講座・出前公開授業）
- 05. 科目等履修生制度案内
- 06. 教育訓練給付制度案内（食物・子ども）
- 07. 学生ボランティア活動記録
- 08. Katan Clover 集
- 09. 令和7年度までの学術交流・連携協定書 [大学・高等学校・県市町・企業等]
- 10. 食物栄養学科 地域貢献等資料
- 11. 子ども学科Ⅰ部・Ⅲ部 地域貢献等資料
- 12. 経営情報・デザイン学科 地域貢献等資料

[区分 基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学では、社会貢献の取組に関して、学生支援部や地域交流センター、学科等の各部署が連携を図りながら、その方向性と具体的内容を検討し実施している。そこでは、主に教職員については出前授業や公開講座を介して、また、学生については学生支援部学生グループが中心となり、ボランティア活動の推進を図っている。

公開講座については、地域交流センターを中心に、宇多津町教育委員会との共催による「香川短期大学カルチャー講座（備付04）」を開催している。内容は、主に本学教員の専門性を生かした講座であるが、知識や教養、体験の広がりや日々の豊かさにつながるなどの考えの下に、令和7年度は、「大人が愉しむ絵本講座」「プログラミング入門講座」「宇多津の（古街）町歩き講義・現地研修」「小中学生ドローン体験講座」「親子料理教室（クリスマス料理）」等の8講座を開講し、延べ126名の参加者があった。

また、地域の中学・高校生を対象とした出前講座（備付04）も行っている。これは、令和4年度に、教育の充実や産業振興を目的に、県内大学や各種経済団体・県市町の行政機関が一体となり設立された「大学・地域共創プラットフォーム香川」の取り組みの一環である。令和7年度は、本学として25講座を実施可能であると届け出た。延べ19回の出前講座が行われ、これは県内7大学・短大のなかでは香川大学に次ぐ実施数であった。

教員個々の社会貢献については、国の機関の評価委員や県市町の各種審議会等の委員が役員を数多く務めている。詳しくは、後掲の基礎データ様式16の教員の研究活動状況表に記している。

正課授業の開放については、本学の学生以外でも科目等履修生として正課授業の履修が可能となっている（**規程81・備付05**）。令和4年度までは「認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状・保育士資格取得特例制度」を利用し、働きながら科目等履修生として必要な単位を修得し、保育士資格や教員免許の取得を目指す保育者も見られた。また、令和5・6年度には、本学で幼稚園・保育士免許を取得して卒業した後に、科目等履修で「こども音楽療育士」の資格取得を目指す社会人も見られた。

教育訓練給付制度については、食物栄養学科（栄養士免許）と子ども学科第Ⅰ部（保育士資格）が、厚生労働省の専門実践教育訓練の対象講座として指定を受けている。この指定は、令和6年3月31日で満了を迎えるため、令和5年10月に申請を行い、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間の再指定を受けた。令和6年度には2名、令和7年度にも2名の社会人学生が本制度を活用し給付金を受給した（**備付06**）。

地方自治体や企業との連携に関しては、本報告書p5に記載しているように、香川県をはじめ、宇多津町や高松市等の7市町、宇多津・丸亀の2商工会、(株)空撮技研・香川テレビ放送網(株)・四国水族館、(株)レアスウィート等の企業と包括的連携協定を締結し、学生の商品開発やレシピ開発、実習等に繋げている。特に、(株)空撮技研との協定により、本学は無人航空機操縦における民間資格取得のための講習団体として航空局に登録された。さらに、令和6年8月には無人航空機操縦者技能証明制度（国家資格）の登録講習機関として国土交通省から認定を受け、「香川短期大学ドローン教習所」を開設した。令和5～7年度の3年間で、在学生や教職員を対象に民間資格講習を実施し、計32名が資格を取得した。また、隣接する四国水族館との連携では、令和6年度に経営情報科デザイン・アートコースの学生が、開館5周年を記念するPRポスターやロゴを制作し高い評価を受けた。

今後も、こうした連携・協力関係を強化するなかで、本学と協定先のそれぞれが保有する資源の有効活用を行い、地域社会への貢献や課題解決、また新たな民間事業の創出や本学の授業・講座内容の充実を目指していきたい。

教育機関との連携に関しては、平成27年度に帯広大谷短期大学と、平成28年度には鳥取短期大学と大学間連携協定を、高松短期大学と単位互換に関する協定を締結した。同じ法人内の尽誠学園高等学校、香川誠陵中・高等学校とも教育連携協定を締結している。また、令和6年度には中国学園大学・同短期大学、四国大学・同短期大学部と、令和7年度には隣接する四国医療専門学校と、編入学や教員・学生の活動についての協定を締結した。これらの協定は、相互の教育研究や社会貢献活動の一層の発展や充実を目指すとともに、大学間等の交流を推進するものとなっている（**提出12・備付09**）。

附属図書館については、香川県立図書館が運営する「香川県内図書館横断検索」に参加し、学外利用者への貸出サービスなど、利用促進を図っている。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）は、大学として積極的に推進・推奨をしており、学生支援部や地域交流センターの担当者が仲介となり、様々な地域活動や地元のイベントに数多く参加し、学生の自己研鑽や自己啓発、ボランティア意識の向上に大きく寄与している。また、大学として自主的な活動に取り組む学生には、後援会や学

友会から交通費などを補助し、その参加を促している。例えば、ボランティア同好会は、地元の警察や自主防犯団体とともに、各種防犯活動に積極的に取り組んでいる。一例として、平成 25 年度から坂出地区少年警察補導員を委嘱され、青少年の立ち直り支援活動や防犯活動を実施している。平成 30 年度にはチャリパト隊を結成し、宇多津町内の小学校周辺を中心に自転車での見回り活動を行ったり、通学路の危険箇所を記載した防犯マップを作成し町内の小学校に寄贈したりするなど、地域の安全・安心に貢献している（備付 07）。

地域活動においては、地元のラジオ放送局「エフエム・サン」のトーク番組「カラフル・リセス」に、年間10名程の学生がナビゲーターとして出演し、また、「うたづの町家とおひなさま」や大学近くの臨海公園で開かれる「アロハナイト」にも学生がボランティアとして数多く参加している。町主催で年 2 回実施される宇多津駅周辺の早朝清掃にも、学生と教職員が地元の人たちとともに参加している。

各学科や他の同好会活動においても、地元農産物を活用した食品レシピ開発（丸亀商工会議所）や食育活動、宇多津町・丸亀市・坂出市等の地元イベントへの協力、県青年赤十字奉仕団としての活動など、周辺自治体と連携した様々な地域貢献が行われている。

これらの活動は地域交流センター資料集（報道掲載関係）（備付04）としてまとめるとともに、本学広報誌である『Katan Clover』（備付08）にも掲載している。『Katan Clover』は、令和 7 年度で通算19号の発刊となった。また、生涯学習講座等については、地域交流センターが中心となり、取り組む行事の日程や内容の調整を図っている。

＜テーマ 基準 I -C 社会貢献の課題＞

教職員の地域貢献については、公開講座や生涯学習事業など、多くの取り組みを行っている。特に、令和 6・7 年度の高等学校への出前授業数は県内私立大学・短大・専門学校の中かで最多であり、高校の生徒や教員からも好評を得ている。一方で、大学教員の多忙化解消に逆行した形となっている。

地方自治体や企業との連携に関しても、連携事業の多くは各学科教員が内容を検討したり、学生を指導した後に引率してイベント参加をしなければならず、教員の時間外勤務の増加に繋がっている。また、多くの自治体や商工会と連携協定を結んでいるため、一部の連携について、近年具体的な取り組みがなされていないことも課題である。

学生のボランティア活動は、大学として大いに推奨しており、様々な地域活動や地元のイベントの周知を、学内掲示や学生メールを用いて積極的に行い、交通費の補助も行っている。一方、学生たちは、授業や課題レポート作成で忙しく、また、アルバイトにも多くの時間を費やしているため、参加者が限られている。引き続き今後も、ボランティアの意義、例えば、多様な価値観やスキルの獲得、社会課題への気づき、地域の文化や歴史への学び、視野の広がりなどを機会あるごとに伝え、活動の広がりを図っていきたい。

＜テーマ 基準 I -C 社会貢献の特記事項＞

以下に、学科・コースごとの特記事項を記す。実施内容には、「内部質保証」や「学修成果」

に関するものも多少含まれるが、地域社会とのつながりを含めた社会貢献に深く関連しているため、ここに記すこととする。

食物栄養学科 (備付10)

「高校生お弁当の日甲子園」

平成28年度より始めた「高校生お弁当の日甲子園」は、香川県及び近県の高校生を対象に高校家庭科教員との連携のもと実施しており、今年度は165名の生徒からの応募があった。この事業は、高校生が家庭で調理をするきっかけになるとともに、調理の好きな高校生の活躍の場となっている。

「適塩ランチ」

同好会「食を愛でる会」は、地域住民の食塩摂取量を減らすことを目的とした適塩レシピ集の作成や、学生食堂と協働した適塩ランチの提供・販売を行っている。

「学生による食育活動」

平成23年度から10年以上にわたり、地域の小学生を対象として学生による食育活動を実施している。今年度は対象を中学生まで拡大し、「食生活を考えよう！今日からできる成長期の身体づくり」をテーマに、食生活について主体的に考えることを目的として実施した。企画に携わる学生は、前年度の活動を振り返りながら自らテーマを設定しており、地域のニーズを踏まえた取組を進めている。

子ども学科第Ⅰ部・第Ⅲ部 (備付11)

「こども劇場」

幼稚園や保育所に通う子どもたちを招待して、学生たちが歌や劇、楽器演奏やダンス等を公演するというものである。昭和52年に始まり、現在では保育関係者によく知られた行事となっている。また、テレビ番組や新聞等の多様なメディアにも取り上げられ、地域の人たちに子ども学科の学びの内容を知ってもらう絶好の機会ともなっている。コロナ禍によりやむを得ず中止とした年もあったが、令和7年度は宇多津・高松の2会場で公演を行い、周辺市町の幼稚園・保育所に通う子どもたち約1,600人を招待した。こうした活動は、幼稚園教諭・保育士養成校としての本学の状況や学修成果を外部に発信できる機会であるとともに、学生自身が公演の準備から発表までの様々な経験を通して、達成感や自信を得られる場となっている。今後一層、観客である子どもたちと創り上げる活動にしていきたい。また、本学の大学祭においても、以前から短縮版の公演を行っており、令和5年度からは「ミニこども劇場」の名称で実施している。

「高校生おもちゃ甲子園」

令和5年度より新たな取組として、「高校生おもちゃ甲子園」を始めることとなった。身近な「おもちゃ遊び」が乳幼児期の心身の発達や脳を育てる遊びの1つであることに着目し、子どもたちがワクワク・ドキドキするようなアイデアいっぱいの手作りおもちゃを高校生が制作するコンテストである。3回目に当たる令和7年度は99作品(個人78作品・グループ21作品)の応募があり、42作品(個人30作品・グループ12作品)を入選作品とした。その後、2次審査により13作品(個人10作品・グループ3作品)を選出した。13作品の最終審査は、10月の大学祭当日に実施し、来場した方からの投票や作成した高校生自身のプレゼンテーシ

ョン、審査員の投票により、受賞作品(個人8作品・グループ2作品)を決定した。当日のイベントの様子や受賞者の写真は四国新聞に掲載された。今後も、物づくりに取り組む高校生の発表の場が広がるよう、広報や運営の充実を図っていきたい。

「高校生出前授業」

保育士不足解消のため、多くの生徒に保育に興味・関心をもち保育者を目指してもらいたいと考え、高校2・3年生を対象として、「保育現場の遊び」「子どもの発達について」等の内容の出前授業を行っている。授業では、子どもたちの様子や遊びについて熱心に聞いてくれる高校生の姿が印象的であった。次年度も継続して実施する予定である。

「高校生保育実習」

上記と同様に、保育士不足解消のため、令和5年度から本学の卒業生が園長である3園(高松市・丸亀市・善通寺市)において、6月から8月にかけて計6回の保育実習を実施し、本年度は合計13名の高校生の参加があった。子どもとの遊びに加え、クラス担任から子どもたちが興味ある遊びや保育者の仕事内容を聞くことができ、保育職を知るうえでの良い機会となった。

経営情報・デザイン学科

(備付12)

「ドローン教習」

近年、無人航空機(ドローン)技術は急速に発展しており、物流・建設・農業・エンターテインメントなど多くの産業分野で利用が拡大している。そのため、ドローンの操縦技術や安全管理に関する知識をもつ専門人材の需要が高まっている。このことから、令和4年度に(株)空撮技研と協定書締結を行い、ドローンに関する本学教職員の技術や資格取得とともに、学生への実習や外部へのドローン教習が実施できる体制を整えてきた。そして、令和5年度からは、(株)空撮技研が認定する民間資格である「無人航空機操縦技能証明証」を取得するための教習を実施してきた。学生の受講者数は、令和5年度は8名、令和6年度、7年度は各9名となっている。特に令和7年度は大学間連携により香川大学の学生1名が受講した。残念ながら航空法の改正によって「無人航空機操縦技能証明証」は令和7年12月で廃止となったが、ドローンの国家資格である「二等無人航空機操縦士」の実地教習受講時には経験者として認定されることとなった。そして、「香川短期大学ドローン教習所」は、令和6年8月に、国土交通省から「二等無人航空機操縦士」の実地教習ができる登録講習機関として認められている。そこで、これまで実施してきた民間資格の教習は学内のみで通用する経験者認定教習として継続し、学生がより安価に国家資格の実地教習を受講できる体制を整備して行く予定である。

「卒業制作展(デザインアートコース)」

デザインアートコースでは、毎年、2年間の学修成果発表の場として卒業制作展を開催している。令和7年度は、令和8年2月5日から8日まで、「卒業制作展2025 私の敵はだいたい私」をテーマに、坂出市民美術館において開催し、絵画・グラフィックデザイン・プロダクトデザイン・映像・漫画など、多岐に渡る分野の作品展示を行った。あわせて、本学と隣接する四国水族館との包括連携協定に基づいた「四国水族館PRポスター制作プロジェクト」により、学生が制作した四国水族館PRポスター3作品と四国水族館5周年記念ロゴの展示も行われた。

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

<根拠資料>

- 01. 令和8年度 入学生用学生便覧
「三つの方針」 pp. 4-8、「学修成果」 pp. 8-10、「アセスメント・ポリシー」 p. 10
- 04. ウェブサイト「三つのポリシー」
<https://www.kjc.ac.jp/about/policy/>
- 05. ウェブサイト「学修成果・アセスメント・ポリシー」
<https://www.kjc.ac.jp/about/learning-achievement/>

提出資料－30. 規程集

- 03. 香川短期大学 外部評価委員会規程
- 08. 香川短期大学 自己評価委員会規程
- 09. 香川短期大学 大学評価実施規程
- 10. 香川短期大学 相互評価実施規程
- 15. 香川短期大学 I R委員会規程

備付資料

- 13. 令和5年度 自己点検・評価報告書
- 14. 令和6年度 自己点検・評価報告書
- 15. 令和7年度 自己点検・評価報告書
- 16. ウェブサイト「自己点検・評価」
<https://www.kjc.ac.jp/about/university-evaluation/>
- 17. 高校訪問報告書綴り（主に入試センター）
- 18. 令和4年度 鳥取短期大学・香川短期大学 相互評価報告書
- 19. ウェブサイト「相互評価」
<https://www.kjc.ac.jp/about/university-evaluation/>
- 20. 令和7年度 学生による授業改善アンケート結果
- 21. 令和7年度 学生生活に関する調査（入学時・卒業時）結果
- 22. 令和7年度 卒業生就職先アンケート結果
- 23. 令和7年度 卒業生追跡調査（対象：令和5年度卒業生）結果
- 24. ウェブサイト「学生生活に関する調査」
<https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/#section-8>
- 25. 各学科PDCAサイクル：年度末FD/SD研修資料
- 26. ティーチング・ポートフォリオ綴り
- 27. ウェブサイト「IR分析」
<https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/#section-7>
- 34. カリキュラム・ルーブリック
- 35. 令和7年度 カリキュラム・マップ

78. 令和7年度 外部評価委員会議事録

82. 令和7年度 自己評価委員会議事録

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

＜区分 基準 I-D-1 の現状＞

本学では、香川短期大学自己評価委員会規程（規程08）を整備し、これに基づき自己評価委員会を設置し、定期的に自己点検・評価を実施している（備付82）。また、自己点検・評価活動により得られた結果は、香川短期大学大学評価実施規程（規程09）に基づき、毎年報告書（備付13～15）として冊子にまとめるとともに、本学HPにおいて公表している（備付16）。

自己点検・評価活動に対して、全教職員の積極的な参加を促すため、自己評価における重要な事項については、FD/SD 研修会等を通して説明を重ね、共通理解を得るとともに認識を共有し、その改善に取り組んでいる。

高等学校等の関係者の意見聴取については、入試センター職員を中心に行っている（備付17）。また、高等学校を含む学外からの評価視点を取り入れることを目的に、平成18年度より、本学教職員と地域の有識者や近隣高等学校長を委員とする教育推進協議会を毎年2月に開催している。令和2年度より「外部評価委員会（規程03）」に名称を変更し、学外有識者からの意見を聴取しやすいよう工夫を行い実施している（備付78）。

また、平成20年度より香川短期大学相互評価実施規程（規程10）に基づき、認証評価受審年度の中間年において、鳥取短期大学との間で相互評価を行っている（備付18・19）。

内部質保証検証の一環として、学生へのアンケート（備付20・21）や、学修成果が卒業後に社会的に通用しているかどうかについて尋ねる就職先アンケート（備付22）、卒業生追跡調査（備付23）を継続して実施しており、自己点検・評価の充実に努めるとともに、その結果を公表している（備付24）。また、平成17年度の認証評価開始以降、本学は7年に一度の認証評価（第三者評価）を受審し認証を得ているが、改善の指摘を受けた項目もある。これらの自己点検・評価の結果及び認証評価の結果を基に、各学科、教務グループや学生グループ、キャリア支援センターや入試センターの各部署において、今後も一層の改革・改善に取り組んでいきたい。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

＜区分 基準 I-D-2 の現状＞

本学の学修成果は、建学の精神に基づき、「幅広く深い教養を培い自主・自律の精神を養うとともに、豊かな人間性を涵養し、それぞれの専門とする分野の知識と技術の向上を図って、地域社会に貢献できるようになること」と定めている。この全学的な学修成果を基に、共通科目及び各学科・コースの専門科目について、より具体的な学修成果を「知識・理解」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」「技能」の4つの観点から定めている。さらに、学修成果

の達成を目指した教育内容・教育方法の充実改善を図り、本学の「教育の質」を保証するためのアセスメント・ポリシーを、評価の目的、3段階での学修成果の評価方法〔機関レベル（大学）・教育課程レベル（学科・コース）・科目レベル（授業）〕及び成績の評価方法として定めている。

学修成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法については、令和元年度にカリキュラム・ポリシー（提出 01・04）に含める形でアセスメント・ポリシー（提出 01・05）を作り、その後、認証評価時のアドバイスにより、アセスメント・ポリシーをカリキュラム・ポリシーから独立したものとして策定し、令和2年度より適用している。

査定手法の点検については、定期的に行っている。一例として、平成30年度に作成し、令和元年度運用開始のカリキュラム・ルーブリック（備付 34）を用いて、コロナ禍明けの令和2年度から、学務システムを活用することで「カリキュラム・ルーブリックを用いた学生の自己評価アンケート」を実施しており、令和4年度以降のFD/SD研修では、それを用いた学科カリキュラムのアセスメント結果と今後の展望について報告がなされている。令和5年度には、卒業生就職先アンケートにおいて、カリキュラム・ルーブリックを基にした質問項目調査を実施し、学生の自己評価と卒業生の就職先からの評価との比較を行った。また、令和6年度には、その内容が適切かどうかの質問項目を追加することにより、外部の意見を参考としたカリキュラム・ルーブリックの改善の試みを一部の学科で行った。

また、令和5年後期より、学生による授業改善アンケートの質問項目を見直したことにより、カリキュラム・ルーブリック（備付 34）、カリキュラム・マップ（備付 35）、授業改善アンケート（備付 20）、卒業生就職先アンケート調査（備付 22）を同じ基準（上記本学学修成果の4観点）で比較することが可能となった。今後も、それらの調査結果の活用方法や調査範囲の拡大を検討していきたい。

教育の質の向上・充実のためのPDCAサイクルとしては、学科ごとに振り返りを行い、それを年度末のFD/SD研修で報告・検討することにより、全教職員で共有している（備付 25）。また、各教員の教育改善を目的として、ティーチング・ポートフォリオ（備付 26）を作成しており、自己省察に利用するデータや資料を集積し、教育業績の裏付けとしても活用している。

なお、学生による授業改善アンケートについては、令和2年度後期より、学生の評価や意見に対する教員のコメントを公開する機能が追加され、アンケートの数値結果や文章記載に対して教員がフィードバックし、学生がその改善状況を知ることが可能となった。あわせて、Active Academyをカスタマイズすることにより、最新のアンケート集計結果をシラバス閲覧画面から閲覧できるようになった。その結果、令和3年前期から学生が履修登録の際にアンケート結果を参考にすることが可能となった。加えて、学修成果（提出 01・05）の4観点ごとに、どの程度身についたと感じているかも調査できるようになった。

また、PDCAサイクル活用の一環として、IR室・IR委員会（規程 15）を設置し、学生支援部教務グループや各学科、入試センターやキャリア支援センターと連携しながら、各種アンケート結果による学生の到達度や満足度、GPAを含む学修成果等について、適宜分析を行っている。その分析結果は、教授会や学科会を通して教職員に返すとともに、本学HPにも公表している（備付 27）。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更については、随時確認して対応してお

り、法令を遵守している。なお、国家資格に係る学科においては、カリキュラムや担当教員の変更について、随時関連省庁に報告を行っている。

＜テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題＞

教育の質の査定手法として、「学生による授業改善アンケート」は有効であり、履修者数6人以上の全ての科目を対象に実施している。そのなかで、Active Academy の機能拡充を行い、集計作業の自動化によって事務作業の負担が軽減された。一方で、回答する学生の負担が増加し回答率の低下が見られたため、令和5年度に教務委員会において設問内容と設問数の見直しを行った。その結果、全学科の回答率が令和4年度後期は44.7%であったが、令和5年度後期54.0%、令和6年度後期59.4%、令和7年度後期には68.6%まで上昇した。

公開授業については、その実施期間が短かったためか、これまで授業見学に参加した教員は少なかった。公開授業は各教員が専門性を活かし、シラバスに書かれた内容をどのように実施し展開するかについて見学できる重要な機会である。多くの教員が見学でき、教育の質向上の相乗効果が得られるよう、さらなる対策が必要である。

また、大学全体では各種アンケート調査やその結果の分析・共有をFD/SD研修などを通して行い、教員個人としては、教育改善を目的として、ティーチング・ポートフォリオの提出とその振り返りを行っているが、PDCAサイクルの活用という点では十分とは言えない。今後、他大学の取り組みも参考にしながら、一層の充実を図っていきたい。

＜テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項＞

特になし

<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>**(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況**

教育の効果においては、時宜にかなった学修成果を定めることが望まれる。そこで、令和元年度に学修成果を再定義し、令和2年度4月より、本学ホームページや学生便覧、学生募集要項等で広く表明した。

また、ディプロマ・ポリシーやアセスメント・ポリシーを明確に定め、学科・コースごとに「学生がそのカリキュラムによって身に付く能力」「教育内容・教育方法の充実を図るため、学修成果の達成についての評価方法」をホームページ等で表明しているが、今後もこれらに基づいた点検を、全学的かつ定期的に行うこととする。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神について、教職員とのつながりや学生間のつながりのなかで、教育や研究、大学生生活を通して具現化されていくものとする。また、教職員においても、学校法人という組織のガバナンスに責任をもちながら、教育研究や学生指導・支援を行うことが肝要である。そこでは、建学の精神、教育目的、教育目標、三つの方針について定期的に確認するとともに、印刷物やHP、学内掲示物等による学内外への公表方法も一層工夫する必要がある。そして、教育効果の有用性については、現在「学生による授業改善アンケート」や「学生生活に関する調査（含：卒業時のアンケート）」「卒業生追跡調査」を通して点検しているが、さらに充実を図りながらアンケート回収率をあげるための内容や実施時期・時間の検討を行っていく。

また、教育の効果や内部質保証において、各授業科目や授業時間の到達目標に建学の精神とのつながりが反映されているかどうかについて、担当教員が把握しておく必要がある。学科・コースや大学全体としても、授業が建学の精神や教育目的に基づいて行われ、その量的・質的な学修成果をどのように授業改善に活かしているかについて、各学科長、学生支援部長や学長が、把握し検討できる仕組みの構築を進める。

今後は、調査結果の活用方法や就職先の調査範囲を拡大し、さらなる授業の質の向上を図っていきたい。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

01. 令和 8 年度 入学生用学生便覧「三つのポリシー」pp. 4-8、「学修成果」pp. 8-10、「学位規程」p. 11、「学年暦」pp. 42-43、「教育課程一覧表（含：カリキュラム・ツリー）」pp. 93-125、「学則：教育課程及び履修方法等（教育課程の編成方針・編成方法）」pp. 155-157
04. ウェブサイト「三つのポリシー」
<https://www.kjc.ac.jp/about/policy/>
05. ウェブサイト「学修成果・アセスメント・ポリシー」
<https://www.kjc.ac.jp/about/learning-achievement/>
06. 令和 7 年度 シラバス一覧表及び全シラバス（PDF）
07. ウェブサイト「Active Academy Advance シラバス閲覧 検索条件」
<https://aap.kjc.ac.jp/aa/syllabus/se0010.aspx?me=EJ&opi=mt0010>
09. 令和 7 年度 行事予定（学年暦：全学科）

提出資料－30. 規程集

01. 香川短期大学 学則（令和 8 年 4 月 1 日施行）
02. 香川短期大学 学位規程
75. 香川短期大学 履修規程

備付資料

（提出 02.）令和 8 年度 学則

別表第 1：学生定員、別表第 2：共通科目・専門教育科目、別表第 3：教職に関する科目、別表第 4：その他の免許及び資格に関する科目、別表第 5：免許及び資格の種類

20. 令和 7 年度 学生による授業改善アンケート結果
21. 令和 7 年度 学生生活に関する調査（入学時・卒業時）結果
22. 令和 7 年度 卒業生就職先アンケート結果
23. 令和 7 年度 卒業生追跡調査（対象：令和 5 年度卒業生）結果
24. ウェブサイト「学生生活に関する調査」
<https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/#section-8>
28. 令和 7 年度 食物栄養学科 学科会議事録
29. 令和 7 年度 子ども学科第Ⅰ部・子ども学科第Ⅲ部 学科会議事録
30. 令和 7 年度 経営情報・デザイン学科 学科会議事録
31. ウェブサイト「カリキュラム・ツリー」食物栄養学科他 3 学科

[https://www.kjc.ac.jp/wp-](https://www.kjc.ac.jp/wp-content/uploads/2024/03/c2058663378a5e288a5cab09f6ed21ac.jpg)

[content/uploads/2024/03/c2058663378a5e288a5cab09f6ed21ac.jpg](https://www.kjc.ac.jp/wp-content/uploads/2024/03/c2058663378a5e288a5cab09f6ed21ac.jpg) など

- 32. 令和7年度『教養講座』各回の内容一覧
- 33. 令和7年度 キャリア支援センター資料集
- 34. カリキュラム・ルーブリック
- 78. 令和7年度 外部評価委員会議事録
- 81. 令和7年度 教務委員会議事録

〔区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。〕

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

卒業認定は学則（提出 01・02・規程 01）第 56・58 条、学位授与については香川短期大学学位規程（提出 01・規程 02）を定めている。また、単位授与については、学則第 53 条に「単位の授与」としてその要件を定めるとともに、学生に対しては入学時オリエンテーションでの全体説明会やクラス担任指導において、学生便覧を使用してその要件を周知している。

単位の実質化については、学生便覧に単位の計算方法を示し、各授業のシラバスにおいて、1 単位当たり 45 時間の学習量を確保するために、事前・事後学習の内容及び時間を明記することで学生に示している。

また、履修単位の上限設定については、平成 28 年度より CAP 制を設け、本学履修規程（規程 75）第 5 条に「年間 50 単位」と定め、学生便覧に示すことで、在学期間中にバランスのとれた履修や学修ができるようにしている。

学科・コースの卒業認定・学位授与の方針（以下、ディプロマ・ポリシー）はそれぞれの学修成果と対応している。また、ディプロマ・ポリシー（提出 01・04）により、卒業の要件や同ポリシーを反映したシラバスによる成績評価の基準、学生便覧掲載による資格取得の要件を示している。

卒業認定・学位授与及び資格取得認定については、卒業認定学科会を経て卒業認定教授会で確認されるため、それが適切に運用されていることを全教員で点検できている。

〔区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。〕

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、学科・コースの定める学修成果（提出 01・05）に対応するよう編成し定めている。また、資格取得に必要な授業科目についても、関係する法令にのっとり編成している。

シラバス（提出 06・07）には、短期大学設置基準等にのっとり、学修成果、授業計

画やその内容、教科書や参考書等の項目を記している。そこでは、「履修者の到達目標」とともに「学修項目とその成績評価方法及び配点比率」を明示し、学修成果の獲得を適切に判定している。また、平成 29 年度より「授業の到達目標と開講学科のディプロマ・ポリシーとの対応（令和 2 年度より、「授業の到達目標と開講学科の学修成果との対応」に変更）」「各回の事前事後学習と時間」「オフィスアワーの時間帯」についても新たに明示した。各授業の実施時間日時については、学年暦（提出 01・09）に即して体系的に編成し、学生に周知している。

学生による授業評価（備付 20）については、年間 2 回、前後期の授業に対して実施しており、評価の統計を取るとともに、学生の意見に対して教員コメントをシステムに入力するなどして、授業改善に活用している。

学科・コースにおける授業科目の新設・改廃や、教育課程の編成については、各学科会（備付 28・29・30）や教務委員会（備付 81）において、定期的かつその都度見直すことにより、改善及び充実を図っている。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

各学科・コースの教育課程（提出 01）において、一般的な教育内容である共通科目と専門教育科目に分けて配置しており、それを学科ごとの一覧表とともにカリキュラム・ツリー（提出 01・備付 31）で示している。

教養教育科目を含めた共通科目については、各学科・コースの専門性を考慮した授業内容の科目をいくつか配置している。また、社会人としての基礎力養成を目指し、それぞれの専門性とは異なる分野の共通科目も設け、幅広い教養教育の実施を目指している。ただし、本学の多くの学科・コースが資格取得を前提としており、その取得に必要な専門教育科目の必要単位数を加えると、短期大学が卒業要件単位数を上回っている状況にある。したがって、学生は専門教育科目の単位修得に追われ、教養教育科目を含めた共通科目は最低限必要な単位数しか履修しない傾向がある。また、教員免許のように、共通科目のなかで必履修・修得が定められている科目もあり、そうした学生の科目選択の幅は小さくなる。このように、教養教育に関しては、多様な領域について学びやすい状況とはいえないが、様々な外部講師の招聘により幅広い学びができる『教養講座』（備付 32）を置くことで、現在の学生に必要とされる教養の涵養を図っている。

大学教育では、学術的かつ理論的な学問を学ぶとともに、幅広い教養を身につけることが大きな目的として掲げられている。教養教育は、特定の領域に限定されず、社会や人間について幅広く学ぶ科目群として位置づけ、柔軟な思考力、判断力、課題探究能力など、知的活動の基盤を養う役割を担っている。その意味で本学では、専門教育と対置させるのではなく、両者を統合して「社会人基礎力」を育成することに主眼を置いている。また、教養教育科目のうち、資格取得に係る一部の科目については法令で単位修得が必須とされていることから、これらの教養教育は専門教育と関連していると言えよう。

また、教養教育の効果についても、専門科目と同様にカリキュラム・マップに位置付けており、学修成果との関連性から教育効果を測定・評価し、その改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学では全ての学科において、専門教育科目と教養教育科目の双方を通して社会人としての基礎力養成に努めている。また、資格取得を前提とした学科・コースでは、学生が就職する職種がほぼ決まっており、教養教育科目のなかにもこれらの職種において重要となる内容が多々あることは、＜基準Ⅱ-A-3＞で述べた通りである。一方、専門教育科目については、検定試験対策や実習指導等、職業に直接つながる授業科目も含めて配置しており、より実践的な職業教育を行っている。例えば子ども学科では、幼稚園教諭や保育士として必要な基本的知識や技術、コミュニケーション能力、教材開発能力の育成に努め、これらの資格取得に必須となる実習を、専門教育科目の一部で実施している。この実習により、学生は日頃培った技術や能力がどの程度獲得できているかを自ら確かめる機会を得るとともに、状況に合わせたアレンジ能力や的確な表現力の必要性について認識を高めている。なお、子ども学科のように学外での実習を行う課程では、受け入れ先教職員からの指摘や助言内容を学科会で随時報告し教員間で共有することで、学生指導や授業内容の改善に役立てている。また、専門教育科目以外でも、各学科の特性に応じたキャリア支援研修（備付 33）を行い、職業への接続を図っている。

職業教育の効果の測定・評価については、実習先の指導者からの評価に加え、卒業時の「学生生活に関する調査」（備付 21・24）、卒業生就職先アンケート（備付 22）、卒業生追跡調査（備付 23・24）、外部評価委員会（備付 78）（令和3年度より「教育推進協議会」から名称変更）等での意見聴取により、実施できていると考える。また、令和7年度から本格実施となった「全国学生調査」にも参加し、結果を公表している。これらの調査結果や得られた知見は、学科・コースごとに次年度以降の職業教育内容の見直しに活かしている。その改善の一例としては、令和4年度のカリキュラム・アセスメント結果報告会（FD/SD 研修）で、卒業生の就職先へのアンケート調査の質問にカリキュラム・ルーブリック（備付 34）に関する内容を盛り込むことが提案され、令和5年度以降、学生の自己評価と卒業生の就職先からの評価との比較を行っている。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

建学の精神に基づく教育目標及び三つの方針の実現のために、カリキュラム・ポリシー（提出 01・04）に沿った学修成果を明示したシラバスの作成を徹底していく。そのために、各科目における到達目標の設定や成績評価方法の記載内容を点検し、不十分な場合は、学科長や教務グループから改善を求めることとする。

資格取得に直接関わりがない授業科目や、キャリア形成のための授業科目の編成についても、昨年度に引き続き点検をして改善を図る必要がある。また、資格取得を主たる目的としない学科においては、多様な学生に対応する授業科目の編成が求められる。そのためには、教員の専門性を十分に活かした学内配置とともに、教員各々の専門性や教授方法をさらに高めるため、様々な研修への参加を促したい。それにより、全学的、また学科ごとのカリキュラム・ポリシーの実現が図れると考える。

また、就職時の課題として、報告書作成や保育現場での指導案作成の習熟の不十分さがある。職場では、文書による報告や連絡が重要な職務であるため、在学時の文章能力の向上が求められている。また、コミュニケーション能力も重要視されており、具体的にどのような内容や方法でレベルアップを図っていくかも大きな課題である。

本学では現在、全ての学科において、教養教育科目を通して社会人としての基礎力の養成に努めている。この「基礎力」には、一般教養やマナーのほか、現在はデータサイエンス・AIや情報活用能力が文系学生にも求められるようになるなど、時代とともに急速に変化している。したがって、学生たちが卒業後に豊かな人生を送るとともに、短期大学という短い期間で社会に役立つ人材となるよう、共通科目の内容を再構築していく必要があり、そのためには、これまで難しいとされてきた教養教育の効果の測定や評価方法への新たな取組が必要であると考えます。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学修成果]

<根拠資料>

提出資料

01. 令和8年度 入学生用学生便覧「学修成果」pp.8-10
05. ウェブサイト「学修成果・アセスメント・ポリシー」
<https://www.kjc.ac.jp/about/learning-achievement/>
06. 令和7年度 シラバス一覧表及び全シラバス (PDF)
07. ウェブサイト「Active Academy Advance シラバス閲覧 検索条件」
<https://aap.kjc.ac.jp/aa/syllabus/se0010.aspx?me=EJ&opi=mt0010>
08. 香川短期大学 web 版シラバス作成マニュアル (2025/01/22) (PDF)

提出資料－30. 規程集

77. 香川短期大学 GPA制度に関する要項

備付資料

22. 令和7年度 卒業生就職先アンケート結果
23. 令和7年度 卒業生追跡調査（対象：令和5年度卒業生）結果
24. ウェブサイト「学生生活に関する調査」
<https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/#section-8>
25. 各学科PDCAサイクル：年度末FD/研修資料
34. カリキュラム・ルーブリック
35. 令和7年度 カリキュラム・マップ
36. 令和7年度 GPA成績分布図
37. 令和7年度 卒業判定資料（単位・学位取得状況）
38. 令和7年度 免許・資格取得資料

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学修成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

本学の学修成果は、「知識・理解」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」「技能」に分けて定めており（提出01・05）、具体性があると考えます。そして、これらの記述には、学生の視点に立ち「～を身につけている」といった表現を用いていることから、学生にとって理解しやすいものとなっている。

また、日々の授業科目において獲得すべき学修成果を、学生にとってより具体性をもった内容とするため、教員は各授業科目におけるシラバスの「履修者の到達目標」に、「～を目標とする」ではなく「～ができる」「～が身につく」などの表現を用い、学生自身が授業を通し

て何が身につくかを具体的に理解できるよう、シラバス（提出 06・07）を工夫し作成している。加えて、「授業の到達目標と開講学科の学修成果との対応」が記載されることにより、学生がその授業を履修することで、学修成果のどの領域が育まれるのかを具体的にイメージすることが可能となっている。

なお、「シラバス作成マニュアル」（提出 08）は、平成 23 年度以降、分かりやすい様式や評価基準を実現するための検討を重ね、その成果を反映した更新を続けている。また、このマニュアルを非常勤教員も含めた全教員に配付している。

学科・コースごとに位置づけている学修成果は、短期大学設置基準等に示されている一定の期間内で獲得可能と考えられる。なお、国家資格の取得に係る学科・コースの教育内容は、それぞれの資格を管轄する省庁によって科目の内容や単位数が定められ、それらは当然ながら本学在学中に修得できるようカリキュラムが組まれており、各資格に応じた学修成果についても一定期間内で獲得可能である。

学修成果の獲得状況の測定については、アセスメント・ポリシーの実質化を図るなかで、新たな手法としてカリキュラム・ループリック（備付 34）についても検討を重ねており、令和 2 年度よりこれを用いた測定を行っている。また、学科・コースごとの学修成果と各科目内容に基づき作成されたカリキュラム・マップ（備付 35）を活用して、授業科目間での教育内容の重複や欠落の回避に努めている。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学修成果の獲得状況を適切に評価している〕

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

各授業科目の学修成果は、シラバスに履修者の到達目標、授業の到達目標と学修成果との対応を明記することで、各学科の学修成果に対応している。

また、教員は、シラバスに示した成績評価基準により、学修成果の獲得状況を評価するとともに、適切に把握している。他方で、評価項目の内容や測定方法は授業担当者に委ねられており、今後ループリックの作成を含め、客観的な評価の観点や配点等の統一性のある測定基準を設定する必要がある。特に、学外での実習を行う学科・コースにおいては、実習区分に応じた評価表について、可能な項目では全学的な基準や様式の統一を図り、学科間での学修成果の獲得状況の比較や分析にもつなげていきたいと考える。

こうした教員の成績評価の状況についての把握や点検に関する試みとして、IR 室による科目ごとの成績分布状況の比較があげられる。この試みは、各授業における成績評価の妥当性を分析するため、各授業の成績評価の点数をもとに指標を求め、基準内に収まっていない科目を報告するものである。実技やゼミ形式など、科目ごとに特性があるためすべての科目について統一基準の適用は難しいが、今後も改善しながら継続していきたい。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学修成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

学修成果の獲得状況の把握において、GPA 分布（**規程 77・備付 36**）、単位取得率や学位取得率（**備付 37**）、資格試験や国家試験の合格率（**備付 38**）、ルーブリック分布の活用については、各学科会で共有した後に教授会や FD/SD 研修会で報告しており、全学的に共有されていると考える。そこでは、量的・質的データに基づいた評価を行うとともに、IR 室による授業・学修成果・学生動向の分析を実施し、結果の一部については HP において公開している。

学修成果の獲得状況は、卒業後の調査によっても測定可能であることから、全学科において「卒業生就職先アンケート（**備付 22**）」を実施している。アンケートの対象先は、職種によって偏りがないよう事業所を選択している。令和 7 年度は 92 事業所に送付し、75 事業所から回答を得た。質問項目には、専門的な知識や技能の習熟、挨拶や仕事の指示に対する態度、電話応対、社内での付き合い方などのコミュニケーションに関する内容も含めている。また、それらの評価以外に自由記述欄を設け、その内容により卒業生の具体的状況や担当者の姿勢が推し量られるため、今後の在学時指導の参考となっている。また、学外実習の際に巡回指導を行う学科においては、各教員が可能な範囲で卒業生の状況を実際に聴取している。これにより、就職先でどのような専門的内容や共通科目が役立っているかを具体的に知ることができるため、次年度のカリキュラムや科目内容の見直しに活用している。

また、アンケート実施後の FD/SD 研修会において、カリキュラム・ルーブリックを導入することで評価項目の客観的分析ができるのではとの意見が出され、令和 7 年度から学生の自己評価と卒業生の就職先からの評価をふまえ、必修科目の見直しや卒業生の経年比較などを行った（**備付 25**）。

一方、既卒者に対しては、「卒業生追跡調査（**備付 23・24**）」を実施している。対象は、卒業後 2 年を経た卒業生で、内容は現在の雇用形態や転職状況とともに、進路先の満足度や本学で学んだことが活かされているかどうかなどについてである。その調査結果については、学科内で共有するとともに、授業内容の改善や実習指導に活かしている。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 学修成果の獲得状況の公表に努めている。〕

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

学修成果の獲得状況については、アセスメント・ポリシーに基づき調査され、カリキュラム・ルーブリック、卒業生数、資格取得者数等が可視化されている。また、本学 HP において、学位授与状況、国家資格等取得状況、就職・進路状況、学生による授業改善アンケート結果等を公表している。

学生本人の学修成果獲得状況の把握については、Active Academy の「履修カルテ：履修計画表」より、今後必要な単位数を卒業や資格ごとに確認することが可能となっている。しかし、「履修カルテ：履修計画表」の活用頻度については各学科や担任に委ねられている状況であり、十分に活用されているとは言い難い。

＜区分 基準Ⅱ-B 学修成果の課題＞

公開授業や教員の研修を推進し、PDCA サイクルが効果的に行われるよう検討していく。そのために量的・質的な学修成果をさらに可視化し、学生が社会的通用性のある学修成果を獲得できるよう、統一された評価手法やシステムを構築していく必要がある。また、カリキュラム・マップを活用し、学生自らが学修成果の獲得に向けた見通しをもてるよう、共通科目や専門科目群の関連が分かるような資料作成についても検討していく。

卒業生の就職先に対して、本学で獲得した様々な学修成果が通用し発揮されているかどうかに関する項目を、また、既卒業生に対しても、本学で獲得した学修成果が役立っているかに関する項目を含んだアンケートを実施している。今後、実習先や就職先、また外部評価委員会での意見を参考に、それら結果の丁寧な分析を行うとともに、アンケート回収率を上げる工夫が必要であると考えます。

国家資格取得が前提となっている学科・コースでは、法令等の改正に合わせ、常に新たな方針に沿った授業科目の開設やカリキュラムの編成が求められており、今後も本学の特性を活かし、学生の能力や興味・関心を考慮しながら対応していく。

＜区分 基準Ⅱ-B 学修成果の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

提出資料

01. 令和8年度 入学生用学生便覧「三つの方針」 pp.4-8
04. ウェブサイト「三つのポリシー」
<https://www.kjc.ac.jp/about/policy/>
10. 2025 大学案内 CAMPUS GUIDE
11. 2026 大学案内 CAMPUS GUIDE
12. 2027 大学案内 CAMPUS GUIDE デジタル・パンフレット
https://edu.career-tasu.jp/p/digital_pamph/frame.aspx?id=7596200-0-4&cs=1&FL=0
13. 2025(令和7)年度 学生募集要項
14. 2026(令和8)年度 学生募集要項

提出資料－30. 規程集

22. 香川短期大学 入試委員会規程
64. 香川短期大学 入学者選考規程
67. 香川短期大学 社会人入学者の入学金及び授業料等減免規程
68. 香川短期大学 外国人留学生の入学金及び授業料等減免規程

備付資料

17. 高校訪問報告書綴り（主に入試センター）
39. 2026(令和8)年度 一般選抜 2次募集 学生募集要項
40. 高等技術学校（子ども学科第Ⅰ部）関連の書類
41. 2026(令和8)年度 【3年履修】外国人留学生特別選抜要項
42. 長期履修留学生向けパンフレット
43. 各学科の学科案内リーフレット
44. 入学式案内送付関連資料
45. 香川短期大学ファクトブック
84. 令和7年度入試委員会議事録

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1の現状>

入学者の選抜は、入試種別ごとに実施しているが、いずれの場合も志願者の「学力の三要素（知識・技能）（思考力・判断力・表現力）（主体性・協調性等）」について、書類審査や面

接、小論文、学力試験等により、多面的・総合的に評価しており、入学者受入れの方針（以下、アドミッション・ポリシー（提出01・04））に対応している。また、学生募集要項（提出13・14）に示しているように、それぞれの選抜方法ごとに試験科目は異なるが、小論文や国語、英語・数学を含めた総合問題の試験科目及び面接の試験については採点基準を設け、公正に評価している。このうち面接試験については、平成30年度よりガイドラインを作成し、令和元年度以降の入学者選抜試験に適用している。

また、高大接続の観点により、入試種別ごとにそれぞれの出願資格と選抜方法を設定しており、入学者の多様性の確保に配慮している。具体的には、高等学校関係者から意見聴取（備付17）を行い学内で検討した結果、令和2年度から、提出された調査書や自己推薦書を元にポートフォリオを作成し、合否判定に活用している。令和6年度からは、総合型選抜や指定校選抜で使用する活動報告書に探究活動に関する記述を追加し、そのことについて面接試験で深く掘り下げ、評価している。

入試作業及び選抜作業は、入学者選考規程（規程64）に基づき学長を決定者としており、入試当日も学長を選抜試験実施本部長とするなど、その責任体制は明確である。入学者の選考については、学科での選考を経た後、教授会において審議を重ね、最終の合否判定は、理事長の意見を参考に学長が決定しており、適正かつ公正に選抜作業を実施している。

アドミッション・オフィスとしては、学生支援部内に入試センターを配置しており、学生募集から選抜までの実質的な業務を担当している。また、合格後の入学前教育や入学後の状況、卒業後の進路など、高等学校との情報交換を定期的に行うことで高大連携を密接に図っている。具体的には、入試センター職員が高校訪問や入試説明会の機会を利用して、志願者の高校での成績、文化・スポーツ活動やボランティア活動の実績等の情報を収集し、各学科の教員と情報共有することで多面的な選抜に生かしている。

また、これら入試関連事項については、まず各学科の教員が委員となっている入試委員会（規程22・備付84）で案を作成した後に、教授会において決定している。

〔区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。〕

<区分 基準Ⅱ-C-2 の現状>

学生募集要項（提出13・14）や大学案内（提出10・11・12）、大学HPには、アドミッション・ポリシーを掲載し、明確に示している。また、オープンキャンパスにおける全体ガイダンスや高校の進路ガイダンスの際にも、同ポリシーを取り上げて周知及び説明を行っている。

学生募集要項には、入試種別ごとの募集人員を明確に示すとともに、授業料や諸経費についても明示している。また、経済的な負担を軽減する制度（規程67・68）について記載するとともに、大学HPにおいても公開している。

受験に関する問い合わせ（電話、メール、直接訪問等）に対しては、入試センターの教職員が各学科や事務局（総務部・学生支援部）と連携し、適切かつ丁寧な対応を行っている。また、大学HPには、「入学希望の方へ」のバナーを置き、入試情報、オープンキャンパス、学科・コース内容、就職・進学情報、施設案内などを公開している。

<区分 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

全国的に短期大学の募集停止や私学の定員割れが報道されるなか、本学も同様に厳しい状況にある。今後数年間は受験対象の生徒数は横ばいというデータが示されているが、香川県教育委員会の児童生徒数の統計を見ると、本学に関係が大きい全日制の高校3年生女子の数は前年度(2年次)のデータよりも100人規模で減少していることがわかる。これは通信制への進学が主な要因と推測される。こうした現状に対応するため、今後は全日制の高校に加えて通信制高校へのアプローチも強化していく必要がある。

本学では子ども学科第Ⅰ部の志願者減に対応して募集定員を見直すとともに多様な学びのニーズに応えるため長期履修制度の導入に向け、検討を始めたところである。こうした取組を、オープンキャンパスや高校教員向けの入試説明会を通じて広く情報発信していく必要がある。そのため県内高校へは2ヶ月に1回、県外高校へは4ヶ月に1回は訪問し、情報交換を行ったり会場型や高校内のガイダンスに参加したりするなど、丁寧かつ意欲的に取り組んでいる。県内の高校生が減少しているなかで、いかに本学に目を向けてもらうかを試行錯誤している状況である。会場型や高校内のガイダンスにはできる限り参加し、大学進学が4年制大学だけではないこと、また、短期大学は2年後あるいは3年後に就職か4年制大学編入を選べるという柔軟な進路選択ができることをアピールしている。

一方、県外からの志願者は入学者の1割程度を維持できており、この状況をできるだけ長く維持したい。また、次年度は新規に獲得できた補助金を活用し、県外生徒を対象とした「青い国・四国瀬戸内まるごと留学特別選抜」を併願可能な総合型選抜として導入し、これまで以上の入学者を確保すべく検討を進めている。

新たな取組としては、進学情報業者のビッグデータを活用したDMをハガキからWebメールに変更したことが挙げられる。今年度は目立った成果は出ていないものの、本学の認知度を高める意味では有効な手段と考えている。その送信先の絞り込みについては、本学設置学科に関連のある他県、例えば広島、岡山、鳥取、兵庫、沖縄県等の短期大学、専門学校希望者を対象に、費用対効果を考慮しながら進めていきたい。

また、高校生の出願が減少するなかでも、日本語学校からの留学生の入学がコロナ前の水準に戻ってきている。これは本学の学生募集にとって追い風となっている。令和6年度から大学・地域共創プラットフォーム香川の事業として外国人留学生対象合同進学説明会が開催されているが、この事務局を本学が担当している。今年度は、穴吹カレッジ日本語学科の教室を借りて、徳島文理大学、高松大学、高松短期大学、四国学院大学、せとうち観光専門職短期大学、香川短期大学が全体説明と個別相談会を実施した。この取組が本学にとっては、オープンキャンパスの参加や受験につながり、一定の成果を挙げている。留学生の増加は、日本人学生にとって国際理解や幅広い視野の獲得につながるなど、有益なことではあるが、入学後の日本語教育の負担増や進路保障などが課題となっている。

最後に、少子化の進むなかで県内進学を少しでも増やすために、他学と協力する必要性を感じている。また、高校や高校生に対しては、短期大学の魅力を前面に打ち出し、関心を引き、魅力を感じさせる様々な取組にチャレンジし、高校とのさらなる連携

を視野に入れた学生募集に取り組んでいく所存である。

＜区分 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

01. 令和8年度 入学生用学生便覧
「下宿学生の家賃補助制度」p.185、「香川短期大学学友会会則」pp.187-190
14. 2026(令和8)年度 学生募集要項
「社会人授業料等減免」p.4、「留学生授業料等減免」p.4、「特待生入試制度」p.6、
「スカラシップチャレンジ試験」p.9
15. 障がいのある学生の修学支援規程
16. 障がいのある学生の修学支援の手引き
17. ウェブサイト「障がいのある学生の修学支援について」
<https://www.kjc.ac.jp/examinee/disability/>

提出資料－30. 規程集

25. 香川短期大学 学生生活委員会規程
26. 香川短期大学 キャリア支援センター運営委員会規程
34. 香川短期大学 大学づくり委員会規程
67. 香川短期大学 社会人入学者の入学金及び授業料等減免規程
68. 香川短期大学 外国人留学生の入学金及び授業料等減免規程
71. 香川短期大学 外国人長期履修留学生に関する規程
72. 香川短期大学 障がいのある学生の修学支援規程
82. 香川短期大学 下宿学生の家賃補助制度
86. 香川短期大学 附属図書館規程
87. 香川短期大学 附属図書館利用規程
95. 香川短期大学 医務室運営規程
96. 香川短期大学 医務室利用規程
97. 香川短期大学 カウンセリングルーム運営規程
98. 香川短期大学 カウンセリングルーム利用規程

備付資料

21. 令和7年度 学生生活に関する調査（入学時・卒業時）結果
24. ウェブサイト「学生生活に関する調査」
<https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/#section-8>
25. 各学科PDCAサイクル：年度末FD/研修
33. 令和7年度 キャリア支援センター資料集
41. 2027(令和9)年度 【3年履修】外国人留学生特別選抜要項
46. 香川短期大学入学前教育〔カタン〕関連配付資料、成績及び表彰関連資料
47. 令和7年度 前期・後期オリエンテーション配付資料・日程表

48. 香川短期大学 Active Academy 学生用マニュアル (2022/03/30)
49. 香川短期大学 Active Academy 教員用マニュアル (2025/02/10)
50. 学生個人情報原票
51. 保健調査票 (令和 7 年度)
52. 令和 7 年度 医務室・カウンセリングルーム関連資料
53. 令和 5・6・7 年度 進路一覧表
64. 全体図
67. 図書館関連資料 (平面図・図書館だより等)
87. 令和 7 年度 その他委員会議事録 (77. 教授会議事録内にあり)

[区分 基準Ⅱ-D-1 学修成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

入学手続き者に対して、事務手続きに関する情報提供を行うのに加え、入学手続き者全員に対してライズ(株)が提供するeラーニング「カタランⅠ」を受講させ、入学前教育を行っている(備付46)。この「カタランⅠ」によって、国語、数学、英語、社会、理科の5教科の基礎をeラーニングで学び直すことができる。入学前までに国語、数学、英語の各6分野の実力診断テストを全て100点にすることを学習の目標としており、学科やコースの各分野における基礎学力の定着とともに、学習習慣の継続を促すことに寄与している。

また、入学予定者に対する学科ごとの取組として、子ども学科においては、令和4年度より大学祭での演目に「ミニこども劇場」を加え、本学学生やその保護者はもとより、保育に興味・関心のある高校生に公開している。大学祭が合格発表前に実施されるため入学手続き者を対象にしたものとはならないが、参加の高校生は合格発表待ちの生徒や、今後受験予定の生徒であるため、この取組の効果は大きいものとする。また、令和4年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響から、入学前教育として行っていた2日間のピアノレッスンを1回に減らし、内容を理論と実技を組み合わせた形で行うこととした。これとは別に令和5年度からは、7月実施のオープンキャンパスの午後に、希望者を対象とした個人レッスンを行っている。本学への入学を希望する生徒の積極的な参加が多数あったことから、次年度以降も同様の形で継続する予定である。

入学者に対するオリエンテーション(備付47)は、コロナ禍明けの令和3・4・5年度は学科やクラス担任を中心に実施し、令和6年度以降は、以前のように全体説明会の形で講堂ホールにおいて行っている。全体的な内容としては、学生支援部からの学生生活に係る基本的な知識(単位、時間割、学年暦、卒業要件、警報発令時の対応等)や規程(試験規程等)の説明に加え、総務部や地域交流センター、情報教育研究センター、キャリア支援センター、入試センターからの連絡や周知等である。併せて、図書館やカウンセリングルームの利用方法の説明、警察署より講師を招き実施していた「交通安全・被害防止対策研修」についても再開した。また、クラスごとに「自己紹介セッション」と題して自己紹介を含めた自己探求の研修を行い、クラスになじめない学生が出ないように配慮している。

学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンスにつ

いては、学修成果の獲得において学科ごとに特色があり一律の実施は難しいため、各学科やコースが個別に行っている。

学生便覧については、学習支援のために毎年見直しを行い、関係部署で確認した後に製本し、入学時オリエンテーションの説明資料として、また、学生生活の必携冊子として活用している。同時に、常時学生が必要とする内容については、HPでも情報提供するとともに、香川短期大学 Active Academyを用いて、学生各自のスマートフォンからもアクセス可能な状況を作っている（備付48）。また、履修や卒業に関する指導や支援は、学生支援部と学科・クラス担任が連携を取り実施している。

学習上の悩みなどの相談に関しては、本学ではクラス担任制をとっており、担任は適切な指導や助言を行うために個人面談を随時行い、学生個人やクラス全体の把握に努めている。また、保護者との連絡についても適宜行っている。学習や生活に問題を抱える学生については、学科会でクラス担任や授業担当者からの報告を受け、大学のカウンセラーや医務職員とも連携を図りながら、個々の相談に応じている。

基礎学力が不足する学生に対しては、学科・コースごとの特色に応じて対応している。例えば、資格試験に係る学科では、受験対策として基礎学力のレベル別に少人数で学習できる体制を作り、それぞれに教員を配置し、担当教員と学生が時間調整しながら補習を行っている。音楽系の科目では、入学時の個人差を埋め、進度が遅い学生をサポートするため、授業以外での個別指導を実施している。

また、前述の「カタランⅠ」に継続して、入学後も空き時間を使ったeラーニングに取り組めるよう、さらに基礎をステップアップさせるためのコース「カタランⅡ」を準備し、適宜学生は取り組んでいる（備付46）。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や支援としては、基本となる資格以外の資格取得の推奨、音楽等の個人レッスンの授業での習熟度別の課題の提示、また、より高度な専門知識の修得支援を目指し、各教員の研究室に配置している書籍の閲覧や貸し出しなどの取組を行っている。

図書館においては、専門職員1名と補助職員1名を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている（規程86）。専門（司書）職員は絵本専門士として、絵本に関する高度な知識をもっており、司書の資格を目指す学生をはじめ、子ども学科や図書館サークル所属の学生支援にも取り組んでいる。一方、図書館職員は、日常的コミュニケーションや学生へのレファレンス対応を通じて、学生一人ひとりの学習状況、目的や目標の達成状況を大まかに把握するほか、時には授業担当の教員と連携し、適切な学習支援にも努めている。また、学生が主体的に図書館資料を活用できるよう、図書館システムを活用したMyライブラリの設定を行った。これにより、蔵書検索や自身の貸出情報の確認、電子書籍へのアクセスが容易となった（規程87・備付67）。

学生の海外研修については、平成15年から2年に一度、約10日間のイギリス研修を行っており、例年10名前後のデザインアートコースの学生が参加している。また、令和元年度まで食物栄養専攻課程（現食物栄養学科）の学生を中心に、約10日間の中国研修を行っていたが、国際情勢を鑑み、令和6年度からはタイ国への研修に変更した。今後、イギリス研修とタイ研修を毎年交互に実施する予定である。

学修成果の獲得状況の量的・質的データに基づく学習支援方策の点検については、各学科

に委ねられており、各学科・コースにおいて、「アセスメント・ポリシーに基づき行った学修成果の評価・改善案」等についての全学での報告会を、FD/SD研修に位置付けて実施している（**備付25**）。今後は、IR室の活用をさらに推し進め、全学的な点検・分析の実施を目指す。

〔区分 基準Ⅱ-D-2 学修成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ-D-2 の現状＞

学生の生活支援のための教職員の組織として、学生生活委員会（**規程 25・備付 87**）を設置し、その委員を務める各学科の教員や学生支援部学生グループの職員、クラブ・同好会の顧問教職員が連携し、学生指導や厚生補導を担当している。学生支援のための個人情報については、学生個人情報原票（**備付 50**）として保管するとともに、指導や支援に活用している。また、本学ではクラス担任制をとっており、担任による学生相談や指導も行われている。

大学祭、スポーツ大会、クラブ・同好会活動等において、学生が主体となって活動するための学友会（**提出 01**）が組織されている。ただ、学生自治意識の低下により、学生だけでは行事の計画・立案や運営ができない状況にある。このため、原則的には大学祭やスポーツ大会等の行事をクラス代表の学生評議員が企画・運営を担当するものの、平成 15 年度からは、必要に応じて学生生活委員会所属の教職員とも連携が取れるようにしている。また、特定の学科に負担が集中しないよう、大学祭は「大学祭全体のグループ」と「大学祭メイン企画のグループ」の二つに分け、スポーツ大会のグループと合わせて三つのグループとして、年度ごとの学科ローテーションにより、代表学生を中心に取り組んでいる。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染防止対策として、これらの行事はすべて中止となったが、令和 4 年度以降はスポーツ大会や大学祭を再開させた。長年行ってきた卒業記念パーティーについては、学友会全体の予算、学友会評議員や卒業生の意向を検討した結果、令和 4・5 年度は全体の開催とはせずクラス単位の任意開催とした。令和 6 年度以降は、スポーツ大会や大学祭の一層の充実を図るため、卒業記念パーティーを取りやめた。

学生のキャンパス・アメニティとしては、学生食堂を設置し、食事面において快適な大学生活を送れるようにしている。令和 4 年 11 月、学生食堂職員が新型コロナウイルスに感染しその運営が困難となったため、代替措置としてキッチンカーの出店依頼と外部業者によるパンの対面販売を実施し、代金の一部を本学負担とした。キッチンカーについては学生に好評であったため、令和 4 年度に 2 回、5 年度に 3 回、6・7 年度には各 8 回にわたって手配した（本学が代金の一部負担）。

校内 Wi-fi については、楽天モバイルの 5G アンテナをラーニングコモンズ（全学生の共有スペース）に設置し、その利用者は高速なネット環境を利用できるようになった。また、屋外や講堂ホールにおいて、空き時間や休み時間に軽運動ができるよう、用具の貸し出しロッカーを整備し、学生が自由に使用できるように工夫している。

本学は学生寮をもたないため、宿舎が必要な学生に対しては、「下宿学生の家賃補助制度（**提出 01・規程 82**）」を設けており、遠方から入学する学生に対し、斡旋とともに経済的支援を行っている。

通学については、本学がＪＲ宇多津駅に近接することから、通学バスは運行していないが、自家用車で通学する学生に対して、平成 20 年度末に本館東側の第 1 学生専用駐車場(162 台)と運動場西側の第 2 学生専用駐車場(142 台)を全面舗装するなど整備し、便宜を図っている(備付 64)。また、出入口にはパスカードによるゲートを設置し、駐車場には指定枠を設けるなど、安全かつ便利に利用できるようになった。駐車場の利用にあたっては、毎年 4 月と 9 月に半期 6,000 円の駐車場使用料を添えて申込書を提出させ、審査のうえで許可証を発行している。一方、自転車やバイクを利用する学生に対しては、食物栄養棟の西側に屋根つき駐輪場(100 台)を整備している。

奨学金等の学生への経済的支援に関しては、特待生入試制度を設け、成績優秀な学生に対して入学金や授業料相当額に対応した奨学金を入学後に給付する措置を講じている。また 12 月までの入試合格者(除：特待生)の希望者に対しては、スカラシップチャレンジ試験を実施し、その成績段階により奨学金を給付している(提出 14)。日本学生支援機構(JASSO)の奨学金制度については、入学後もその都度説明会を実施し、申し込み基準を満たす学生に対して利用を促している。以上のような就学に係る支援に加え、学科やコースによっては特定の資格取得や地元就職に関する支援制度もある。資格取得に係る制度については、例えば子ども学科においては、「香川県保育学生修学支援事業」「丸亀市保育士修学資金等の貸付制度」が利用可能であり、毎年多くの学生が申請し採用となっている。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングに関しては、医務室とカウンセリングルームを整備している。このうち健康管理については、毎年 4 月に学生全員に対して健康診断を行い(備付 51)、要検査の学生には再受診するよう助言している。また、医務室に非常勤の看護師や養護教諭を配置し(規程 95・96)、学生の健康管理に務めるとともに、けがや休息に対応している。一方、メンタルヘルスケアやカウンセリングについては、平成 22 年度にカウンセリングルーム運営規程及び利用規程(規程 97・98)を作成し、この規程に基づいて臨床心理士(本学専任教員)と非常勤相談員が運営を行っている。令和 7 年度は非常勤相談員を 3 人配置し、学生生活を送るなかでの学習や人間関係などの悩みや問題に関する相談・助言を実施している。また、必要に応じて専門機関と連携し、該当学生に対して専門医を紹介するなどの対応も行っている。カウンセリングルーム利用者の延べ数は、令和元年度 376 件、2 年度 138 件、3 年度 189 件、4 年度 327 件、5 年度 623 件、6 年度 475 件、7 年度 366 件と推移している。コロナ禍にあった令和 2 年度、3 年度は利用件数が減少したが、5・6 年度はコロナ前よりも増加している。また、医務室の利用者数は延べで、令和 6 年度 87 名、令和 7 年度 97 名であった。(備付 52)。

学生生活に関しての学生の意見や要望の聴取については、令和 3 年度以前は、学生(学友会役員、クラス委員、ゼミ代表者及びクラブ同好会代表者など)と教職員が意見交換や討議をする場として、アセンブリー(assembly)を設定し、コロナ禍期間を除き原則年 1 回実施していた。令和 4 年度以降は、実施方法を再検討した結果、学長を委員長として構成員に学生を参画させた「大学づくり委員会(規程 34)」に移行させ、定期的な学長との対話のなかから学生の要望を汲み上げ、意見交換のできる場としている。

また、ラーニングコモンズに意見箱を設置し、学生から投函された意見や要望については、学生支援部(学生生活・授業関係)や総務部(施設・設備関係)が意見箱横の掲示板を用いて回答するとともに、内容を検討しながら対応している。「学生生活に関する調査」も毎年全

学生を対象に実施しており、その調査結果を公表している（備付 21・24）。

留学生の学習及び生活の支援は、国際交流委員会や学生支援部職員が中心となり、平成 5 年度以降、日本語教育の実施、アパートの借り上げや生活用品の配給などを、在籍する学科やコースの教員と連携を図りながら実施している。

また、平成 29 年度に長期履修制度を活用して 2 年間の授業料で 3 年間学べる「香川短期大学外国人長期履修留学生に関する規程（規程 71）」を策定し、3 年履修留学生の募集を開始した。この制度の下、平成 30 年度入学生から、留学生クラスの担任を置くとともに、有資格教員による日本語教育の実施、留学生の下宿先の確保と「下宿学生の家賃補助制度」（提出 01・規程 82）による支援、日本語能力試験受験料の補助、アルバイト先の紹介、就職支援や進学支援などの支援の充実を図っている。また、留学生に対する経済的支援では、「留学生入学金及び授業料減免制度」（提出 14・規程 68）を設けるとともに、2 年間の授業料で 3 年間学べる 3 年履修制度（備付 41）を立ち上げ、これも平成 30 年度より実施している。

障がいのある学生に対する施設・設備面では、エレベータの設置に加えて障がい者専用駐車場、玄関前のスロープ及び障がい者用トイレ等を設置している。

また、令和 4 年度より、発達障がいや身体・聴覚・視覚等の障がいのある学生に対して、部署横断的組織である「キャンパスライフ支援センター」を立ち上げ、入学前の受験時から支援を行う体制を整え、入学後は教職員や特別支援員による授業支援を行っている（提出 15・16・17・規程 72）。具体的には、「香川短期大学障がいのある学生の修学支援規程」「香川短期大学障がいのある学生の修学支援の手引き」を令和 2 年度から徐々に整えるとともに、入学前相談や入学後の授業配慮など、入試センターや学生支援部、キャリア支援センター、医務室やカウンセリングルームなど、全学が一体となって支援を行っている。特に「合理的配慮」の必要な学生に対しては、特別支援員（非常勤）を配置し、時間割に沿って支援の必要な授業に直接入るなど、丁寧な支援体制を整えている。

社会人学生への経済的支援については、「社会人入学金及び授業料減免制度（提出 14・規程 67）」を設け、入学金の半額及び前期・後期授業料それぞれの 3 分の 1 を免除している。また、社会人学生を積極的に受け入れるため、食物栄養学科と子ども学科第 I 部の資格取得に関する教育課程が、厚生労働省による専門実践教育訓練給付制度の対象講座としての指定を受けている。

社会人学生の学習支援に関しては、現状では社会人学生が在籍する学科やコースでそれぞれ取り組んでいる。例えば、香川県立高等技術学校の長期高度人材育成コースの学生受け入れを行っている子ども学科第 I 部では、育児や介護との両立の悩みがあったり、健康面に不安があったりする社会人学生に対して、担任・副担任を中心に学科の教員全員が情報共有し、話し合っ善後策を考え対応している。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）については、学生の自己研鑽や自己啓発につながるため、交通費補助を行うなど、大学として大いに推進・推奨をしており、その内容については、＜基準 I-C：社会貢献＞に詳述している。ただし、社会的活動に対して、単位を認定するなどの目に見える形での評価はしていない。

〔区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ-D-3 の現状＞

就職支援のための教職員の組織については、学科長とキャリア支援センターのスタッフで構成する「キャリア支援センター運営委員会（**規程 26・備付 87**）」を設置している。キャリア支援センターの構成員は、教員 1 名、キャリアアドバイザー 4 名（内 2 名は非常勤）である。独立した部屋を設けて就職情報の提供を行うとともに、個別相談を通して就職支援や社会人としての基礎力養成を組織的に行っている。こうした日常業務に加え、学生の就職活動に対する自覚を促し、円滑に就職活動を開始できるように、キャリア支援センター主催のガイダンスを 1 年次の 7 月から開催している（**備付 33**）。そこでは、「自己理解」や「企業研究」をはじめ、就職活動に必要な実践力を養うことを目的に継続的に指導している。また、3 月に行われるマイナビ企業合同説明会への参加も促しており、令和 7 年度は延べ 40 人の学生が参加した。

コロナ禍を機に Web による説明会や面接会は増えたが、自宅の通信環境が整わない学生のために、パソコンや面接用の部屋の貸し出しも増えている。学生が自分のスマホを利用する場合にも部屋使用の希望があるため、学生のための個室の整備が今後必要と考える。

就職活動が困難である学生の特徴としては、アルバイト経験が無いなど社会性が少ない、本人の資質が乏しいにもかかわらず特定の職種にこだわりが強い、保護者の意向が強く自分で選択ができない、成績不振で資格取得が難しいなどが挙げられる。そのようななか、保護者と連絡を取り、理解と協力を得たことで、就職活動が進んだケースもあった。

また、令和 7 年度には、公務員を希望する学生を対象に 8 月と 3 月の 2 回、各 5 日間の対策講座を行なった。

障がいのある学生（障がい者手帳あり）の支援については、ハローワーク（障がい者担当）と連携し求人情報を得るとともに、本人の適性に合った応募先を探し、就職に向けての支援を行っている。キャリア支援センターのスタッフがハローワークと相談し、企業見学や面接に同行するとともに、保護者や担任とも常に連絡を取り合うことで信頼関係を構築し、よい結果につながっている。

キャリア支援センターでは、各学科のクラス担任との連携を密にし、1 年次後期からクラスアワーの時間に、就職対策またはキャリア支援研修を行っている（**備付 33**）。履歴書用の写真も専門の写真館に依頼し、学内で一斉に撮影している。撮影時にプロの担当者から適切なアドバイスがあることで、取り直しがなくなるとともに、写真データを素早く注文できることにより、Web 出願のエントリーシート（ES）用写真の準備がスムーズになった。就職試験対策としては、特に「面接」を重視しており、個別指導回数は年々増えている。また、文章作成の苦手な学生が多いため、志望動機や自己 PR 内容の指導はもとより、ES や作文の添削なども行っている。

各学科・コースでも、資格取得や就職試験対策の支援をそれぞれの特色に応じて実施している。例えば、食物栄養学科においては、春季休業中から栄養士実力認定試験に向けた課題を課し、1 年次の学修内容の復習と併せて、2 年次に実施される実力試験対策模試への準備を行っている。また、2 年次後期には補講の時間を活用し、各担当教員による補習を実施している。子ども学科においては、春期休業中から公務員試験合格を目指した補習を始めてお

り、学生が早い段階から意欲をもって取り組めるよう努めている。また、卒業年次前期は公務員の就職支援に特化した授業科目「就職対策演習」を開講し、学生一人ひとりの習熟度に応じた筆記試験対策や面接指導を行っている。そこでは、過去年に受験した本学学生から聴き取った市町ごとの試験内容も指導に反映させている。

卒業時の就職状況（備付53）の分析にあたっては、経営情報・デザイン学科では、ほとんどの学生が一般企業へ就職するため、キャリア支援センターとともにその結果を共有し、次年度の就職支援に活用している。子ども学科や食物栄養学科では、取得した資格や学科の特性を活かした就職が多いため、主に学科内で検討・共有し、次年度に活かしている。両学科では、毎年「就職への意識づけ」が課題として挙がり、その対応の一環として、年度当初のオリエンテーションで「キャリア支援研修」を開催している。

進学、留学に対する支援については、キャリア支援センターや学科・コースで、各種情報の提供や個別相談、進学先の志望理由書の添削等を行っている。学科別に見ると、食物栄養学科では、毎年数名の学生が管理栄養士養成大学へ編入しており、編入実績の多い大学には特別推薦枠が設けられている。令和6年度には、中国学園大学・同短期大学、四国大学・同短期大学部の2大学と連携協定を締結し、入学金の免除や減免等の支援の充実を図った。今年度の進学者（3年次編入）数は5名であった。経営情報・デザイン学科の大学への3年次編入については、何学部でどのようなことを学びたいかをヒアリングした後に大学の候補を挙げ、編入学試験の実施時期や入試内容の確認を行うなど学科全体で関わり、本人の意思を尊重した支援を行っている。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題＞

基礎学力や意欲の低い学生に対しては、個別指導や個別相談により対応しているが、さらに意欲を引き出す授業の工夫が必要である。一方で、理解の速い学生についても、一層能力を伸ばし、授業内容を超えた学びを自ら探求する力を育むような指導の工夫が求められている。この実現に向け、学内においてはFD活動の一環として公開授業を定着させ、授業の質向上のために教員同士が授業の改善方法や改善状況について、主体的に意見交換をし合えるような環境の構築が必要である。

学生の多様化がますます進む昨今、学習支援や生活支援を組織的かつ適切に行っていくために、学科会では学生一人ひとりに関する情報の共有をさらに進めていく。同時に、こうした支援について専門的知識をもった教職員を配置し、支援体制を全学的に整えることが肝要となる。また、学友会組織についても、会則や運営を時代に合ったものに改正し、学生の主体的な活動のさらなる活性化が図れるよう検討していきたい。

外国人留学生に対しては、よりよい学生生活が送れるよう、支援体制をさらに充実する必要がある。現在、外国人留学生の多くは学費をアルバイトで賄わなければならない状況にあるが、彼らが学習に専念できる環境づくりのため、奨学金制度の充実が課題である。また、外国人留学生一人ひとりに対する学習指導や生活指導についても、担当教職員や授業担当者が十分な支援・指導ができるよう、支援体制をさらに整備していくことが望まれる。

次に、学習支援に重要な施設として、附属図書館の課題を記す。

附属図書館**(備付 67)**

学生が図書館資料を主体的に活用できるよう、案内サインの設置や蔵書検索で得た情報の見方等のレファレンスツールに関する資料を作成している。また、本学にない資料については、他大学との相互貸借サービスを使うことができることを周知するなど、多くの情報を広く積極的に活用し、学生自ら課題解決ができるよう支援に努めている。これらの支援は、年度始めのオリエンテーションや個別のレファレンスサービスなど、あらゆる機会を捉えて行うようにしているが、一方で利用状況には個人差が大きい。したがって、館内案内図や各種サインの見直しや、蔵書検索（OPAC）に表示される配架場所を分かりやすくするなど、学生の自主的学習行動の促進や図書館利用の活発化を図っていく必要がある。

各授業科目の課題に対して十分な学習資料を提供できるよう、専門図書については、学科単位の購入制度を整備するほか、学生からの希望図書の購入を随時受け付けている。また、学生が授業に関連する図書を実際に書店に出向き選ぶイベント、「ブックハンティング」も行っている。その他、令和6年度には、学科別新着図書、キャリア支援等の各コーナーに加え、マンガコーナーを新設し、また、令和7年度には、多様な資料との出会いを目的として、新企画「青空図書館」を実施するなど、学生のニーズに柔軟に対応して学習意欲を向上させ、成果につながる施策に取り組んでいる。

また、図書館の有効活用に資するために、「図書館通信」をHPや学内ポータルサイトを用いて毎月配信している。月の開館予定やイベント等のタイムリーな情報を発信するほか、図書館サークルの学生による図書の紹介記事を掲載するなど、内容や提示方法の工夫を行っているが、その認知度は高いとは言えない。今後、一層の図書館利用や資料活用の増加につながるよう、利用者目線に立った情報提供の整備を進めていきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

特になし

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

学修成果を具体的に定め、その獲得状況を測定する仕組みの構築のため、学修成果及びアセスメント・ポリシーの策定にあわせて量的・質的データとして評価し、全教職員及び全学生が学修成果の獲得状況を把握できるよう「カリキュラム・ルーブリック」を策定した。「カリキュラム・ルーブリック」を用いた学生自身の評価と教員の評価を比較することで、学生の学修成果獲得状況と教員の考える獲得状況とのギャップを埋め、学修成果に具体性をもたせる。

学生の自治会活動に対する意識向上やその活性化のため、学友会の組織や活動内容について検討を行い、委員長や委員を中心に学生自身が主体性をもって各行事に取り組めるよう働きかけた。コロナ禍の中断もあったが、令和4年度以降は、スポーツ大会や大学祭を開催でき、それらの企画や運営に多くの学生が参加し、よい大学行事となった。今後、クラブ・同好会の活性化を含め、学友会活動のさらなる充実に向けて取り組んでいきたい。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

これまでカリキュラム・ポリシーに沿って量的・質的学修成果を明示したシラバス作成に取り組むことにより、教育内容の改善が図られてきている。具体的には、平成29年度より、シラバス上で科目の到達目標と開講学科の学修成果（令和元年度まではディプロマ・ポリシー）との関連を示し、これらをもとに各学科・コースごとの授業科目を網羅したカリキュラム・マップを作成するなど、教育目標達成に向けて各授業科目がどのように寄与しているかを全学的に確認できるようになった。また、共通科目と専門教育科目群の関連や、教育目標達成に向けて各授業科目がどのように寄与しているかをカリキュラム・ツリーで示しているが、さらにその効果的な活用を検討し、教育目標及び三つの方針の実現を図っていく。

学修成果については、アセスメント・ポリシーにあわせて策定した「カリキュラム・ルーブリック」の活用方法を検討する。令和5年度から、卒業生の就職先へのアンケート調査にカリキュラム・ルーブリックを基にした質問項目を一部設け、それにより学生自身の評価と就職先からの評価を比較することが可能となった。そこで今後、本学のカリキュラム・ルーブリックの社会的通用性の分析を自己評価委員会やIR室を中心に行い、学修成果により具体性をもたせるとともに、学生自身が学修成果の獲得に向けた見通しをもちやすくするための資料作成等に取り組んでいく。また、卒業生に関する就職先への評価聴取についても、平成30年度より開始し、各学科やキャリア支援センターにおいて、その方法や分析内容を毎年見直しているが、それを継続していく。

また、事務職員についても、学修成果の獲得に積極的に関わっていけるよう、SD活動の一環として、各学科の学修成果の評価結果と改善計画発表会への参加を促していきたい。

令和5年度後期から学生による授業改善アンケートの質問項目に、本学の学修成果4項目（「知識・理解」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」「技能」）についてどの程度身についたかを加えた。それにより、調査結果について学修成果4項目を基準として比較可能とな

ったため、学生の成果獲得状況、教員の考える成果獲得状況、就職先が評価する卒業生の成果獲得状況、当該授業のシラバスと履修した学生の成果獲得状況を比較し、学修成果に整合性を一層もたせたいと考える。

公開授業については、各学科やコースごとに授業を見学した教員の報告書を集約し、学科長による確認や検討を行ってきたが、今後はその手法の統一を図り全学的な取り組みとする。教員の研修についても、学内でのFD/SD研修の充実や学外のSPOD研修への参加を推進するなど、自己研鑽や自己点検評価のフィードバックが効果的に行われる方法の検討を進めたい。

学生支援に関する学務システム「Active Academy」の活用については、EUC処理のAccessリンクを使用して、学習支援や学生生活支援、キャリア支援の各々のデータを紐づけて表示させることが可能であるが、IRでのさらなる分析や活用が課題である。修学に問題を抱えた学生の増加への対応では、キャンパスライフ支援センターや医務室、カウンセリングルームの一層の連携を図り、併せて障がいのある学生への修学支援の充実に向けて取り組む。

学習環境の整備については、令和元年度に各階講義室のAVシステムを更新し、操作機器の統一化と操作方法の簡略化を図った。令和2年度には一般教室、音楽教室及び給食実習室のプロジェクターを新しいものに変えた。今後も、築35年を超えた校舎の老朽化とともに、機器も古くなり故障もしていくため、計画的に更新していく。

学生の自治会活動については、参画意識の向上や活動の活性化のため、行事ごとに学生自身が主体性をもって、計画や準備ができるよう支援を充実していく。学生の希望や意識の変化を考慮しながら、年度前半はスポーツ大会を、後半は大学祭を中心に、実施後の反省事項を次年度に活かしながら、さらなる活性化や学生の達成感の充実に向けて取り組んでいきたい。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料

なし

提出資料－30. 規程集

- 04. 香川短期大学 組織規程
- 11. 香川短期大学 FD/SD 委員会規程
- 12. 香川短期大学 研究倫理委員会規程
- 42. 香川短期大学 職務権限委譲規程
- 46. 香川短期大学 教員選考規程
- 47. 香川短期大学 教員選考内規
- 48. 香川短期大学 教員昇格基準
- 50. 香川短期大学 特任教員規程
- 52. 香川短期大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱規程
- 55. 香川短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
- 56. 香川短期大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程
- 57. 香川短期大学における研究活動に係る倫理と行動の規範
- 60. 香川短期大学 教員長期研修員派遣規程
- 102. 学校校法人尽誠学園 就業規則
- 103. 学校校法人尽誠学園 経理規程

備付資料

- 54. 香川短期大学 教員個人調書 [様式 22] (令和 8 年 5 月 1 日現在)
- 55. 香川短期大学 教育研究業績書 [様式 23] (過去 5 年間 (令和 3 ～ 7 年度))
- 56. ウェブサイト「教職員紹介」
<https://www.kjc.ac.jp/about/teachers/>
- 57. 非常勤教員一覧表 [様式 24] (令和 8 年 5 月 1 日現在)
- 58. 専任教員の年齢構成表 (令和 8 年 5 月 1 日現在)
- 59. 香川短期大学紀要 第 52 巻 (令和 5 年度)
- 60. 香川短期大学紀要 第 53 巻 (令和 6 年度)
- 61. 香川短期大学紀要 第 54 巻 (令和 7 年度)
- 62. 教員以外の専任職員の一覧表 (令和 8 年 5 月 1 日現在)
- 63. FD/SD 活動の記録 (令和 5 ～ 7 年度)
- 83. 令和 7 年度 FD/SD 委員会議事録

〔区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員を配置している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

教員配置及び組織は、本法人の就業規則（[規程102](#)）や教員選考規程（[規程46](#)）、学科・コースごとのカリキュラム・ポリシーに基づき、教育実績、研究実績、経歴等を考慮した組織を作り、教員を配置している。

教員数は、短期大学設置基準に加え、各資格の養成課程基準に定められている人数を充足しており、年齢構成を含め（[備付58](#)）、教員組織は整備されている。また、専任教員の職位については、学位・学歴、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規程を充足しており（[〔様式22〕・備付54](#)）（[〔様式23〕・備付55](#)）、専門分野やその実績・業績等をHPで公表している（[備付56](#)）。

非常勤教員については、学科の教育課程編成の方針に基づき授業科目に対応して、より高い専門性をもつ教員を委嘱しており、その採用にあたっては、短期大学設置基準の規程を遵守している。採用については、公募より学科からの推薦が多く、提出された学位・学歴や職歴、研究実績や教育実績を基に、学科会を経て人事委員会において審議し、教授会での承認を経たうえで決定している（[〔様式24〕 備付57](#)）。

指導補助者の配置については、栄養士法施行規則に基づき、食物栄養学科において教育内容を担当する専任の助手（助教）を3名配置している。

〔区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等）は、学科・コースの教育課程編成・実施の方針に基づいて行われ、成果をあげている（[〔様式23〕・備付55](#)）。

科学研究費補助金については、令和5年度は研究代表2件（基盤研究B：2020－23年、若手研究：2022-2025）が、令和6年度には研究代表1件（基盤研究B：2024-2028）が採択された。

研究活動の規程については、「香川短期大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程（[規程56](#)）」を基に、研究環境の整備に努めている。

研究倫理の遵守については、研究倫理委員会（[規程12](#)）を設置し、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程（[規程55](#)）」「研究活動に係る倫理と行動の規範（[規程57](#)）」を設けるとともに、専任教員が研究倫理を遵守するよう、研究倫理教育を随時実施している。令和7年4月には、「研究活動に関する基本指針」「防止計画」「教職員・学生のための研究活動ガイドライン」「特殊な役務に関する検収ルール」を定め、公正な研究活動の推進に向けて強い決意を示した。また、令和6年度及び7年度には、学長や研究倫理委員会委員長が、全教職員を対象とした研究倫理教育に関するFD/SD研修（[備付63](#)）を行った。

研究成果を発表する機会の一つとして、本学では研究紀要（[備付59・60・61](#)）を毎年発行している。令和6年度は、論文1編を含む計8編、令和7年度は、研究ノート2編、実践活

動報告4編の合計6編が掲載されている。ただし、継続的に研究論文を投稿する教員と、そうではない教員との差が見られる。今後は、できるだけ多くの教員に研究成果の発表を望むところである。

一方で、多くの教員が、毎年公開講座などを通し、専門家として地域・社会へ貢献しており、そこでは十分な成果を挙げている。

研究や研修を行う時間の確保については、全ての専任教員に「研究日（自宅研修日）」を週1日、あるいは半日を週2日確保している。

また、教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は整備していないが、それに代わる教員長期研修員派遣規程（[規程60](#)）を整備している。一部の専任教員は、国内外の国際会議への出席や国外の展覧会での発表など、国際的な活動や人脈形成を行っている。これらの教員は、本学の授業でも国外の事例を活かした資料を提示し、また、来日した国外のアーティストと本学学生が授業を通じて触れ合う機会を設けるなど、自身の多様な経験を教育活動に還元している。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

事務をつかさどるための専門的な職能については、大学全体でSD活動を推進し、各事務職員の職能獲得及び向上を目指している。また、能力開発のため、私立短期大学協会や「四国地区教職員能力開発ネットワーク（SPOD）」等の様々な研修会にも参加し、専門的な職能を幅広く獲得するよう努めている。

本学の事務組織には、事務局として総務部と学生支援部を設置し、このうち総務部には、総務企画グループ・経理グループ・広報地域連携グループ・施設グループを、また学生支援部には、入試センター・キャリア支援センター・教務グループ・学生グループ・キャンパスライフ支援センター・健康管理センター（医務室・カウンセリングルーム）をそれぞれ設け、事務職員を配置している（[備付62](#)）。これらの他に附属施設として、図書館・情報教育研究センター・地域交流センター・IR室・厚生施設（医務室・渚荘・学生食堂・学生ラウンジ・ラーニングコモンズ）等を備えており、これらの施設にも必要に応じて事務職員や有期雇用職員を配置している。事務職員の配置にあたっては、各職員の能力や適性が十分に発揮できるよう、ハード面、ソフト面ともに環境を整備している。今後は、生成AIやパソコン上の業務を自動化できるRPAを用い、業務の効率化や簡略化を検討していく。

事務関係諸規程については、財務・経理に関する規程として、学校法人尽誠学園経理規程（[規程103](#)）を整備し、さらに香川短期大学としては「香川短期大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱規程（[規程52](#)）」を整備している。その他、香川短期大学職務権限移譲規程（[規程42](#)）についても整備している。

職務の遂行にあたっては、各職務に応じた事務室を整備しており、事務員には一人1台のPCが配置され、業務の遂行とともに学内の情報の共有化を図っている。関連備品等も整備し、学務システム、入試システム、就職システム、学納金管理システムも順調に稼働している。また、デジタルサイネージの導入は、学生と教職員の双方にとり有益な設備として機能

している。

学生の成績記録については、学生支援部教務グループが適切に管理し、必要な書類を遅延なく発行している。実習については、子ども学科に配属していた実習担当事務を学生支援部の事務職員が兼務することとした。さらに事務組織の一部として、事務職を兼務する教員を様々な部署に配置している。こうした教員には過重な負担がかかる場合もあるが、事務職と教育職との連携が円滑に行われるため、学生に対する細やかな指導や支援が可能となっている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学修成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

学修成果の獲得に向けての教職員の組織や協働については、FD/SD委員会（[規程11](#)）、及び毎年度3月に実施している学修成果の評価・分析に関する学内研修会等により、組織的な連携体制を確保している。そこでは、PDCAサイクルを活用し、各学科のアセスメント・ポリシーに基づいた学修成果について、各種のアンケート結果を分析・報告することにより、学科の枠を越えた情報共有と学内連携の場となっている。

また、教育研究活動に係る責任の所在については、組織規程（[規程 04](#)）により学長が統督することが示されている。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

教職員のFD/SD活動については、香川短期大学FD/SD委員会規程（[規程11](#)）を整備している。この規程に基づき、FD/SD委員会（[備付83](#)）では、その時々に応じた研修会を企画し、内容によっては外部講師や関連部署の協力を得るなど、適切に実施している。

FD研修会への参加を通して、教員や指導補助者は、学生の学修成果獲得の向上のため授業や教育方法の改善を図り、また、学内の協働意識を高め各部署との連携に努めている。

FD/SD 研修

（[備付 63](#)）

教職員は、大学運営・教育運営の改善や、改革・方針転換等の多くの課題に取り組むとともに、個々のスキルアップも求められている。本学では、①アセスメント・ポリシーの実質的運用と学修成果の評価・改善案の検討、②授業改善、③カリキュラム改革、④IR分析やSWOT分析による自学の強みと弱みの明確化、⑤教職協働、⑥未来の短期大学像、⑦研究倫理等をテーマとして研修を実施している。研修内容や時期については、前年度末のFD/SD委員会で検討し決定している。また、令和6年度より教職協働の観点から、原則としてFD研修とSD研修を分けずに実施することとしている。

以下は、令和7年度におけるFD/SD研修の具体的な内容である。

【第1回】令和7年8月26日(火)

- ・テーマ：「第4期認証評価の観点（重点項目・改編点）」
- ・講師：香川短期大学ALO 織田潤二 氏
- ・研修目的：第3期と第4期の認証評価の観点の違いを把握するとともに、「内部質保証」の内容を理解し、今後の教育活動に反映させる。

【第2回】令和7年9月2日(火)

- ・テーマ：「高等教育機関の職員に必要な能力と専門性」
- ・講師：SPOD講師 人間環境大学副学長 吉田一恵 氏
- ・研修目的：高等教育を取り巻く環境の変化や、大学改革の進展に伴う職員の能力や必要な知識・技能について理解するとともに、教職協働を推進していく重要性を理解する。

【第3回】令和7年10月28日(火)

- ・テーマ：「職員防災研修」
- ・講師：宇多津町危機管理課防災指導員 車谷豊文 氏
- ・研修目的：大規模災害発生の可能性や本学周辺の被害想定を理解し、その際の学生安全確保等の行動がとれるようになる。

【第4回】令和8年1月27日(火)

- ・テーマ：「学修成果の評価や改善について」

令和7年度私立短期大学教務担当者研修会報告

- ・講師：香川短期大学 学生支援部次長 辻真樹 氏、坂本毅 氏
- ・研修目的：教務担当者研修会において報告された「知の総和答申」「短大の現状」「新たな大学や短大の評価制度」「地域大学振興」「教学マネジメント」等について把握する。

【第5回】令和8年3月24日(火)午前

- ・テーマ：「研究倫理について」
- ・講師：香川短期大学学長 加野芳正 氏
- ・研修目的：大学の研究者として遵守すべき研究倫理を、本学の規程等に基づいて再確認を行う。

【第6回】令和8年3月24日(火)午後

- ・テーマ：「アセスメント・ポリシーに基づく学修成果の評価・分析・改善等の報告」
- ・講師：香川短期大学 食物栄養学科 次田一代 氏
香川短期大学 子ども学科 辻 真樹 氏
香川短期大学 経営情報・デザイン学科 岩倉洋平 氏
- ・研修目的：PDCAサイクルに則り、各学科・コースのアセスメント・ポリシーに基づいた学修成果について、在学生や就職先からのアンケートから見える評価の差異などからディプロマ・ポリシーを可視化し、今後取り組むべき課題を明確にする。

〔区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-6 の現状＞

教職員の就業に関する諸規程については、労働基準法 89 条に基づいて整備している。また、それら諸規程を教職員に周知するとともに、学校法人尽誠学園香川短期大学規程集（**規程 101～108**）にまとめて事務室に常備し、いつでも閲覧可能な状態としている。規程の改廃についても、教授会で審議し適正に実施している。教職員の就業についても、諸規程に基づいて適正に管理している。教員の採用や昇任については、香川短期大学教員選考規程及び内規や香川短期大学教員昇格基準に基づいて実施している（**規程 46・47・48**）。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

事務局の組織編成については、大学運営に必要な事務職員数を確保し、個々の能力や適性、経験等を考慮した配置としている。ただ近年は、通常業務に加え、大学運営のための新たな業務が生じている。学生に対する生活指導や履修指導の業務はもとより、補助金獲得や認証評価、少子化や学生の多様化に伴う新たな学生募集施策、受給する学生の増加と多様化が著しい奨学金業務など、多くの複雑な業務に対応していかなければならず、事務職員の資質や能力の一層の向上が不可欠となる。人事異動については、組織の活性化を目指し、個々の適性や経験を考慮して行っているものの、組織が小さく職員の絶対数が少ないことに起因する人事の硬直化を今後どう防いでいくかが大きな課題である。

教員についても、社会の変化やニーズに対応するためには柔軟な人事配置が必要であり、そのためには、現状と将来を見据えた就業規則の編成が必要である。本学では、60 歳の定年を迎えた教職員を特任教員（**規程 50**）、法人全体では、嘱託職員（教員）、特別職員（職員）として再雇用している。これには利点もある一方で、教職員の年齢構成に偏りが生じる場合も少なくない。ジェンダーバランスに関しては、設置学科の特性として男性教職員が少ないことから、教員、事務職員ともに、若手の男性教職員の増えることが望ましい。さらに、教員の採用にあつては、本学は地方都市に位置するため、専門分野にふさわしい人材の確保が難しい現状がある。今後も、粘り強く採用活動を継続し、教員の年齢や男女比、専門性等のバランスをとりながら採用していきたい。

FD/SD活動については、大学として組織的に取り組むことにより、教職員に必要とされる職能開発が進んでいる。一方で、専門分野での研究の力量を高めるためには、大学院での学びが欠かせない。それを担保する一つの指標が学位であるが、本学には学士の教員も少数ではあるがいるため、組織として大学院に派遣し、アカデミック・プロフェッションとしての側面を育てていきたい。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料

なし

提出資料－30. 規程集

- 63. 香川短期大学 リポジトリ運用規程
- 83. 香川短期大学 タブレット端末等貸与規程
- 86. 香川短期大学 附属図書館規程
- 88. 香川短期大学 附属図書館資料収集管理規程
- 93. 香川短期大学 コンピュータ利用に関する情報セキュリティガイドライン
- 103. 学校法人尽誠学園 経理規程

備付資料

- 64. 全体図
- 65. 各階図面
- 66. ウェブサイト「施設案内 (CAMPUS GUIDE)」
<https://www.kjc.ac.jp/about/campus-map/>
- 67. 図書館関連資料 (平面図・図書館だより等)
- 68. 危機管理マニュアル

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地の面積は23,776㎡で、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を備え、短期大学設置基準を充足している。

運動場の面積は9,426㎡で、適切な面積を有している。また、体育館は有していないが、体育の授業は講堂ホールや芝生グラウンド、テニスコートを使用し実施している。

校舎の面積は14,350㎡で、教育研究に支障のないよう、教室や実習室等の必要な施設を備え、短期大学設置基準を充足している。また、校舎内には専任教員1人に対して1室の研究室を整備している (備付64)。校舎敷地内には、学生が交流や休息に利用できる植栽檜下のベンチや、自主学習等に対応できるラーニングコモンズを設けている。

障がい者対応については、校舎内に障がい者専用のトイレを、また敷地内にも専用駐車場を設置するほか、各所にスロープを設置しバリアフリーを充実させている (備付65・66)。

教室は、学科ごとの教育課程編成・実施の方針に基づき、授業を行う講義室や演習室、実験・実習室を用意している。例えば、食物栄養学科では、パソコンをはじめ調理器具や実験

機器の数を増やし、多人数でも授業を行える環境を整えている。また、子ども学科では、実際の保育室を再現した床の柔らかい保育演習室を整備し、模擬授業を行う場として活用している。また、この保育演習室には、子ども用の机や椅子も配置しており、制作指導や読み聞かせの実践練習を通しどのような動きや援助をするかについて、実際に即した体験ができる環境を整えている。

実習先については、食物栄養学科では給食センターや給食委託会社、子ども学科では保育所、こども園、幼稚園、児童館、児童養護施設、障がい者支援等、実習学生数に必要な施設を確保できている。

機器・備品については、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき整備している。なお、国家資格に係る学科・コースにおいては、関連法規に基づき、教育上必要とされる設備や機器・備品を有している。また、関連法規に定められている設備のほかに、食物栄養学科では、「給食の運営」に関わる授業で活用する栄養価計算ソフトをコンピュータ実習室PCと栄養棟にあるPCの合計83台に整備し、学生が空き時間でも自学自習ができるようにしている。

コロナ禍を経て、学生が遠隔授業や課題作成のためにパソコンやタブレットを使用する機会が増えたため、補助金を活用して貸し出し用iPad（キーボード付き）119台を整備した（[規程83](#)）。また、子ども学科では、授業で使用する沐浴人形の数を増やし、学生が沐浴練習に取り組みやすいようにした。

附属図書館の資料の選定は、「香川短期大学附属図書館規程（[規程86](#)）」及び「同資料収集管理規程（[規程88](#)）」に基づいて行っている。資料の選定は、基本的学術図書から教養図書まで、大学の特色を活かし多角的な資料収集に努めている。学科選定制度や教職員の推薦制度をはじめ、学生も購入希望図書制度を利用して選書に参加している。また、国立情報学研究所が実施するILL文献複写等料金相殺サービスに参加し、本学に所蔵が無い資料については、当該サービス参加大学から迅速に取り寄せ提供しているほか、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスや電子ジャーナルの提供も行い、資料提供の幅を広げている。

資料の廃棄は、保存期間の超過や消耗、資料的価値や利用価値の減少等、「香川短期大学附属図書館資料収集管理規程（[規程88](#)）」に基づき、定期的に点検し除籍対象の決定を行っている。多様なメディアを利用したのオンライン授業については、学外にいる学生に対して、研究室や自宅から行うことができる。また、1つの講義を同時に複数の教室で聴講できるよう、ビデオカメラや接続機器を整備している。

附属図書館

（備付 67）

本学における学術的な教育・研究の成果物を電子的手段により恒久的に蓄積・保存を進めるとともに、広く学内外を問わず公開できるよう、国立情報学研究所とオープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）が共同運営する共用リポジトリサービスJAIRO Cloudに参加し、香川短期大学学術機関リポジトリの運用を行っている（[規程63](#)）。そのため令和5年度からは、香川短期大学学術機関リポジトリで運用するソフトウェアを、これまでより大幅にバージョンアップした「WEKO3」とした。現在は公開する成果物のみをシステムに格納しているが、今後は非公開の成果物もシステムに組入れ、恒久的な蓄積・保存を進めていきたい。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

固定資産管理、消耗品及び貯蔵品管理に係る規程については、「学校法人尽誠学園経理規程（規程103）」を整備している。また、経理規程にしたがい、固定資産の保全状況等を台帳に記録するとともに修繕・更新を行い、適切に物品の購入や管理を行っている。授業等に供する設備として、令和4年度・5年度には、経営情報科デザイン・アートコースの学生用デスクトップPC（Mac）42台を整備した。令和6年度には、コンピュータ実習室ⅠのデスクトップPC44台を更新した。

火災・地震、防犯対策については、平成21年度に「危機管理マニュアル（備付68）」を策定して以来、毎年全教職員に配付するとともに、その内容について見直しを行っている。自動火災報知設備や防犯カメラシステムについては、毎年定期的に点検を行っている。また、災害発生時に迅速に対応できるよう、火災や地震の発生に備えた避難訓練を消防署の指導の下、年に一度、全学をあげて実施している。その際、宇多津町や地元消防署から職員を招き、教職員や学生に対して、実地演習や災害時の講話、学生証アプリを利用した安否確認訓練などを行っている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策（規程93）は、サーバ、クライアントPCそれぞれについて行っている。サーバのセキュリティ対策としては、WANと学内LANの間にファイアウォール機器とゲートウェイ機器を設置し、学外からの不正アクセスを防いでいる。また、令和4年度には、これらの機器を最新のモデルに更新した。メールシステムにおいても、Google Workspace for Educationを活用してウイルス付メールとスパムメールを除去している。学内LANではWi-Fi接続する全ての端末に対してIEEE 802.1X認証装置であるセキュリティプライアンスでのセキュリティ認証を行っている。また、クライアントPCのセキュリティ対策としては、全教職員のPCにウイルス対策ソフトウェアを導入している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全への配慮から、教職員には年間の電気やガスの経費を提示し、随時省エネを呼びかけている。また、学生に対しては、教員を通じて、電気やエアコンをこまめに消す、エアコンの温度設定に気をつけるなどを指導し、省エネの徹底に努めている。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

香川短期大学の校舎は、平成元年に善通寺キャンパスから移転して40年近く経過している。そのため、老朽化に伴う突発的な修繕箇所の増加により、予算計上外の経費が発生し収益を圧迫している。今後の大規模な修繕や将来の建て替えについて、いかにその予算立てをするかが大きな課題となっている。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料

なし

提出資料－30. 規程集

14. 香川短期大学 情報教育研究センター運営委員会規程

89. 香川短期大学 情報教育研究センター規程

備付資料

69. 学内 LAN の敷設状況

70. コンピュータ教室等の概要

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学修成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

教育課程編成・実施の方針（以下、カリキュラム・ポリシー）に基づいた教育を行うために、情報教育研究センター（**規程89**）が中心となり、情報技術に関する各種講習会の実施に加え、学内のコンピュータ実習室やコンピュータグラフィック教室（以下、CG教室）、学内に配置されたPC、学内LANの整備等を行っている（**規程14・備付69・70**）。また、講義室にプロジェクターを設置し、PCの画面を映し出せるよう視聴覚機器を整備するとともに、令和5年度から、授業でのVR（仮想現実）の活用や学内外でのイベント利用のために、360度カメラとVR機器および高性能PCの追加整備を行った。

情報技術向上に関する学生へのトレーニングについては、全学で実施している情報リテラシー関連の授業で実施している。授業内容は、インターネットを使った情報検索に加え、実習室のPCの基本ソフトウェアであるWindows11 Pro、ビジネスソフトウェアであるMicrosoft社のOffice Professional Plus2023、また本学のグループウェアであるサイボウズOffice 10（学内メール・スケジュール管理、掲示板、電子キャビネット）等の基礎的な操作方法に関するものである。授業を行うコンピュータ実習室は、情報リテラシー関係の検定試験会場としても使われるため、実習室のビジネスソフトウェアを定期的に更新しており、最新のアプリケーションを利用した授業も可能となっている。一方、教職員へのトレーニングについては、情報教育研究センター主催の学内コンピュータ講習会を実施している。令和7年度は、PCの基本ソフトウェアをWindows11 Proへ更新するための操作、Microsoft社のOffice Professional Plus 2024へ更新するための操作、PCのデータをバックアップするための操作、生成AIと情報セキュリティの知識等について、講習会を実施した。

技術的資源と設備の両面における維持や整備については、情報教育研究センター（**規程89**）、

を中心に計画的に行っており、その維持管理は、情報教育研究センター運営委員と情報教育研究センターの兼務職員で対応している。

学内のコンピュータについては、授業で学生が使用するものとして、コンピュータ実習室Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、CG教室及び給食管理実習室において200台以上のPCを整備しており、常時ハードウェア及びソフトウェアの向上と充実を図っている。そのうち、実習室Ⅰ・ⅡのPCについては、基本ソフトウェアのWindows11 Proへの更新が現在完了している。

教職員用のコンピュータについても、学内において60台以上のPCを整備しており、一部のPCについてはWindows11 Proへの更新を行った。また、全教員に対してiPadを配付し、ICTを活用した教育の充実や会議資料の簡素化を図っている。

学内LANについては、平成5年度に整備した後、更新を続けている。文部科学省国立情報学研究所(NII)が構築・運営している学術情報ネットワーク(SINET)に通信速度1Gbpsで接続した後、平成30年度に学内LANの幹線を10Gbpsに対応できるものに張り替え、関連するネットワーク機器も更新した。現在学内LANには、上記のように学生用PC約200台、教職員用PC約60台、また無線ネットワーク経由では200台以上のスマートフォンが常時接続されている。学生の学習環境としては、コンピュータ実習室の整備のほかにeラーニングシステムも稼働させており、学内外から利用できる環境にある。

学内LANの無線環境としては、無線LAN規格IEEE802.11ac(WiFi 5)に対応する無線アクセスポイントを学内全域に設置している。現在48台の無線アクセスポイントが稼働しており、全学生と全教職員が学内全域で利用している。

教員は、新しい情報技術を活用して効果的な授業を行っている。例えば、食物栄養学科では、簡単操作で栄養計算ができるExcelのアドインソフト「エクセル栄養君」を活用した授業を行っている。経営情報・デザイン学科では、「Web制作演習Ⅱ」の授業においてWordPressを利用しており、「CAD演習」の授業では高機能なCADソフトウェアであるLumionとArchiCADを活用している。「3DCG演習」の授業においてもBlenderを使って3D作品をデザインし、3DプリンタUP-BOXで3次元のオブジェクトを造形している。また、コロナ禍以降の情報技術活用として、1つの授業クラスを複数教室に分割し、片方では対面による授業、他方にはリアルタイムでの配信授業を行い、これを交互に入れ替える取組が一部授業で実施された。一方、短期大学運営においても、徐々にではあるが新しい情報技術であるAIやchatGPTを活用しながら、情報収集や将来構想の研究を行っている。

特別教室については、前述のように全学的に授業で使用するコンピュータ実習室Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、ならびに経営情報・デザイン学科のデザイン教育で使用するCG教室を整備している。さらに、給食管理実習室にも、栄養計算や帳簿づくりができるノートPC30台を整備している。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

本学の技術的資源については充実が図られてはいるが、その技術活用には教員間で差があるため、教職員向けの技術的資源活用研修を実施する必要がある。学生間においても、情報技術利用について習熟度の差があることから、個々のレベルに応じたトレーニングが必要である。

講義室では、パソコンやパソコン接続のほか、部屋ごとに設けられた機器の操作方法の違いやプロジェクターの老朽化等に起因するトラブルが生じていた。そこで、令和元年度に各階の講義室においてＡＶシステムの総入れ替えを行い、これにより操作機器の統一化や操作の簡略化が図られ、全ての教員がどの講義室でも簡単に機器を操作することができるようになった。一方で、普通教室の機材の老朽化については定期的な点検・更新が必要であり、学科・コースごとの特別教室に設置されている専門的な設備や機器についても、破損や老朽化が目立つため、予算計画を伴う整備が求められる。また、学内 LAN やインターネットを利用する授業が増加したため、令和４年度に、情報セキュリティ対策を含めてネットワーク機器を更新したが、昨今の大容量通信や巧妙化するマルウェアへの対応を、今後順次進めていく必要がある。

次に、技術的資源として重要な、情報教育研究センターの課題を記す。

情報教育研究センター

情報教育研究センターでは、情報教育研究センター運営委員が主体となり、全学科の学生が利用するＰＣ実習室、教職員の研究室や所属部署のＰＣや学内 LAN の整備を担当しており、学生と教職員に対して、パソコンやタブレット、サーバやソフトウェアなど、コンピュータやネットワーク全般の管理を行い、その円滑な利用の推進を図っている。また、教育研究や学生支援を充実させるための研修講座を企画し、教職員のコンピュータ利用技術向上に取り組んでいる。

それらコンピュータを、教職員は適切に管理するとともに、大学運営や授業に活用している。例えば授業では、共通ファイルに保存されたデータは学内 LAN を通してコンピュータに取り込み、課題として作成したファイルは学内 LAN を通して提出するといった課題提出方法が近年定着してきた。令和６年度から Google Workspace for Education Plus に更新し、これらを使った授業やクラス運営も増えている。

<コンピュータ実習室と学内 LAN 等の整備における課題>

学内の教員用ＰＣについては、令和４年度から教員用ＰＣに Windows11 Pro を搭載したモデルを整備している。その後、令和７年度で Windows11 Pro への更新とアプリケーションソフトウェア Office Professional Plus2024 への更新が完了した。コンピュータ実習室Ⅰ・Ⅱにおいても、Windows11 Pro への更新と Office Professional Plus2024 への更新を完了した。今後は、コンピュータ実習室Ⅲ・Ⅳにおいても、Windows11 Pro と Office 2024 へ移行させる予定である。

学内 LAN とインターネットを利用する授業は毎年増加しており、グループウェアを利用したレポート提出、Google Classroom によるレポート管理や Google Forms によるアンケート作成・集計の機能の利用も増加している。そのことから、新規アプリケーションの周知や操作講習が必要になっている。e ラーニングシステム Moodle についても、最新バージョンへの更新を実施した。

今後の課題としては、継続的な講習会開催とシステムの定期的な更新、また教職員業務の多くがグループウェアを情報基盤としているため、各研究室や部署への支線の張替えを含め

た学内 LAN の性能維持と向上が挙げられる。予算計上を含め、時宜に応じて取り組んで行きたい。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞
特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

18. 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式 1]
 19. 「事業活動収支計算書の概要」[書式 2]
 20. 「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式 3]
 21. 「財務状況調べ」[書式 4]
 22. 令和 5 年度計算書類
 23. 令和 6 年度計算書類
 24. 令和 7 年度計算書類
- * 22～24：計算書類に含まれるもの 10 表
- ①資金収支計算書 ②資金収支内訳表 ③人件費支出内訳表 ④活動区分資金収支計算書 ⑤事業活動収支計算書 ⑥事業活動収支内訳表 ⑦貸借対照表 ⑧固定資産明細表 ⑨借入金明細表 ⑩基本金明細表
25. 令和 5・6・7 年度財産目録
 26. 令和 7 年度 事業報告書
 27. 令和 8 年度 事業計画書
 28. 令和 8 年度 予算書

提出資料－30. 規程集

104. 学校法人尽誠学園 内部監査委員会規程
105. 学校法人尽誠学園 法人運営戦略会議規程
107. 学校法人尽誠学園 資産運用規則
108. 学校法人尽誠学園 振興基金規約

備付資料

73. 第Ⅰ期中期計画〔令和 2 年度～令和 6 年度〕
74. 第Ⅱ期中期計画〔令和 7 年度～令和 11 年度〕

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

本学は、計算書類等に基づき、財的資源を把握し分析を行っている。資金収支及び事業活動収支は、学校法人全体として令和 4・5 年度の経常収支差額は黒字であったが、令和 6・7 年度は赤字となった。その原因としては 4 点ある。まず 1 点目は、少子化に伴う入学生の減少による授業料や補助金の減額である。2 点目は、令和 5 年改正私立学校法及び学校法人会計基準の改正により、賞与引当金を計上したこと。3 点目は、尽

誠学園高等学校校舎の耐震改築によるもの。4点目は、新型コロナによる授業形態の変更に伴い、OA機器の購入・減価償却費がかさんだことである。このように、事業活動収支の収入超過または支出超過の状況についても、その理由を部門ごとに把握できしており、また、資金面や設備投資においても借入はなく、適切に行われている（提出18～21・22～24）。

貸借対照表（提出20）の状況としては、日本私学振興・共済事業団からの長期借入金平成28年9月で完済となり、短期も含め借入金がない状態となった。長期未払金は全額リース資産によるもので、健全に推移していると言える。

本学と学校法人全体との財政の関係は、理事会や評議員会を通じて、役員や評議員も把握している。収支ともに、本学が占める割合は、法人全体の約25%程度で推移しており、本学の存続を可能とする財政が維持されている。また、退職給与引当金は、長期負債の多くを占めているものの、法人内の高等教育機関である本学と専門学校は修正賦課方式、他の学校は積立方式により適正に引き当てている。

資産運用については、従来はリスクを考慮し敬遠していたが、投資等による収入確保の一環として令和4年度から開始し、令和5年度以降は、さらに運用規模を拡大した。今後も、学校法人尽誠学園資産運用規則（規程107）に基づき、資産運用を適切に行う予定である。

教育研究経費比率は、経常収入のうち教育研究費としての支出の占める割合を表すものであり、表3に示すように令和7年度は経常収入の41.6%と過去2年間に比べ上昇し、また、経常収支の1つの目安である20%を超え、全国平均も上回っている。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分も適切である。CG教室の老朽化したパソコンを、令和4年度以降順次最新の機種に変えており、令和6年度は、44台を更新しその充実を図った。また、平成30年4月に導入した学務システムを令和5年度には、サーバーリプレイスした。図書館においては、引き続きdマガジンを利用している。

財的資源の監査については、学校法人尽誠学園内部監査委員会規程（規程104）を整備し（平成28年9月15日施行）、年3回（10月・1月・5月）実施している。公認会計士・監事も5月の決算監査だけでなく、さらに期中で2回の監査を行っている。内部監査委員とも情報を共有するなどの連携ができており、脱漏等の防止に努めている。

寄附金の募集活動は、本学創設50周年にあたる平成29年度を中心に取り組み、現在も継続している。また、平成25年11月に法人への寄附者が減税制度を適用するための「特定公益増進法人であることの証明」と「税額控除に係る証明」を受けた。本証明を、平成30年度に続き令和5年11月にも更新し、寄附者への恩恵とともに、法人全体の外部資金の獲得につながっている。学校債については発行していない。

学生の定員及び学生数は、後掲の基礎データ〔様式12：学生数〕に示すように、近年は定員割れが常態化する傾向にある。このことも視野に、第Ⅰ期中期計画（令和2年度～令和6年度）（備付73）を策定した。そして、令和6年度中に第Ⅱ期中期計画（令和7年度～令和11年度）（備付74）を策定し、令和7年3月27日の理事会において承認された。この中期計画では、教学改革計画のクロスSWOT分析を行い、課題解決のための実行計画を立て、学科等の改組や募集停止、定員の見直し等を行った。

表 3 財務状況

香川短期大学

単位：千円

年度	経常収入	経常支出	経常収支 差額	経常収支 差額比率	人件費 比率	教研経費 比率
5	576,317	550,603	25,714	4.5%	51.2%	35.6%
6	543,693	551,343	△7,650	△1.4%	52.3%	36.5%
7	565,929	596,106	△30,177	△5.3%	53.5%	41.6%
全国平均				△7.1%	60.4%	31.4%

法人全体

年度	経常収入	経常支出	経常収支 差額	経常収支 差額比率	人件費 比率	教研経費 比率
5	2,406,309	2,384,541	21,768	0.9%	55.3%	31.7%
6	2,295,036	2,426,976	△131,940	△5.7%	59.9%	32.7%
7	2,355,381	2,459,633	△104,252	△4.4%	57.0%	34.2%

※ 全国平均：日本私立学校振興・共済事業団「令和7年度版：今日の私学財政」の
令和6年度短期大学96法人の「授業活動収支計算書」より

収容定員充足率に相応した財務体質については、それを維持し、教育研究活動の推進と教育研究環境整備の充実を図るため、補助金確保についても力を入れている。また、遠隔授業活用推進事業（文部科学省）を活用して遠隔授業用タブレットを整備し、令和6年度には学術研究助成金でS L写真撮影装置も整備した。

財的資源の管理について、学校法人及び短期大学は、まず中期計画に基づいた各年度の事業計画と予算・決算について、前年度3月にその年にDo（実行）した内容をまとめた実施報告書をCheck（活動の評価）し、Action（次年度への改善）後、当該年度のPlan（学校教育目標・SWOT分析・学校経営ビジョンづくり・具体的な年度計画作り）を立てるなど、適切な管理及び決定を行っている。その後、決定した事業計画と予算（提出27・28）について、理事会で承認を得た後、速やかに関係部門の担当者に指示し、執行している。

また、年度予算については、毎年2月に補正を実施し、適正に執行している。日常的な出納業務については、予算に基づいて執行し、月3回の定例支払では所属長・経理責任者を経た後、理事長に支出内容を報告している。

資産及び資金の管理と運用は、適切な会計処理に基づいて資金収支元帳や固定資産台帳等に記録し、安全かつ適正に行っている（提出18～21・22～24・25）。月次決算書及び試算表は、毎月適時に作成後、経理責任者を経て理事長に提出し、収支状況の報告を行っている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

香川短期大学の将来像を明確にするため、毎年、大学組織の在り方やグランドビジョンについて検討を行っている。具体的な例としては、事務部局の統廃合を平成 30 年 4 月に実施し、5 つあった部局を 2 つに集約し組織をスリム化した。

高大連携（接続）の強化と学生数の確保に関する施策の一つとして、高等学校への出前授業を毎年継続して積極的に取り組んでいる。また、大学の魅力づくりの一環として、国際交流の推進にも力を入れており、英国ノーサンブリア大学での研修を隔年で実施するとともに、令和 6 年度よりタイ国イーストアジア大学との学術交流協定締結に基づく事業として、教員及び学生を派遣している。また、本学の強みや弱みなどを客観的に把握するために、平成 27 年度から、法人内の各学校において「SWOT 分析」を導入し、法人運営戦略会議規程（規程 105）をはじめとして、評議員会や理事会においても環境分析を行い、その結果を学内で共有している。

表 4 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）

R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
経常収支 差額比率	経常収支 差額比率	経常収支 差額比率	経常収支 差額比率	経常収支 差額比率	経常収支 差額比率	経常収支 差額比率
1. 24%	4. 60%	4. 06%	0. 5%	0. 9%	△5. 7%	△4. 4%
10%未満	10%未満	10%未満	10%未満	10%未満	赤字	赤字
A3	A3	A3	A3	A3	A3	B0
（正常）	（正常）	（正常）	（正常）	（正常）	（正常）	（イエロー ゾーンの予 備的段階）

本法人では、財務状況を適切に把握し経営計画を策定するために、経営判断を実施しており、その判定は平成27年度までA 2あるいはA 1、平成28年度から令和 5 年度は、毎年経常収支差額比率が黒字10%未満のA 3の（正常）であった。しかし令和 7 年度は、経常収支差額比率が-4. 4%となり、「1. 教育活動資金収支差額」「2. 外部負債と運用資産の比較」「3.

耐久年数」「4. 外部負債」「5. 修正前受金保有率」「6. 経常収支差額が2年以上赤字」「7. 黒字幅が10%未満」「8. 積立率が100%未満」などの定量的な経営判断指標に基づき総合判断の結果、経営診断指標は正常状態とイエローゾーンの間に当たるB0となった。なお、令和8年度以降については、学納金の値上げにより法人全体としても、短期大学単体としても黒字を予想している。

大学が持続的に発展し社会的な責任を果たす必要があるとの認識のもと、また、私立学校法が改定されたことを受けて、令和2年3月に「香川短期大学 第Ⅰ期中期計画（令和2年～令和6年度）」を策定した。その内容は、(1)「大学アイデンティティの構築に関する目標」、(2)「教育に関する目標」、(3)「研究に関する目標」、(4)「地域貢献に関する目標」、(5)「人事・財務・組織運営に関する目標」の5つの目標からなり、それぞれの目標を達成するための個別の具体的計画を立てている。それと同時に、計画の実効性を上げるため、進捗状況を年度ごとに評価するとともに、継続的なPDCAサイクルの確立につながるよう努めた。また、本計画は5年を1期とするもので、計画の策定にあたっては「アウトプット評価」のみならず、経営の視点に立った点検・評価を実施するため「アウトカム計画」としての数値目標を導入した。その数値目標として10項目を挙げ、毎年5月の理事会、評議員会において検証結果を報告している。

令和6年度末に策定した「香川短期大学 第Ⅱ期中期計画（令和7年度～令和11年度）」は、香川短期大学経営改善計画（平成28年～令和2年、平成30年度に一部改訂）や、前述の第Ⅰ期中期計画（令和2年度～令和6年度）を継承しつつ、「教育」では内部質保証の充実や国際交流の推進、「地域貢献」では地域連携や大学間連携の一層の推進を図るとともに、「学生募集」を新たに大項目に格上げし、具体的対策を盛り込んでいる。また、人事計画や施設設備計画、外部資金の獲得などの事業も組み込んだものとなっている。

学生募集戦略としての具体的活動では、広報活動を充実させるとともに、広告のDX化を進めてきた。また、令和3年度から新たな試みとして、高校2年生を対象としたウエルカム・キャンパス（12月に実施）を開催し、志望校決定の早期化に対応している。加えて、留学生や社会人、障がいのある学生など、多様な学生の受け入れに取り組むとともに、発達障がいのある学生の学びを支援するために特別支援員の配置を継続している。また、高等教育の修学支援新制度（JASSO）の導入への対応として、その恩恵が受けられるように、「授業料」と「教育充実費」を統合し、新しい「授業料」として学生募集要項に記載した。

その他、これまで取り組んだ活動やその成果、及び今後の戦略は以下となる。

- ・学生募集戦略会議を適宜開催し、全学一体となって学生募集を展開した。
- ・高等学校との連携を強化し、出前授業や各種イベントを通じて本学への認知度を高める工夫を行った。
- ・入学者に占める県内高校生の割合が右肩下がり傾向にあるため、県内高校からの入学者を増やす活動を強化している。
- ・沖縄での学生募集については現地スタッフの雇用を継続し、令和6年度2名、7年度1名の入学者を確保することができた。
- ・留学生の入学者増を目指して、岡山県や広島県、及び県内の日本語学校を重点的に訪問

し、結果として令和8年度入学生数は前年度より大幅に増加した。

- ・令和5年度に、タイ国との交流や留学生確保を目指して、担当教員（日本語教育担当・タイの大学での講師歴あり）や学科長が現地を訪問し、イーストアジア大学との間で包括的交流協定を締結した。その後、タイ研修旅行（5泊7日）を令和6年度・7年度に実施し、それぞれ学生3名・5名の参加があった。今後は隔年で実施する予定である。

一方、人事計画、特に教員人事については、今後も設置基準に必要な人員を確保しながら職員の適正配置を行うとともに、柔軟な雇用制度を導入することで人件費総額の抑制に努めている。そのなかで、数値目標の1つとしてのS T比（在籍学生数/在籍教員数）は、令和3年度12.3、4年度13.3、5年度12.9、6年度13.7、そして、令和7年度のS T比は13.0となっている。

施設設備の将来計画では、学舎管理や機器についての工事案件等総括表を毎月の企画委員会に提出し、計画的に整備すべきものは次年度予算にも反映している。

外部資金の獲得、遊休資産の処分等についても検討している。寄附金募集については、法人で振興基金規約（**規程108**）を定め実施している。科学研究費補助金は、令和5年度では研究代表2件（基盤研究B・若手研究）、研究分担1件、令和6年度では研究代表1件（基盤研究B、R 6～10年、総額1,430万円）、令和7年度は新たに研究分担1件が交付された。また、本館教室や講義室の貸館業務を強化し、利用料収入は令和2年度に比べ、3年度は約1.3倍、4年度から令和7年度は約4.0倍と稼働率を上げており、収益が増加している。また、令和7年11月から、本学駐車場の一部を近隣の化学メーカーに貸し出し、これも収益に結びついている。

適切な定員管理（募集定員や収容定員充足率）と必要な経費（人件費や施設設備費）のバランスについては、学科ごとの定員充足率が年によって大きく変化するため、安定しないことがある。そのため、今後も経営改善計画に基づいて定員管理に努め、大学全体で収支のバランスを取りながら運営していく。

法人全体の経営状況や運営については、評議員会や理事会、法人運営戦略会議で審議された内容を、学長が資料を用いて教授会で報告することにより、学内での情報の共有を図っている。また、理事長からは、年度当初の挨拶や学生募集戦略会議において、短期大学の置かれている現状や経営状態の厳しさを教員に伝えている。こうした経営情報や危機意識は、事務職員に対しても副学長（事務統括）から教授会の伝達事項として定例で伝えられており、学内全体での意識共有が図られている。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

学校法人尽誠学園は、平成7年4月に香川誠陵中学校を、平成10年4月に香川誠陵高等学校を開校した。また、平成14年4月には、香川短期大学附属幼稚園を開園した。本学も、平成元年に善通寺市から宇多津キャンパスへ移転しており、これと前述の香川誠陵中学校・高等学校開設時の借入金が多額であったため、経営は非常に厳しかった。そのような中、平成12年に就任した理事長のリーダーシップの下、法人全体で節約に努めるとともに、利用頻度の減っていた校外研修施設の売却等により、平成28年に借入金を完済し、それ以降は無借金経営を基本として運営している。

その一方、平成25年頃の善通寺キャンパス（尽誠学園高等学校と香川看護専門学校）は建物の老朽化が進んでいたため、尽誠学園創立130周年を機に整備計画を策定した。平成26年の第1期工事（尽誠学園高等学校普通教室等）から、令和4年第9期工事（テニスコート2期工事）の9年間で、善通寺キャンパスの整備・改築は完了した。その途中で、善通寺の校地を一部分断する県道開設の計画が実施されたため、その土地を売却するとともに、校地内を通っていた市道および数箇所の隣地を購入することにより、従来は細長かった善通寺キャンパスを正方形に近い形に整えられた。次期は、宇多津キャンパスにある築37年の本学が、整備・改築に着手される予定である。

今後も、財務の安定と教育研究の充実とのバランスを図りながら、法人全体や大学の運営に努めていきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

専任教員のうち教授が多くを占めており、准教授の層は薄い。また、定年退職後も雇用できるようにと特別職員制度等を定めているが高齢化が課題であり、中間層の人材確保が望まれる。今後は、学科内の専門分野のバランスや人材の過不足と今後の教員の年齢層を見通しながら、その対策として、内外に広く中間層教員の募集を行っていききたい。また、途中退職者が生じた際には、後任者の採用を滞りなく進める。令和6年度は、退職・転出者4名と同数の教員を、また、令和7年度の新規採用者はなかったが、令和8年度は転退職者2名に対し3名の新規教員を採用することができた。今後も、S/T（学生/教員）比を指標の1つとして適正な教員配置を進めていく。

令和2年4月に高等教育の修学支援新制度（JASSO）が導入されてから6年目となるが、その対応として令和4年度から授業料と教育充実費を統合して新しく「授業料」とした。また、予算編成においても、学科長をはじめ各所属長との間で厳格なヒアリングを実施し、支出の圧縮に努めている。

入学定員については、慢性的な定員未充足に陥っていた生活文化学科生活介護福祉専攻課程（入学定員40人）を令和3年度に募集停止とし、令和4年度末に廃止した。併せて、令和4年度には、経営情報科の入学定員を60人から70人に増員した。また、子ども学科については、近年の全国的な保育士志望者の減少に対応するため、第Ⅰ部では、令和4年度の60人から、55人、45人と減少させ、令和9年度入学生から30人とする予定である。第Ⅲ部については、40人だったものを令和8年度に35人に削減し、令和9年度入学生については40人に戻すことにしている（本稿：様式12）。

学生募集では、広報活動を充実させるとともに入学定員を縮小した結果、令和7年度の入学者数は定員の約9割を確保し、特に経営情報・デザイン学科においては、入学定員以上の新入生を迎え入れることとなった。

過去5年間の入学定員や学生数等は、後掲の基礎データ〔様式12：学生数〕に、また、卒業者数や退学者数は〔様式14：学生データ〕に記したとおりである。令和6年度・7年度と入学者数が前年を上回ったことは特筆される。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

人的資源について、現在は専任教員のうち教授が多くを占めているが、全体の高齢化が課題となっており、今後は、学科内の専門分野のバランスや教員の年齢層の変化に対応し、若年や中間層教員を積極的に採用したい。

教員の研究活動においては、著作物や論文執筆・発表に関してやや低調である。「香川短期大学研究紀要」への投稿数は、令和元年度刊行の第48巻は15件、第49巻20件、第50巻15件、第51巻12件、第52巻10件、第53巻8件、そして令和7年度の第54巻は6件と漸減傾向にある。ただし、教員数も減少していることに留意が必要である。今後の量的な改善とともに、学外の査読付きジャーナルに投稿するなど、質的にも評価される論文の執筆が求められよう。

物的資源について、老朽化した校舎や施設については、緊急性のあるものから順次改修し

ていく。また、ドローン教習所については、その整備・充実を図るとともに、規程や事業計画の策定を進める必要がある。コンピュータールームやパソコンの更新については、情報教育研究センターが中心となって今後も継続していく。広報メディアについては、大学ホームページの大幅なリニューアルを令和5年度末に行い、6年度から本格運用を行っている。今後とも必要に応じて更新していきたい。

財的資源の大きな課題は、収入の減額が近年続いていることである。その原因のひとつは、学生数の減少であり、平成30年度より入学定員を290人から250人へと減らした結果、その年の入学生はほぼ定員通りの数を確保できたが、翌31年度は92%と減少した。また、令和5年度は、生活文化学科生活介護福祉専攻課程40人の募集停止と経営情報科の定員10人増に伴い、定員は220人となった。ただ、定員を減少させたにもかかわらず、その後も未充足の状況が続いている。定員の未充足は、補助金の減額と連動するため、子ども学科の未充足状況に対応して、入学定員を令和6年度215人、令和8年度200人と漸減させた。今後は、できるだけ定員を維持するとともに、入試センター職員や各学科・コース教員が、これまで以上に機会をとらえて県内外高校に出向き、出願・入学を働きかけていきたい。

私立大学等改革総合支援事業については、タイプ1「特色ある教育の展開」は、令和4年度・5年度と連続して選定された（短期大学における選定率：16%・18%）。その後、情報リテラシー科目の充実や、AI数理データサイエンス科目の構築に取り組んだが、令和6年度・7年度（同24%・21%）は選定に至らなかった。令和8年度の選定に向けて、ディプロマ・サプリメント等の構築に取り組む予定である。一方、タイプ3「地域社会の発展への貢献（プラットフォーム型）」においては、令和5年度・6年度（選定率55%・44%）と連続して選定され、財的資源の増額に大いに貢献したが、残念ながら令和7年度（同43%）は選定に至らなかった。経常費補助金に加算される「教育の質」においては、各項目について該当部署で精査し、本学が取り組める内容について改善を進めたその結果、令和2年度の+1%から、3年度は+3%、4年度は+5%、そして令和5・6・7年度は最高掛け率の+6%となった。令和8年度には、さらに「初年次教育」のプログラム化を図り、その構築を行う予定である。

また、令和6年度7月に募集があった「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援」事業に応募した結果、全国で大学・短大合わせて45校の選定であったが、本学はその1つとなった（事業名「青い国・四国瀬戸内まるごと留学」）。その事業概要は、「県外からの学生の獲得」「香川及び四国地域の魅力発信」「大学選択の新しい価値提供」などであり、その目的を達成するために令和8年度入試のなかで、「青い国・四国瀬戸内特別選抜」を実施した。入試センター職員を中心に、精力的に募集活動を行った結果、12名の入学生を獲得することができた。

以上のような本学の取組によって、私立大学等経常費補助金（一般補助＋特別補助）交付額は、全国の短期大学のなかで、令和5年度9位、令和6年度6位、令和7年度は9位であった。今後も、私立大学等改革総合支援事業の採択や「教育の質」の充実を図りながら、多様な教育の展開ができるよう体制整備を推し進めていきたい。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営〕

＜根拠資料＞

提出資料

- 29. 令和 5・6・7 年度 学校法人理事会議事録【PDF】
- 34. 令和 5・6・7 年度 学校法人評議員会議事録【PDF】

提出資料－30. 規程集

- 101. 学校法人尽誠学園 寄附行為

備付資料

- 01. 尽誠学園のあゆみ
- 02. 明日に架ける橋
- 71. 理事長の履歴書（令和 8 年 5 月 1 日現在）
- 72. 学校法人実態調査表（写し）（令和 5～7 年度）
- 73. 香川短期大学 第Ⅰ期中期計画〔令和 2～6 年度：5 カ年計画〕
- 74. 香川短期大学 第Ⅱ期中期計画〔令和 7～11 年度：5 カ年計画〕

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。〕

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標をよく理解し、それを教職員や学生にわかりやすく伝えるために、辞令交付式や入学式等で講話を行っている（備付 01）。また、平成 26 年には、学園創立者大久保彦三郎とその兄大久保謙之丞の伝記『明日に架ける橋』（備付 02）を企画制作した。兄の謙之丞は、瀬戸大橋の提唱や四国新道開削、香川用水等の構想などで知られる郷土の先覚者であり、弟の彦三郎は三島中洲の下で漢学や陽明学を学び、郷土の教育に尽力した人物である。本伝記は、学祖をはじめとする先人達の生涯やその思想を学生にもわかりやすく伝わるよう、漫画と文章の並記が用いられており、法人内でも長く読み継がれている。

理事長は、四国で最も古い私学である本法人の運営に、昭和 57 年から理事として関わってきた。また、同年から本学の副学長に就任し、新しく情報教育等の導入を提案し、昭和 59 年に家政科に家政専攻情報処理コースを設置した。続いて昭和 62 年には経営情報科を開設した。

瀬戸大橋開通の翌年である平成元年には、善通寺市の尽誠学園高等学校に隣接していた本学を、将来の学生確保を見据え、瀬戸大橋四国側の基点である宇多津町へと移

転した。その後も、就職に強い短期大学を目指して就職進学部の強化を図り、平成6年度から20年間続けて就職率100%を達成した。

本法人内の他の学校における取組としては、以前からソフトテニス部や陸上部などスポーツが盛んであった尽誠学園高等学校の野球部を強化し、昭和58年に選抜高等学校野球大会（甲子園大会）への初出場を果たした。その後も甲子園出場を重ね、メジャーリーガーのほか、野球、バスケットボールではオリンピック選手、NBA選手を輩出するなど、スポーツ強豪校としての尽誠学園のブランド力を高めた。

また、平成7年には香川県にも本格的な中高一貫教育の進学校が必要であるとの考えから、高松市に香川誠陵中学校・高等学校を開設し、東京大学や国立大学医学部をはじめとする難関大学への進学者を輩出している。そして、平成12年の理事長就任後には、香川短期大学附属幼稚園を開園した。その後、学園創立130周年となる平成26年度には善通寺キャンパスの整備に着手し、尽誠学園高等学校普通教室棟を改築、翌27年度に香川看護専門学校増改築、平成28年度に尽誠学園高等学校特別教室棟と食堂、平成29年度に男子寮、平成30年度に女子寮、さらに令和元年度には図書館棟を建設した。続いて、スポーツ振興等の施設として、令和2年度にはクラブハウス、令和3年度には野球部専用寮、令和4年度にはテニスコート6面の改修、また、令和6年度女子サッカー部、令和7年度女子野球部の新設に向けての女子寮の整備など、本法人の運営全般にリーダーシップを発揮し、その発展に尽力している。

また理事長は、法人内の各校・園の長や経理担当者が集う法人運営戦略会議を主催し、そこで方針や意見を述べるなど、法人の代表としてその業務を総理している。その他、各学校の入学式・卒業式への参列や文化祭・体育祭等行事への参加、入学試験合否判定会への出席を欠かさず行っている。また、本学では教授会に、尽誠学園高等学校ではスポーツ特奨生選考会に、香川誠陵高等学校では3年生の進路検討会等の重要な会議にも出席している。

社会的活動としては、香川県私立中学高等学校理事長会会長、香川県私立退職金社団代表理事、公益財団法人和納育英会理事等を務め、県内の私立中学校・高等学校や関連機関との連携を図り、地域の教育の充実のために貢献している（備付71）。

〔区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は、法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。〕

＜区分 基準Ⅳ-A-2 の現状＞

理事会は、本法人の寄附行為（規程101）第17・18条の規程に基づき、理事長が招集し議長を務め、適切に開催されている。そこでは、本法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。また、認証評価に対する役割を果たし、その責任を負っている。

理事会（提出29）は、本短期大学をはじめ、法人内の各学校の発展のために学内外の必要な情報を収集し共有することにより、各学校の運営の改善に努めている。理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識しており、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備し、必要な改廃なども適宜行っている。

〔区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。〕

＜区分 基準Ⅳ-A-3 の現状＞

理事は、学校法人尽誠学園寄附行為第6条の規定により、理事選任機関である評議員会（提出34）において適切に選任され、その構成員は全ての評議員である。また選任時には、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。現在の理事は、同寄附行為第7条により学長、校長、園長のうちから評議員会で選任された者3名、その他評議員会において選任された者4名の計7名で構成されており、学校法人尽誠学園の建学の精神を理解し、法人の健全な経営についての学識及び見識を有している。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の課題＞

理事長のリーダーシップの下で健全な運営を行っているが、少子化や経済情勢の変化等、学校法人を取り巻く厳しい環境下で適切な経営判断ができるように、正確な情報収集とその共有化に一層努めていかなければならない。また、急速な社会情勢の変化に対応するべく迅速な意思決定のため、各学校の学長、校長、園長との連携を深めて、理事長のリーダーシップをより発揮できるような体制にしていく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]

<根拠資料>

提出資料

01. 令和8年度 入学生用学生便覧「三つの方針」pp. 4-8、「学生懲戒規程」pp. 22-24
02. 令和8年度 学則 第26条（教授会）
31. 令和5年度 教授会議事録【PDF】
32. 令和6年度 教授会議事録【PDF】
33. 令和7年度 教授会議事録【PDF】（含：各種委員会報告）

提出資料－30. 規程集

05. 香川短期大学 教授会規程
- 06～35. 香川短期大学 各種委員会規程、及び各委員会規程
74. 香川短期大学 学生懲戒規程
106. 学校法人尽誠学園 学長等選任規程

備付資料

73. 香川短期大学 第Ⅰ期中期計画〔令和2～6年度：5カ年計画〕
74. 香川短期大学 第Ⅱ期中期計画〔令和7～11年度：5カ年計画〕
75. 学長の個人調書（教員個人調書〔様式22〕（令和8年5月1日現在））
76. 学長の教育研究業績書〔様式23〕過去5年間（令和3年度～令和7年度）
77. 令和7年度 教授会議事録【実物】（含：各種委員会報告）
78. 令和7年度 外部評価委員会議事録
79. 令和7年度 企画委員会議事録
80. 令和7年度 人事委員会議事録
81. 令和7年度 教務委員会議事録
82. 令和7年度 自己評価委員会議事録
83. 令和7年度 FD/SD 委員会議事録
84. 令和7年度 入試委員会議事録
85. 令和7年度 安全衛生委員会議事録
86. 令和7年度 学生募集戦略会議議事録
87. 令和7年度 その他委員会議事録（77：教授会議事録中にあり）

[区分 基準Ⅳ-B-1 学修成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、本学の運営全般にリーダーシップを発揮し、ガバナンス体制の充実を図って

いる。組織面では、「香川短期大学教授会規程（規程 05）」において教授会を学長の諮問機関として位置づけ、そこで教職員の意見を聴いて学長が最終的意思決定を行っている（提出 31・32・33、備付 77）。教授会に上程する教育研究に関する重要事項については、その2週間前に開催する企画委員会（備付 79）においてあらかじめ審議を行い、また、1週間前に開催される学科会においてその具体的内容を構成員に周知し意見集約を行っている。三つの方針及び学修成果についても、教務委員会やFD/SD委員会において検討し、その成果を教授会で報告するとともに、認識を共有している。

また、副学長2名を指名するとともに、学長補佐5名を若手教職員のなかから指名するなど、教学運営の補佐体制を構築している。トップダウンとボトムアップのバランスを取りながら、最終的には学長のリーダーシップにより意思決定を行っている。

学長は、教育社会学を専門として、社会学的な視点から現代社会における人間形成の問題を理論的・実証的に研究し、多くの著作や論文にまとめている。前任の香川大学では、教育学部長、理事・副学長などの要職を歴任した。

学会活動では、日本教育社会学会、日本教育学会、日本子ども社会学会等で、理事や編集委員などを歴任した。とりわけ平成23年から2期4年にわたり日本教育社会学会会長を務め、学会発足70周年記念事業を主導した。また、自らが編集委員長として編集した『教育社会学事典』（丸善出版・2018年・883頁）は、広く人文学・社会科学の発展に寄与している。令和2年～令和5年度には科研の代表者として、「高等教育のユニバーサル・アクセス時代における短期大学の総合的研究」（基盤研究B）に従事した。

社会的活動では、文部科学省大学設置・学校法人審議会専門委員、日本学術振興会科学研究費専門委員、大学評価・学位授与機構の国立大学教育研究評価委員会専門委員や大学機関別認証評価委員会専門委員、日本学術会議連携会員、国立大学協会 教育・研究委員会専門委員などを務め、主に審査や評価の活動を通じて、我が国の高等教育及び学術の発展に寄与した。また、ナショナルセンターである国立婦人教育会館（現国立女性教育会館）運営委員を務めるなど、わが国における男女共同参画社会や生涯学習社会の進展、さらには社会問題や教育課題の解決に尽力した（備付 75・76）。

本学の建学の精神は「愛 敬 誠」である。「愛」は、すべての人に真心をもって親しむこと。「敬」は、上を敬い、下を侮らない心をもつこと。「誠」は、人間に内在する良知のことである。学長は、この建学の精神に基づく教育研究を進めるとともに、入学式や卒業式では、式辞や挨拶を通して、この建学の精神について学生や保護者に伝えている。

学生に対する懲戒については、香川短期大学学則第71条の規程に基づき「香川短期大学学生懲戒規程（提出 01・規程 74）」を制定し、その対象となる行為（第3条）、懲戒の種類及び内容（第4条）、懲戒処分の基準（第5条）、懲戒の手続き（第6条）、懲戒処分の決定（第7条）等、学生の懲戒に必要な事項を定めている。

また、校務をつかさどるために、副学長、総務部長、学生支援部長、附属図書館長、入試センター長、キャリア支援センター長、地域交流センター長、情報教育研究センター長等を任命し、これらの役職者を指導・監督するとともに、直接事務職員とのコミュニケーションを図るよう努めている。また、教員の業績評価についての数値や様式を設けるなど、人事考課制度を導入している。

学長は、「学校法人尽誠学園学長等選任規程（規程 106）」に基づき選任され、理事長の了承を得て任命されている。また、理事として学校法人の運営に参画するとともに、短期大学における教学運営の最高責任者として、理事長の負託に応えて、その職務遂行に努めている。

大学経営については、長期ビジョンに基づき、香川短期大学第Ⅰ期中期計画〔令和 2～6 年度〕（備付 73）、第Ⅱ期中期計画〔令和 7～11 年度〕（備付 74）の策定に取り組むとともに、計画の推進にリーダーシップを発揮している。

学長は、教授会を「香川短期大学教授会規程（規程 05）」に基づいて開催し、学生の入学、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について、意見を聴取したうえで決定している。教授会は、原則として毎月 1 回定例で開催し、必要な場合には臨時教授会を随時開いている。教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務局の部長・次長をメンバーとし、助手はオブザーバー参加としている。教授会に諮る議題については、事務局及びそれぞれの委員会からの申し出を中心に整理し、教授会に上げている。教授会資料は、個人情報の内容を除き PDF ファイルに変換し学内メールでも配付している。そのため、紙ベースで受け取る教職員と、電子データで閲覧する教職員がいる。電子データを利用する者は、パソコンもしくはタブレットを教授会に持参しているが、これによって紙を節約できるというメリットがある。

教授会の議事は、審議事項、報告事項、連絡事項、その他事項に分別し、この順に報告及び質疑応答を行っている。議事録については、学長補佐の一人が原案を作成し、事務局総務部でチェックを行っている。作成された議事録は、次回の教授会において、議事に入る前に確認作業を行い、訂正要求があれば訂正している。こうした手続きを経て作成された議事録は、本学サイボウズ上のファイル管理場所にも収納し、教職員の閲覧を可能としている。

三つの方針（提出 01）の策定に当たっては、まず、本学としての三方針の大枠を決め、次にそれに基づいてブレイクダウンし、各学科・コースごとの三つの方針を決め、最後に自己評価委員会（備付 82）を中心として取りまとめている。三つの方針を修正する場合も、同様の手順で進めている。また、学修成果についても、これまでの教員目線から、学生が「何ができるようになったか」という視点で評価する内容への転換について、すべての教員が認識を共有するよう努めている。なお、三つの方針や学修成果については、学則及び学生便覧等に明記するとともに、自己評価委員会委員をコア・メンバーに FD/SD 研修会において、適宜教職員への周知徹底を図っている。

学長は、本学学則の規程に基づき、まず外部評価委員会（備付 78）、教授会を置くとともに、教授会の下には、企画委員会（備付 79）、人事委員会（備付 80）、教務委員会（備付 81）、自己評価委員会（備付 82）、FD/SD 委員会（備付 83）、入試委員会（備付 84）、安全衛生委員会（備付 85）ほか、学生生活委員会などの各種委員会（備付 87）を設置し、必要な規程等（規程 06～35）を設け、適切な委員会運営を行っている。その構成委員は、各学科・コース、事務職員から選出されており、学科会においても意見聴取を行い、教職員の意見を尊重しながら意思決定を図っている。なお、学則や規程等については適宜見直しを行い、運営に齟齬をきたさないようにしている。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の課題＞

○スピード感のある改革

従来の委員会組織を整理統合してスリム化するとともに、スピード感をもって改革に取り組むことができるよう、企画委員会、学生募集戦略会議（備付86）、カリキュラム検討委員会等を設置した。既設の委員会は、安定した大学運営を行うために必置であるのに対して、新しく設置したこれらは企画・提案型の委員会であり、いずれも学長が委員長を務めている。そこで企画・提案されたことを、教務委員会や入試委員会等で審議した後に、教授会に上程・報告している。一方、直接教授会において審議・報告する場合も少なくない。このように、変化の大きい社会からの要請や大学の課題について、スピード感をもって改革に取り組める組織づくりを行っている。

○課題の共有

円滑な大学運営には、学校法人の理事長及び常務理事、経営企画室長との意思疎通が欠かせないことから、学長は常日頃から理事長等との情報の共有を図っている。さらに、人事委員会と学生募集戦略会議には、理事長と常務理事をメンバーに加え、経営部門と教学部門が連携して大学運営を行う体制を作っている。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の特記事項＞

○実情に対応した大学改革の推進

学長は、経営情報・デザイン学科や子ども学科における授業を担当している。また、学生が参画する「大学づくり委員会」（規程 34）を設置し、自ら委員長としてその運営に参画している。これらにより、学生の実情を自身の目と耳で確認しながら、学生の目線に立った教学運営を推進している。

また、科学研究費補助金（基盤研究B；高等教育のユニバーサル・アクセス時代における短期大学の総合的研究、代表加野芳正、2020-23年）を獲得し、歴史的文脈や社会的文脈のなかで短期大学の実態を明らかにし、その研究成果を生かし、データに基づいた教学運営を心かけている。

○社会貢献、地域連携

国立大学教育研究評価委員会専門委員、短期大学認証評価員（グループリーダー）をはじめ、香川県子どもの貧困対策推進協議会（会長）、高松市子ども・子育て支援会議委員（会長）、高松市社会福祉審議会委員（児童福祉分科会長）、高松市社会福祉施設整備等審査会委員（会長）、宇多津町総合計画審議会委員（会長）など、行政に係る数多くの委員を引き受けている。これらは社会貢献に属する活動であるが、一方で、そうした委員を引き受けることは、大学に対する地域からのニーズ把握に利するため、地域と連携した大学運営につながっている。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

- 29. 令和5・6・7年度 学校法人理事会議事録【PDF】
- 34. 令和5・6・7年度 学校法人評議員会議事録【PDF】

提出資料－30. 規程集

- 101. 学校法人尽誠学園 寄附行為

備付資料

- 88. 監事の監査状況（令和5～7年度）
- 89. 役員・評議員名簿
- 90. 会計監査人の会計監査報告書（令和7年度）

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、学校法人尽誠学園寄附行為（**規程101**）第22条により、評議員会（**提出34**）の決議によって適切に選任されている。また、監事は、同法人寄附行為第28条において規定されている職務〔1. 法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査、2. 法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3ヶ月以内に理事会及び評議員会へ提出、3. 理事会及び評議員会に出席し意見を述べること、4. 法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すること、5. 前号の報告をするために必要があるときは、理事長または理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること、6. 前各号に掲げるもののほか、法令又は、この寄附行為により監事が行うこととされた職務〕を適切に行っている。

監事2名は、公認会計士と連携し学校法人の業務及び財産について、会計年度中の10月（現地）と1月に期中監査、そして5月には期末の監査を実施している（**備付88**）。また、理事会では理事の業務執行の状況を報告し、5月の決算理事会では監査結果を報告している（**提出29**）。これらについて監事は、毎会計年度に監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会（**提出34**）に提出している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

本法人の評議員会は、理事の定数7名を超える9名の評議員をもって組織されている（**備付89**）。評議員会および評議員については、本法人寄附行為第31～47条において規定されているが、これは私立学校法第61条・第62条に従っており、私立学校法に準じている。そして、評議員会は本法人の寄附行為の規程に基づいて開催され、私立学校法第66条2の事項に基づき、理事長の諮問機関として適切に運営されている。

また、理事長は、私立学校法第99条に示されている予算や事業計画について、あらかじめ評議員会の意見を聞いたうえで理事会を開催し運営している。令和7年度は6回開催され、令和6年度の事業報告、決算・監査報告、令和7年度の事業計画の進捗状況や予算・補正予算、規則・規程改正、学則変更、令和8年度予算案等について審議されており、議事録も整備している（**提出34**）。

[区分 基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

会計監査人2名については、本法人の寄附行為第5条及び第49～54条において規定されており、その選任については、私立学校法第80条及び本法人寄附行為第49条に基づき、評議員会の決議により適切に選任されている。またその職務は、私立学校法第86条及び本法人の寄附行為第54条〔1. 法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査及び監査報告書作成、監事・理事会への提出、2. (略)、3. 必要のあるとき業務及び財産状況の調査〕に基づき、適切に実施されている（**備付90**）。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

本法人では、令和7年度は6回の理事会と5回の評議員会を開催した。そこでは、法人の業務や財産の状況、役員の業務執行の状況、事業に関する中期的な計画等について報告が行われ、また意見を徴することができた。

法人の寄附行為については、私立学校法の改定に伴い、令和7年3月7日文科科学大臣の認可を受けて改訂し、令和7年4月1日から施行した。また、会計監査人に関する規定についても、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行することとなった。

現在、本法人のガバナンスは健全に機能しており、今後も各種法令等に基づき適切に実行していく所存である。

〔テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表〕

＜根拠資料＞

提出資料

なし

提出資料－30. 規程集

- 18. 香川短期大学 広報委員会ホームページ運営規程
- 19. 香川短期大学の広報に関する基本方針

備付資料

- 91. 香川短期大学ガバナンス・コード
- 92. 香川短期大学ホームページ「情報公開」
<https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/>

〔区分 基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕

＜区分 基準Ⅳ-D-1 の現状＞

本学は、学校教育法施行規則の法令等に基づき、ホームページ上に教育情報、財務情報等、以下の教育情報を公開している。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること（教育目標・三つのポリシー）
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

本学は、高い公共性と社会的責任を有していることから、私立学校法の規定や、広報委員会ホームページ運営規程（**規程 18**）及び広報に関する基本方針（**規程 19**）に基づき、財務状況や監査報告、事業報告書について公表するとともに、自己点検・評価報告書を香川短期大学HP上に公開することにより、その情報について毎年公表している。

学校法人尽誠学園香川短期大学ガバナンス・コードを、日本私立短期大学協会の私立大

学・短期大学版ガバナンス・コード【第1版】に準拠するとともに、大学及び法人本部において検討を加え、令和3年12月に策定した（令和4年1月1日施行）。さらに、令和5年5月の私立学校の一部改正に伴って、本学においても令和6年度に改訂を行い、【第2版】を策定した（令和7年4月1日施行）（備付91）。ホームページにおいても公表している（備付92）。

今後も、ガバナンス・コードにしたがって丁寧な大学運営を心がけるとともに、その遵守項目に対する自己点検及びその公表については、毎年本学が作成している『自己点検・評価報告書』をもってそれに替えるものとする。

＜テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の課題＞

本学ホームページに、法令に基づき、学則や建学の精神、大学の三つのポリシーや大学評価等について公開している。さらに、就職状況、財務情報、学生や卒業生へのアンケート調査、IR分析結果なども掲載している。ホームページについては、令和6年度4月に事業者を変更し、閲覧者が見やすく該当項目が見つけやすいよう体裁を大幅に変更した。

ホームページの重要な点は、正確さとともに、最新の情報とするための更新頻度である。令和6年度より、各項目の担当者が各自のPCからログイン後に変更・更新できるシステムとはなったが、更新方法がやや複雑で、そのスキル習得が追いついていない現状がある。今後も学内研修を重ね、さらに最新の正確な情報が時宜を外さず公開できるよう取り組んでいきたい。

＜テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の特記事項＞

特になし

＜基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画＞

（a） 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

前回の認証（第三者）評価を受けた際には、「向上・充実のための課題」や「早急に改善を要すると判断される事項」についての指摘は受けておらず、したがって改善計画は作成していない。

（b） 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

国の法律の一部改正等に伴い、寄附行為を含む法人・学内の規程の改定を行った。今後は、それらの規程に基づき、法令に則った短期大学運営に努めていく。また、少子・高齢化の推移や時代のニーズを見据えた組織のあり方について、大学のあるべき姿を中心に据え、ステークホルダーとしての学生や保護者、また地域社会の動向を視野に入れた複眼的視点を大切にして、改革や改善を進めていきたい。

お わ り に

本学は、平成 17 年度（2005 年度）から 7 年ごとに、一般財団法人大学・短期大学基準協会（旧一般財団法人短期大学基準協会）の認証評価（旧第三者評価）を 3 回受審し、「適格」の認証評価を受けることができた。また、認証評価の中間年にあたる平成 20 年度（2008 年度）、平成 27 年度（2015 年度）、令和 4 年度（2022 年度）には、鳥取短期大学（大学間連携協定締結校）との相互評価を実施した。また、本認証評価の前年である令和 7 年度（2025 年度）には、鳥取短期大学へ学長をはじめとして 4 名の教職員が訪問し、内部質保証や学修成果の可視化等について意見交換を実施した。

本報告書は、過去 3 回の認証評価受審と相互評価の実施によって評価された内容を改善し、様々な研修会で得た情報も鑑み作成した自己点検・評価報告書である。しかしながら、国が求める大学改革の内容や高等教育を取り巻く環境は様々に変化し、次々と新しい難題が生まれている。本学は、将来を見通した中長期計画による総合的な改革・改善や方針転換を図ってこそ、教育の質を社会に対して保証することができると自覚し、教職員一丸となって現在取り組んでいるところである。

そして、文部科学省の令和 6 年度「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」事業に応募し、本学が掲げた企画事業「青い国・四国瀬戸内まると留学」が選定されたことは、令和 8 年 4 月に開学 60 年目を迎えた本学において、新しい考え方の短期大学へと発展する起爆剤となるはずである。この企画は、社会のなかで真に活躍できる人材育成の強化をすることは当然のことながら、4 年制大学への編入学や海外研修、留学といった国際化を意識した教育を強化していく事業である。教授会や自己評価委員会等の各種委員会、FD/SD 研修を通して、全教職員の共通理解を図り、自覚とチャレンジ精神をもった大学改革をさらに推し進めていきたい。

18 歳人口が今後さらに減少することや、進学者の動向が四年制大学や専門学校へと変化していることから、本学の定員充足はさらに厳しくなることが予想される。これまで以上に、地域密着型の学生募集を徹底しながら、中四国はもとより、関西都市圏や沖縄県など、全国的な学生募集を強化するとともに、外国人留学生の受け入れにも注力しなければならないと考えている。

今後も引き続き、自己点検・評価活動を日常的に行い、産官学共創による地域創生社会のビジョンに沿った総合的な大学改革に真摯に取り組む覚悟である。そして、強く地域社会から求められる新しい構想と感覚をもった短期大学として、その役割を果たしていく所存である。

本報告書が、本学の将来への発展の一助となることを願うものである。

令和 8 年 6 月

香川短期大学副学長 齊藤栄嗣

[様式 9] 提出資料一覧

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物等	01. 令和 8 年度 入学生用学生便覧 p. 3 11. 2026 大学案内 CAMPUS GUIDE p. 54 03. ウェブサイト「建学の精神・教育目的・教育目標」 https://www.kjc.ac.jp/about/spirit/
B 教育の効果	
教育目的・目標についての印刷物等	01. 令和 8 年度 入学生用学生便覧 pp. 3-4 02. 令和 8 年度 学則：総則（目的） p. 1 03. ウェブサイト「建学の精神・教育目的・教育目標」 https://www.kjc.ac.jp/about/spirit/ 04. ウェブサイト「三つのポリシー（AP・CP・DP）」 https://www.kjc.ac.jp/about/policy/
学習成果を示した印刷物等	01. 令和 8 年度 入学生用学生便覧 pp. 8-9 05. ウェブサイト「学修成果、アセスメント・ポリシー」 https://www.kjc.ac.jp/about/learning-achievement/
卒業認定・学位授与の方針に関する印刷物等	01. 令和 8 年度 入学生用学生便覧 p. 8・p. 11・p. 77 02. 令和 8 年度 学則：（卒業） p. 9 04. ウェブサイト「三つのポリシー（DP）」 https://www.kjc.ac.jp/about/policy/#section-4
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物等	01. 令和 8 年度 入学生用学生便覧 pp. 6-7 02. 令和 8 年度 学則：（教育課程） p. 7 04. ウェブサイト「三つのポリシー（CP）」 https://www.kjc.ac.jp/about/policy/#section-3
入学者受入れの方針に関する印刷物等	01. 令和 8 年度 入学生用学生便覧 pp. 4-6 11. 2026 大学案内 CAMPUS GUIDE p. 53 14. 2026(令和 8)年度 学生募集要項 p. 1 04. ウェブサイト「三つのポリシー（AP）」 https://www.kjc.ac.jp/about/policy/#section-2
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
教育課程編成について学生に示している資料	01. 令和 8 年度 入学生用学生便覧：学則第 9 章「教育課程及び履修方法等（教育課程の編成方針・編成方法）」pp. 155-157、教育課程一覧表 pp. 93-126
シラバス ■ 令和 7（2025）年度	06. 令和 7 年度 シラバス一覧表 及び全シラバス (PDF)

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
	07. ウェブサイト「Active Academy Advance シラバス閲覧 検索条件」 https://aap.kjc.ac.jp/aa/syllabus/se0010.aspx?me=EJ&opi=mt0010 08. 香川短期大学 web 版シラバス作成マニュアル (2025/01/22) (PDF)
学年暦 ■ 令和 7 (2025) 年度	09. 令和 7 年度 行事予定 (学年暦: 全学科)
C 入学者選抜	
短期大学案内 ■ 令和 7 (2025) 年度入学者用 及び令和 8 (2026) 年度入学者用の 2 年分	10. 2025 大学案内 CAMPUS GUIDE 11. 2026 大学案内 CAMPUS GUIDE 12. 2027 大学案内 CAMPUS GUIDE デジタル・パンフレット https://edu.career-tasu.jp/p/digital_pamph/frame.aspx?id=7596200-0-4&cs=1&FL=0
募集要項・入学願書 ■ 令和 7 (2025) 年度入学者用 及び令和 8 (2026) 年度入学者用の 2 年分	13. 2025 (令和 7) 年度 学生募集要項 14. 2026 (令和 8) 年度 学生募集要項
D 学生支援	
学生便覧等、学習支援のための配布物	01. 令和 8 年度 入学生用学生便覧 「下宿学生の家賃補助制度」 p. 185 「学友会会則」 pp. 187-190 15. 障がいのある学生の修学支援規程 16. 障がいのある学生の修学支援の手引き 17. ウェブサイト 「障がいのある学生の修学支援について」 https://www.kjc.ac.jp/examinee/disability/
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「計算書類等の概要 (過去 3 年間)」 「活動区分資金収支計算書 (法人全体)」 [書式 1]、「事業活動収支計算書の概要」 [書式 2]、「貸借対照表の概要 (学校法人全体)」 [書式 3]、「財務状況調べ」 [書式 4] ■ プリントアウトしたものを提出資料バインダーにとじ提出	18. 「活動区分資金収支計算書 (学校法人全体)」 [書式 1] 19. 「事業活動収支計算書の概要」 [書式 2] 20. 「貸借対照表の概要 (学校法人全体)」 [書式 3] 21. 「財務状況調べ」 [書式 4]

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
■ 本協会にのみ電子データ (Excel ファイル) も提出	
学校法人会計基準第 16 条に定める以下の計算書類（写し）及び第 41 条に定める附属明細書（写し） ・以下の計算書類が全て含まれていれば、決算書をそのまま提出することも可 ➤ 資金収支計算書 ➤ 資金収支内訳表 ◆ ➤ 人件費支出内訳表 ◆ ➤ 活動区分資金収支計算書 ➤ 事業活動収支計算書 ➤ 事業活動収支内訳表 ◆ ➤ 貸借対照表 ➤ 固定資産明細表（書） ➤ 借入金明細表（書） ➤ 基本金明細表（書） ■ 過去 3 年間（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度） ■ 上記◆の書類については、令和 7（2025）年度分の提出は不要 ■ 上記（書）は、令和 7（2025）年度表記	22. 令和 5 年度 計算書類 23. 令和 6 年度 計算書類 24. 令和 7 年度 計算書類 ＊以上の計算書類には、左記の 10 表が全て含まれている。
私立学校法第 107 条第 1 項第 1 号に定める財産目録（写し） ■ 過去 3 年間（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度）	25. 令和 5・6・7 年度 財産目録
事業報告書 ■ 過去 1 年間（令和 7（2025）年度）	26. 令和 7 年度 事業報告書
事業計画書 ■ 認証評価を受ける年度（令和 8（2026）年度）	27. 令和 8 年度 事業計画書
予算書 ■ 認証評価を受ける年度（令和 8（2026）年度）	28. 令和 8 年度 予算書

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅳ：短期大学運営とガバナンス	
A 理事会運営	
理事会議事録（原本証明付写） ■ 過去3年間（令和5（2023）年度～令和7（2025）年度） ■ 電子データ（PDF）で提出	29. 令和5・6・7年度学校法人理事会議事録
規程集 ■ 電子データ（PDF）で提出	30. 規程集（学内、及び学校法人の規程）
B 教学運営	
教授会議事録（写し） ■ 過去3年間（令和5（2023）年度～令和7（2025）年度） ■ 電子データ（PDF）で提出	31. 令和5年度 教授会議事録 32. 令和6年度 教授会議事録 33. 令和7年度 教授会議事録
C ガバナンス	
評議員会議事録（原本証明写） ■ 過去3年間（令和5（2023）年度～令和7（2025）年度） ■ 電子データ（PDF）で提出	34. 令和5・6・7年度 学校法人評議員会議事録

その他、本学が必要と考え提出するもの	
中期計画 電子データ（PDF）で提出	備付 73. 香川短期大学 第Ⅰ期中期計画 [令和2～6年度：5カ年計画] 備付 74. 香川短期大学 第Ⅱ期中期計画 [令和7～11年度：5カ年計画]

※＜規程集＞

- 規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙してください。
- 番号は、規程のみの通し番号としてください。
- 自己点検・評価報告書の＜根拠資料＞（テーマごと）には、以下のとおり記述してください。
 - ・ 個々の規程を記述する場合は、「提出資料・規程集」の後に、通し番号及び資料名も記述してください（例：提出資料・規程集 1 ○○委員会規程）。
 - ・ 基準Ⅳ（様式8）のテーマA「理事会運営」において、根拠資料として提出資料の「規程集」全体をあげる場合は「提出資料・規程集」と記述してください。

*以下の記載は、「規程」のみとしている。要領・要項・細則・制度・申し合わせ事項等は原則除いているが、自己点検・評価報告書の文中に根拠資料として該当するものは記載している。

番号	規 程 名
第 1 編 学則	
1	香川短期大学 学則（令和 8 年 4 月 1 日施行）（提出資料：02 参照）
2	香川短期大学 学位規程
第 2 編 通則	
運営及び組織	
3	香川短期大学 外部評価委員会規程
4	香川短期大学 組織規程
5	香川短期大学 教授会規程
6	香川短期大学 各種委員会規程
7	香川短期大学 人事委員会規程
8	香川短期大学 自己評価委員会規程
9	香川短期大学 評価実施規定
10	香川短期大学 相互評価実施規程
11	香川短期大学 F D／S D委員会規程
12	香川短期大学 研究倫理委員会規程
13	香川短期大学 安全衛生委員会規程
14	香川短期大学 情報教育研究センター運営委員会規程
15	香川短期大学 I R 委員会規程
16	香川短期大学 企画委員会規程
17	香川短期大学 広報委員会規程
18	香川短期大学 広報委員会ホームページ運営規程
19	香川短期大学の広報に関する基本方針
20	香川短期大学 情報公開・個人情報保護委員会規程
21	香川短期大学 公益通報委員会規程
22	香川短期大学 入試委員会規程
23	香川短期大学 教務委員会規程
24	香川短期大学 カリキュラム検討委員会規程
25	香川短期大学 学生生活委員会規程
26	香川短期大学 キャリア支援センター運営委員会規程
27	香川短期大学 図書・紀要委員会規程
28	香川短期大学 研究企画委員会規程
29	香川短期大学 地域交流センター運営委員会規程
30	香川短期大学 地域連携・交流委員会規程
31	香川短期大学 大学間連携連絡会議規程
32	香川短期大学 国際交流委員会規程
33	香川短期大学 ドローン教習所運営委員会規程
34	香川短期大学 大学づくり委員会規程

35	香川短期大学 同窓会・後援会委員会規程
第2章 総務	
36	香川短期大学 文書規程
37	香川短期大学 公印取扱規程
38	香川短期大学 稟議規程
39	香川短期大学 防火・防災規程
第3章 人事	
40	香川短期大学 副学長規程
41	香川短期大学 学科長等規程
42	香川短期大学 職務権限委譲規程
43	香川短期大学 兼業規程
44	香川短期大学 ハラスメントの防止等に関する規程
45	香川短期大学 附属図書館長選考規程
46	香川短期大学 教員選考規程
47	香川短期大学 教員選考内規
48	香川短期大学 教員昇格基準
49	香川短期大学 客員教授選考規程
50	香川短期大学 特任教員規程
51	香川短期大学 名誉学長・名誉教授称号授与規程
第4章 経理	
52	香川短期大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱規程
53	香川短期大学における購入物品の機種選定に関する取扱規程
54	香川短期大学 財務書類等閲覧規程
第5章 研究	
55	香川短期大学 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
56	香川短期大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程
57	香川短期大学における研究活動に係る倫理と行動の規範
58	香川短期大学 紀要投稿規程
59	香川短期大学 紀要編集規程
60	香川短期大学 教員長期研修員派遣規程
61	香川短期大学 学術指導員取扱規則
62	香川短期大学 オープンアクセス方針
63	香川短期大学 リポジトリ運用規程
第6章 入試	
64	香川短期大学 入学者選考規程
65	香川短期大学 再入学に関する規程
66	香川短期大学 転入学に関する規程
67	香川短期大学 社会人入学者の入学金及び授業料等減免規程

68	香川短期大学 外国人留学生の入学金及び授業料等減免規程
第7章 学生	
69	香川短期大学 入学前の既修得単位等の認定に関する規程
70	香川短期大学 長期履修学生に関する規程
71	香川短期大学 外国人長期履修留学生に関する規程
72	香川短期大学 障がいのある学生の修学支援規程
73	香川短期大学 学生表彰規程
74	香川短期大学 学生懲戒規程
75	香川短期大学 履修規程
76	香川短期大学 試験規程
77	香川短期大学 G P A制度に関する要項
78	香川短期大学 転学科及び転コースに関する規程
79	香川短期大学 学生納付特例の申請に関する事務取扱規程
80	香川短期大学 外国人留学生規程
81	香川短期大学 科目等履修生に関する規程
82	香川短期大学 下宿学生の家賃補助制度
83	香川短期大学 タブレット端末等貸与規程
第8章 厚生補導	
84	香川短期大学 渚荘使用規程
第9章 連携協力	
85	香川短期大学 高大教育連携協議会規程
第3編 学科等	
第1章 食物栄養学科	
第2章 子ども学科第Ⅰ部・子ども学科第Ⅲ部	
第3章 経営情報・デザイン学科	
第4章 附属図書館	
86	香川短期大学 附属図書館規程
87	香川短期大学 附属図書館利用規程
88	香川短期大学 附属図書館資料収集管理規程
第5章 情報教育研究センター	
89	香川短期大学 情報教育研究センター規程
90	香川短期大学 情報処理システム及びネットワークの利用に関する倫理規程
91	香川短期大学 情報処理システム利用規程
92	香川短期大学 情報ネットワーク利用規程
93	香川短期大学 コンピュータ利用に関する情報セキュリティガイドライン
第6章 地域交流センター	
94	香川短期大学 地域交流センター規程
第7章 医務室・カウンセリングルーム	

95	香川短期大学 医務室運営規程
96	香川短期大学 医務室利用規程
97	香川短期大学 カウンセリングルーム運営規程
98	香川短期大学 カウンセリングルーム利用規程
* 学校法人尽誠学園関係	
101	学校法人尽誠学園 寄附行為
102	学校法人尽誠学園 就業規則
103	学校法人尽誠学園 経理規程
104	学校法人尽誠学園 内部監査委員会規程
105	学校法人尽誠学園 法人運営戦略会議規程
106	学校法人尽誠学園 学長等選任規程
107	学校法人尽誠学園 資産運用規則
108	学校法人尽誠学園 振興基金規約

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、提出資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号のある資料については、必ず該当ページ数を記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」にはURLも記載してください。なお、評価年度のウェブサイトの更新等により、参照ページの掲載内容が自己点検・評価時と異なる場合、自己点検・評価時のページをダウンロードしたものを提出資料としてください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和7（2025）年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和8（2026）年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和8（2026）年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去3年間」・「過去5年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和7（2025）年度を起点として過去3年間・過去5年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式9の通しページを付してください。

[様式 10] 備付資料一覧

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	01. 尽誠学園のあゆみ 02. 明日に架ける橋 03. 創立 50 周年記念誌
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	32. 令和 7 年度『教養講座』各回の内容一覧
B 教育の効果	
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	25. 各学科 P D C A サイクル：年度末 FD/SD 研修 28. 令和 7 年度 食物栄養学科 学科会議事録 29. 令和 7 年度 子ども学科第Ⅰ部・ 子ども学科第Ⅲ部 学科会議事録 30. 令和 7 年度 経営情報・デザイン学科 学科会議事録 31. ウェブサイト「カリキュラム・ツリー」 食物栄養学科 他 3 学科 https://www.kjc.ac.jp/wp-content/uploads/2026/04/be7320213813856169c5d11425ef43d2.jpg など 34. カリキュラム・ループリック 63. FD/SD 活動の記録（令和 5～7 年度） 82. 令和 7 年度 自己評価委員会会議事録
C 社会貢献	
地域・社会貢献への取組みに関する資料	04. 地域貢献資料綴り (報道関係掲載・カルチャー講座・公開授業関連) 05. 科目等履修生制度案内 06. 教育訓練給付制度案内（食物・子ども） 07. 学生ボランティア活動記録 08. Katan Clover 集
地域・社会の各種団体、海外の諸機関との協定書等	09. 令和 7 年度までの学術交流・連携協定書 (大学・高等学校・県市町・企業等)
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	10. 食物栄養学科 地域貢献等資料 11. 子ども学科Ⅰ部・Ⅲ部 地域貢献等資料 12. 経営情報・デザイン学科 地域貢献等資料

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
D 内部質保証	
過去3年間（令和5（2023）年度～令和7（2025）年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	13. 令和5年度 自己点検・評価報告書 14. 令和6年度 自己点検・評価報告書 15. 令和7年度 自己点検・評価報告書 16. ウェブサイト「自己点検・評価」 https://www.kjc.ac.jp/about/university-evaluation/
高等学校等からの意見聴取に関する記録等	78. 令和7年度 外部評価委員会議事録 17. 高校訪問報告書綴り（主に入試センター）
認証評価以外の外部評価についての印刷物等	18. 令和4年度 鳥取短期大学・香川短期大学 相互評価報告書 19. ウェブサイト「相互評価」 https://www.kjc.ac.jp/about/university-evaluation/
教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のためのPDCAサイクルに関する資料	20. 令和7年度 授業改善アンケート結果 21. 令和7年度 学生生活に関する調査 （入学時・卒業時）結果 22. 令和7年度 卒業生就職先アンケート結果 23. 令和7年度 卒業生追跡調査 （対象：令和5年度末卒業生）結果 24. ウェブサイト「学生生活に関する調査」 https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/#section-8 25. 各学科PDCAサイクル ：年度末FD/SD 研修資料 26. ティーチング・ポートフォリオ綴り 27. ウェブサイト「IR分析」 https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/#section-7
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	34. カリキュラム・ループリック 35. 令和7年度 カリキュラム・マップ 82. 令和7年度 自己評価委員会議事録
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学則において別に定めるとしている内規類一覧 ■ 一覧では、個々の名称を省略せず、通し番号を付して列挙	02. 令和8年度 学則 別表第1：学生定員 別表第2：共通科目・専門教育科目 別表第3：教職に関する科目

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
■ 一覧に掲載した内規類を準備 ■ 規程として定めているものは、 「<u>基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス：A 理事会運営</u>」の提出資料「<u>規程集</u>」に含めて提出	別表第4：その他の免許及び資格に関する科目 別表第5：免許及び資格の種類 別表第6：入学検定料、入学金及び授業料等
学生による授業評価票及びその評価結果	20. 令和7年度 学生による 授業改善アンケート結果
幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料	32. 令和7年度実施『教養講座』 各回の内容一覧
職業又は实际生活に必要な能力を育成する職業教育の成果に関する資料	33. 令和7年度 キャリア支援センター資料集 22. 令和7年度 卒業生就職先アンケート結果 23. 令和7年度 卒業生追跡調査 (対象：令和5年度末卒業生) 結果 24. ウェブサイト「学生生活に関する調査」 https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/#section-8
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	21. 令和7年度 学生生活に関する調査 (入学時・卒業時) 結果 28. 令和7年度 食物栄養学科 学科会議事録 29. 令和7年度 子ども学科第Ⅰ部・ 子ども学科第Ⅲ部 学科会議事録 30. 令和7年度 経営情報・デザイン学科 学科会議事録 31. ウェブサイト「カリキュラム・ツリー」 食物栄養学科 他3学科 https://www.kjc.ac.jp/wp-content/uploads/2026/04/be7320213813856169c5d11425ef43d2.jpg など 34. カリキュラム・ループリック 78. 令和7年度 外部評価委員会議事録 81. 令和7年度 その他委員会議事録 (77. 教授会議事録内にあり)
B 学習成果	
GPA等の成績分布	36. 令和7年度 GPA成績分布図
学習成果の獲得状況を表す量的・質的データに関する印刷物等	37. 令和7年度 卒業判定資料 38. 令和7年度 免許・資格取得資料

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
就職先からの卒業生に対する評価結果	22. 令和7年度 卒業生就職先アンケート結果
卒業生アンケートの調査結果	23. 令和7年度 卒業生追跡調査 (対象：令和5年度末卒業生) 結果
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	24. ウェブサイト「学生生活に関する調査」 https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/#section-8 25. 各学科PDCAサイクル：年度末FD/研修資料 34. カリキュラム・ループリック 35. 令和7年度 カリキュラム・マップ
C 入学者選抜	
社会人受入れについての印刷物等	堤出 14. 2026(令和8)年度 学生募集要項 39. 2026(令和8)年度 一般入試 2次募集 学生募集要項 40. 高等技術学校(子ども学科第I部) 関連の書類
留学生の受入れについての印刷物等	堤出 14. 2026(令和8)年度 学生募集要項 41. 2026(令和8)年度【3年履修】 外国人留学生特別入試要項
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	堤出 11. 2026 大学案内 CAMPUS GUIDE 堤出 12. 2027 大学案内 CAMPUS GUIDE デジタル・パンフレット 42. 長期履修留学生向けパンフレット 43. 各学科の学科案内リーフレット 44. 入学式案内送付関連資料 45. 香川短期大学ファクトブック
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	17. 高校訪問報告書綴り(主に入試センター) 84. 令和7年度 入試委員会議事録
D 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	21. 令和7年度学生生活に関する調査 (入学時・卒業時) 結果 24. ウェブサイト「学生生活に関する調査」 https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/#section-8
入学手続き者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	46. 香川短期大学入学前教育〔カタラン〕 関連配付資料、成績及び表彰関連資料
学生の履修指導(ガイダンス、オリエンテーション)等に関する資料	47. 令和7年度 前期・後期オリエンテーション 配付資料・日程表

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
学生支援のための学生の個人情報 を記録する様式	50. 学生個人情報原票 51. 保健調査票（令和 7 年度）
進路一覧表等の実績についての印刷物等 ■ 過去 3 年間（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度）	53. 令和 5・6・7 年度 進路一覧表
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	25. 各学科 P D C A サイクル：年度末 FD/研修 33. 令和 7 年度 キャリア支援センター資料集 41. 2026(令和 8)年度 【3 年履修】 外国人留学生特別選抜要項 48. 香川短期大学 Active Academy 学生用マニュアル（2022/03/30） 49. 香川短期大学 Active Academy 教員用マニュアル（2025/02/10） 52. 令和 7 年度 医務室 ・カウンセリングルーム関連資料 64. 全体図 67. 図書館関連資料（平面図・図書館だより等） 87. 令和 7 年度 その他委員会議事録 (77. 教授会議事録内にあり)
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書又は基幹教員の個人調書 ■ 教員個人調書 [様式 22]（令和 8 年 5 月 1 日現在） ■ 教育研究業績書 [様式 23] 過去 5 年間（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）	54. 香川短期大学 教員個人調書 [様式 22] (令和 8 年 5 月 1 日現在) 55. 香川短期大学 教育研究業績書 [様式 23] 過去 5 年間（令和 3 年度～令和 7 年度） 56. ウェブサイト「教職員紹介」 https://www.kjc.ac.jp/about/teachers/
非常勤教員一覧表又は基幹教員以外の教員一覧表 [様式 24]	57. 非常勤教員一覧表 [様式 24] (令和 8 年 5 月 1 日現在)
専任教員又は基幹教員の年齢構成表 ■ 認証評価を受ける年度（令和 8（2026）年 5 月 1 日現在）	58. 専任教員の年齢構成表 (令和 8 年 5 月 1 日現在)
研究紀要・論文集 ■ 過去 3 年間（令和 5（2023）年	59. 香川短期大学紀要 第 52 巻（令和 5 年度） 60. 香川短期大学紀要 第 53 巻（令和 6 年度）

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
度～令和 7（2025）年度）	61. 香川短期大学紀要 第 54 巻（令和 7 年度）
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） ■ 認証評価を受ける年度（令和 8（2026）年 5 月 1 日現在）	62. 教員以外の専任職員の一覧表 （令和 8 年 5 月 1 日現在）
FD 活動の記録 ■ 過去 3 年間（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度）	63. FD/SD 活動の記録 （令和 5 年度～令和 7 年度）
SD 活動の記録 ■ 過去 3 年間（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度）	63. FD/SD 活動の記録 （令和 5 年度～令和 7 年度）
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	83. 令和 7 年度 FD/SD 委員会議事録
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	64. 全体図 65. 各階図面 66. ウェブサイト「施設案内（CAMPUS GUIDE）」 https://www.kjc.ac.jp/about/campus-map/
図書館、学習資源センターの概要 ■ 平面図等（冊子等も可）	67. 図書館関連資料（平面図・図書館だより等）
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	68. 危機管理マニュアル
C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	
学内 LAN の敷設状況	69. 学内 LAN の敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	70. コンピュータ教室等の概要
D 財的資源	
寄付金・学校債の募集についての印刷物等	規程集 108. 学校法人尽誠学園 振興基金規約
財産目録及び計算書類 ■ 過去 3 年間（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度）	提出 25. 令和 5・6・7 年度 財産目録 提出 22. 令和 5 年度 計算書類 提出 23. 令和 6 年度 計算書類 提出 24. 令和 7 年度 計算書類
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	73. 香川短期大学 第Ⅰ期中期計画 〔令和 2～6 年度：5 カ年計画〕 74. 香川短期大学 第Ⅱ期中期計画 〔令和 7～11 年度：5 カ年計画〕

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅳ：短期大学運営とガバナンス	
A 理事会運営	
理事長の履歴書 ■ 認証評価を受ける年度（令和 8（2026）年 5 月 1 日現在）	71. 理事長の履歴書（令和 8 年 5 月 1 日現在）
学校法人実態調査表（写し） ■ 過去 3 年間（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度）	72. 学校法人実態調査表（写し） （令和 5 年度～令和 7 年度）
事業に関する中期的な計画 ■ 令和 7（2025）年度計画を含む [報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	74. 香川短期大学 第Ⅱ期中期計画 [令和 7～11 年度：5 カ年計画] 01. 尽誠学園のあゆみ 02. 明日に架ける橋 73. 香川短期大学 第Ⅰ期中期計画 [令和 2～6 年度：5 カ年計画]
B 教学運営	
学長の個人調書 ■ 教員個人調書 [様式 22]（令和 8（2026）年 5 月 1 日現在） ■ 専任教員として授業を担当している場合、又は、基幹教員として授業を担当している場合、過去 5 年間（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）の教育研究業績書 [様式 23]	75. 学長の個人調書（教員個人調書 [様式 22]） （令和 8 年 5 月 1 日現在） 76. 学長の教育研究業績書 [様式 23] 過去 5 年間 （令和 3 年度～令和 7 年度）
委員会等の議事録 ■ 過去 1 年間（令和 7（2025）年度）	77. 令和 7 年度 教授会議事録 （含：各種委員会報告） 78. 令和 7 年度 外部評価委員会議事録 79. 令和 7 年度 企画委員会議事録 80. 令和 7 年度 人事委員会議事録 81. 令和 7 年度 教務委員会議事録 82. 令和 7 年度 自己評価委員会議事録 83. 令和 7 年度 FD/SD 委員会議事録 84. 令和 7 年度 入試委員会議事録 85. 令和 7 年度 安全衛生委員会議事録 86. 令和 7 年度 学生募集戦略会議議事録 87. 令和 7 年度 その他の委員会議事録 （77. 教授会議事録内にあり）

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	73. 香川短期大学 第Ⅰ期中期計画 〔令和2～7年度：5カ年計画〕 74. 香川短期大学 第Ⅱ期中期計画 〔令和7～11年度：5カ年計画〕
C ガバナンス	
監事の監査状況 ■ 過去3年間（令和5（2023）年度～令和7（2025）年度）	88. 監事の監査状況（令和5年度～令和7年度） 89. 役員・評議員名簿
会計監査人の会計監査報告書 ■ 過去1年間（令和7（2025）年度）	90. 会計監査人の会計監査報告書（令和7年度）
D 情報公表	
ガバナンス・コード	91. 香川短期大学 ガバナンス・コード
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	92. ウェブサイト「情報公開」 https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、備付資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号のある資料については、必ず該当ページ数を記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。なお、評価年度のウェブサイトの更新等により、参照ページの掲載内容が自己点検・評価時と異なる場合、自己点検・評価時のページをダウンロードしたものを備付資料として準備してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和7（2025）年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和8（2026）年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和8（2026）年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去3年間」・「過去5年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和7（2025）年度を起点として過去3年間・過去5年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式10の通しページを付してください。

令和8(2026)年度 短期大学認証評価

基礎データ

香川短期大学

様式	資料名
11-1	短期大学の概要(改正前設置基準)
11-2-1	短期大学の概要(改正後設置基準)
11-2-2	基幹教員一覧
12	学生数
13	教員以外の職員の概要
14	学生データ
15	教育課程に対応した授業科目担当者一覧
16	教員の研究活動状況表
17	外部研究資金の獲得状況一覧表
18	理事会の開催状況
19	評議員会の開催状況
20	短期大学の情報の公表

- 1 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述してください。
- 2 様式11は、「大学設置基準等の一部を改正する省令」(令和4年文部科学省令第34号)が令和4年10月1日から施行されたことに伴い、改正前及び改正後設置基準に対応した様式(2種類)を示しています。各短期大学は、実態に応じた様式を選択して作成してください。
- 3 様式12及び様式14(①～⑤)には、「長期履修生」が含まれます。
- 4 様式11-1～20は、「A4用紙 横向き 片面印刷」で印刷してください(このページ及び欄外注〔注〕も含む)。

* 様式11-1～20については、「A4用紙 縦書き」で、構成・印刷している。
セルの挿入・削除等を行っていない。
2025年3月に、短期大学基準協会に確認し、了承済みである。

短期大学の概要(改正前設置基準※)

様式11-1

(令和8(2026)年5月1日現在)

事 項		記 入 欄													備 考						
短 期 大 学 の 名 称		香川短期大学																			
学 校 本 部 の 所 在 地		香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁10番地																			
教育研究組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称		開設年月日		所 在 地								備 考							
		食物栄養学科		昭和43年4月1日		香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁10番地															
		子ども学科第Ⅰ部		昭和45年4月1日		香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁10番地															
		子ども学科第Ⅲ部		昭和49年4月1日		香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁10番地															
	経営情報・デザイン学科		昭和62年4月1日		香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁10番地																
専攻科	専攻の名称		開設年月日		所 在 地								備 考								
	_____		_____		_____																
別科等	別科等の名称		開設年月日		所 在 地								備 考								
	_____		_____		_____																
学生募集停止中の学科・専攻科等		なし																			
教員組織	短期大学士課程(専門職学科を含む)	学科・専攻課程の名称		専 任 教 員 等											非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考				
				教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	基準数				うち教授数	うち実務家教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数
		食物栄養学科	5人	0人	2人	1人	8人	—	—	—	—	—	5人	2人	—	—		—	2人	12人	8.4人
		子ども学科第Ⅰ部	4人	2人	0人	0人	6人	—	—	—	—	—	4人	2人	—	—		—	0人	15人	7.8人
		子ども学科第Ⅲ部	5人	2人	0人	0人	7人	—	—	—	—	—	4人	2人	—	—		—	0人	14人	17.1人
		経営情報・デザイン学科	8人	4人	0人	0人	12人	—	—	—	—	—	7人	3人	1人	—		—	0人	31人	13.4人
	(短期大学全体の入学定員に応じた教員数)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4人	2人	—	—	—	—	—		
	計		22人	8人	2人	1人	33人	0人	0人	0人	0人	0人	24人	11人	1人	0人	0人	2人	72人	—	
	専攻科	専攻の名称		専 任 教 員 等											非常勤教員		専任教員一人あたりの在籍学生数		備 考		
		教授	准教授	講師	助教	計	助手														
—		—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人						
計		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—			
校地等施設・設備等	校地等	区 分		基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計		備 考							
		校舎敷地面積		—		14,350㎡		—		—		14,350㎡									
		運動場用地		—		9,426㎡		—		—		9,426㎡									
		校地面積計		4,750㎡		23,776㎡		0㎡		0㎡		23,776㎡									
		その他		—		3,300㎡		—		—		3,300㎡									
	校舎等施設・設備等	区 分		基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計									
		校舎面積計		5,150㎡		13,572㎡		—		—		13,572㎡									
		学部・研究科等の名称		室 数																	
		食物栄養学科		9 室																	
		子ども学科第Ⅰ部		8 室																	
		子ども学科第Ⅲ部		6 室																	
		経営情報・デザイン学科		12 室																	
		区 分		講義室		演習室		実験演習室		情報処理学習施設		語学学習施設									
		本館		21 室		14 室		5 室		5 室		0 室									
		食物栄養棟		0 室		0 室		2 室		0 室		0 室									
サテライトキャンパス等		— 室		— 室		— 室		— 室		— 室											
図書館・図書資料等	図書館等の名称		面積		閲覧座席数																
	附属図書館		855㎡		76 席																
	—		—		—																
	—		—		—																
	図書館等の名称		図書〔うち外国書〕		学術雑誌〔うち外国書〕		電子ジャーナル〔うち国外〕														
	附属図書館		91,481〔2,340〕冊		60〔3〕種		1〔0〕種														
	—		〔 〕冊		〔 〕種		〔 〕種														
	—		〔 〕冊		〔 〕種		〔 〕種														
	計		91,481〔2,340〕冊		60〔3〕種		1〔0〕種														
	体育館	面積																			
—		㎡																			
—		㎡																			

※様式11-1は、改正(令和4年10月1日施行)前の短期大学設置基準等に基づいた様式です。

〔注〕

- 1 学科・専攻課程、専攻科、別科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教育研究組織の欄に、専門職学科（短期大学設置基準第10章）を記載する場合には、「短期大学士課程」欄の「学科・専攻課程の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 3 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科等」の欄に記載してください。
- 4 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「○○キャンパス」と記載してください。
- 5 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記3に記載した、学科教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学科・専攻課程の名称」の欄に「その他の組織等（○○）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数（及び「教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「―」としてください。
- 6 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に短期大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、短期大学設置基準第21条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 7 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 8 他の学科・専攻課程等に所属する専任の教員であって、当該学科・専攻課程等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 9 専任教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・短期大学設置基準第22条別表第一イ及びロ（備考に規定する事項を含む。）
 - ・短期大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
- 10 「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄には、様式12の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 11 教員組織の欄を記載する際、「専門職学科」以外の学科・専攻課程においては、「うち実務家教員数」「うち2項該当数」「うちみなし専任教員数」の欄は「―」としてください。
- 12 教員組織の「○○専門職学科」は、設置されている場合のみ記載してください。
- 13 教員組織の項目中の、「うち実務家専任教員数」の欄については、短期大学設置基準第35条の11第1項に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）数を記入してください。
 - 「うち2項該当数」の欄については、短期大学設置基準第35条の11第2項に該当する専任教員数を記入してください。
 - 「うちみなし専任教員数」の欄については、短期大学設置基準第35条の11第3項に定める、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の数を記入してください。
- 14 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、短期大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 15 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（短期大学設置基準第32条を参照）用地、附置研究所周地、駐車場、大学生協用地など短期大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 16 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 17 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該短期大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該短期大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該短期大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 18 「基準面積」の欄は、短期大学設置基準第30条の校地の面積及び第31条の校舎の面積、または短期大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 19 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

学生数

様式12

(令和8(2026)年5月1日現在)

学科・専攻課程名	項目	R4(2022) 年度	R5(2023) 年度	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度	入学定員 に対する 平均比率	備 考
食物栄養学科 (旧生活文化学科) (旧食物栄養専攻)	志願者数	69	47	38	47	35	89%	R7(2025) 年度名称 変更
	合格者数	63	47	37	46	35		
	入学者数	62	43	37	45	35		
	入学定員	50	50	50	50	50		
	入学定員充足率	124%	86%	74%	90%	70%		
	在籍学生数	106	106	99	81	76		
	収容定員	100	100	100	100	100		
	収容定員充足率	106%	106%	99%	81%	76%		
生活文化学科 (生活介護福祉専攻)	志願者数							R4(2022) 年度募集 停止
	合格者数							
	入学者数							
	入学定員							
	入学定員充足率							
	在籍学生数	10						
	収容定員	40						
	収容定員充足率	25%						
子ども学科第Ⅰ部	志願者数	59	38	31	25	25	62%	
	合格者数	59	38	31	25	24		
	入学者数	55	37	31	25	24		
	入学定員	60	60	55	55	45		
	入学定員充足率	92%	62%	56%	45%	53%		
	在籍学生数	111	92	70	57	47		
	収容定員	120	120	115	110	100		
	収容定員充足率	93%	77%	61%	52%	47%		
子ども学科第Ⅲ部	志願者数	34	46	42	23	43	96%	
	合格者数	34	46	42	23	43		
	入学者数	34	45	42	23	42		
	入学定員	40	40	40	40	35		
	入学定員充足率	85%	113%	105%	58%	120%		
	在籍学生数	101	103	117	103	103		
	収容定員	120	120	120	120	115		
	収容定員充足率	84%	86%	98%	86%	90%		
経営情報・デザイン学 科 (旧経営情報科)	志願者数	69	86	67	83	80	103%	R7(2025) 年度名称 変更
	合格者数	68	86	66	83	78		
	入学者数	63	79	63	81	76		
	入学定員	70	70	70	70	70		
	入学定員充足率	90%	113%	90%	116%	109%		
	在籍学生数	149	152	146	148	161		
	収容定員	130	140	140	140	140		
	収容定員充足率	115%	109%	104%	106%	115%		

[注]

- 1 学生を募集している学科・専攻課程、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
ただし、学科・専攻課程等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学科・専攻課程等については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学科・専攻課程の改組等により、新旧の学科・専攻課程が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学科・専攻課程、専攻科等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、入学定員には編入学の定員を加えないでください。

教員以外の職員の概要(人)

(令和8(2026)年5月1日現在)

	専任	兼任	計
事務職員	13	11	24
技術職員	1	0	1
図書館・学習資源センター等の 専門事務職員	1	1	2
その他の職員	0	1	1
計	15	13	28

[注]

- 1 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指します。
- 2 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類してください。

学生データ

① 卒業者数(人)

学科・専攻課程	R3(2021) 年度	R4(2022) 年度	R5(2023) 年度	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度
生活文化学科	63	53	60	40	36
食物栄養専攻	49	43	60	40	36
生活介護福祉専攻	14	10			
子ども学科第Ⅰ部	49	51	47	34	32
子ども学科第Ⅲ部	35	37	23	31	40
経営情報科	70	72	67	75	59

② 退学者数(人)

学科・専攻課程	R3(2021) 年度	R4(2022) 年度	R5(2023) 年度	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度
生活文化学科	5	0	4	3	4
食物栄養専攻	4	0	4	3	4
生活介護福祉専攻	1	0			
子ども学科第Ⅰ部	3	5	6	3	2
子ども学科第Ⅲ部	2	6	5	6	2
経営情報科	2	4	2	4	3

③ 休学者数(人)

学科・専攻課程	R3(2021) 年度	R4(2022) 年度	R5(2023) 年度	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度
生活文化学科	1	2	1	1	4
食物栄養専攻	1	2	1	1	4
生活介護福祉専攻	0	0			
子ども学科第Ⅰ部	2	4	2	1	2
子ども学科第Ⅲ部	3	6	6	4	1
経営情報科	1	2	1	4	2

④ 就職者数(人)

学科・専攻課程	R3(2021) 年度	R4(2022) 年度	R5(2023) 年度	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度
生活文化学科	55	46	54	38	31
食物栄養専攻	43	37	54	38	31
生活介護福祉専攻	12	9			
子ども学科第Ⅰ部	47	48	44	28	31
子ども学科第Ⅲ部	33	37	22	30	39
経営情報科	60	62	58	69	53

⑤ 進学者数(人)

学科・専攻課程	R3(2021) 年度	R4(2022) 年度	R5(2023) 年度	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度
生活文化学科	1	4	6	2	5
食物栄養専攻	1	4	6	2	5
生活介護福祉専攻	0	0			
子ども学科第Ⅰ部	0	0	0	4	0
子ども学科第Ⅲ部	0	0	1	0	0
経営情報科	4	3	2	3	4

⑥ 科目等履修生(人)

学科・専攻課程	R3(2021) 年度	R4(2022) 年度	R5(2023) 年度	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度
生活文化学科	0	0	0	0	0
食物栄養専攻	0	0	0	0	0
生活介護福祉専攻	0	0			
子ども学科第Ⅰ部	25	7	2	5	2
子ども学科第Ⅲ部	2	0	0	0	1
経営情報科	0	0	0	0	0

⑦ 長期履修生(人)

学科・専攻課程	R3(2021) 年度	R4(2022) 年度	R5(2023) 年度	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度
生活文化学科	0	0	0	0	0
食物栄養専攻	0	0	0	0	0
生活介護福祉専攻	0	0			
子ども学科第Ⅰ部	0	0	0	0	0
子ども学科第Ⅲ部	0	0	0	0	0
経営情報科	10	6	3	4	16

[注]

- 1 学科・専攻課程ごとに、認証評価を受ける前年度の令和6(2024)年度を起点とした過去5年間のデータを示してください。
- 2 作成にあたっては、学校基本調査に準拠し、各年度の5月1日現在で記入してください。
- 3 ②の退学者数には、除籍者も含めてください。
- 4 ⑥の科目等履修生については、学科・専攻課程単位で履修生を受けれていない場合、「学科・専攻課程」の欄は自短期大学の規程等に応じてその単位を記入してください(例:全学)。

※年度中に休学し、当該年度中(年度末)に退学した者は、
「退学者」「休学者」の両方に数えている。

- * 令和7年度から「生活文化学科・食物栄養専攻」は「食物栄養学科」に名称変更。
- * 令和7年度から「経営情報科」は「経営情報・デザイン学科」に名称変更。

教育課程に対応した授業科目担当者一覧

学科・専攻課程名： 食物栄養学科

(令和7(2025)年度)

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
共通科目	心理学		森川 貴嗣	臨床心理学、音楽心理学	非常勤
	化学		上原 哲	食品科学	非常勤
	生物学	教授	高儀 雅俊	生物工学、生物学、理科教育	
	教養講座	教授	高儀 雅俊	生物工学、生物学、理科教育	
	同上	教授	織田 潤二	科学教養	
	同上	教授	横本 俊美	キャリア支援	経情デザ学科
	データサイエンス入門	准教授	岩倉 洋平	経営学、ソフトウェア工学	経情デザ学科
	同上	教授	織田 潤二	科学教養	
	同上	教授	牧野 義雄	食品科学	
	同上	准教授	大久保 直幸	数学教育、教育心理学	子ども第Ⅰ部
	同上	准教授	門田 衣里	社会情報学、図書館情報学	経情デザ学科
	英語Ⅰ		小橋 秀樹	英語教育	非常勤
	中国語		前崎 麗	中国語	非常勤
	韓国語		中股 京香	韓国語	非常勤
	英語Ⅱ	教授	大嶋 寛子	デザイン、美術、英語	経情デザ学科
	保健体育		藤本 邦彦	保健体育	非常勤
	体育実技	准教授	六川 利康	保健体育、幼児体育	子ども第Ⅰ部
	生活概論		川染 節江	農学、家政学	非常勤
	生活文化論	教授	次田 一代	調理学、公衆栄養、家政学	
	公衆衛生学		山西 重機	微生物学	非常勤
	社会福祉概論		尾崎 俊二	社会福祉学	非常勤
	解剖生理学		山西 重機	微生物学	非常勤
	解剖生理学実験	教授	高儀 雅俊	生物工学、生物学、理科教育	
	生化学	教授	高儀 雅俊	生物工学、生物学、理科教育	
	生化学実験	教授	高儀 雅俊	生物工学、生物学、理科教育	
	運動生理学		阿部 純也	運動生理学	非常勤
	病理学		岩井 朝幸	病理学、医学一般	非常勤
	食品学総論		上原 哲	食品科学	非常勤
	食品学各論		上原 哲	食品科学	非常勤
	食品学実験Ⅰ	教授	牧野 義雄	食品科学	
	食品学実験Ⅱ	教授	牧野 義雄	食品科学	
	食品加工学		津村 哲司	食品学	非常勤
	食品加工学実習	教授	次田 一代	調理学、公衆栄養、家政学	
	食品衛生学	教授	牧野 義雄	食品科学	
	食品衛生学実験	教授	牧野 義雄	食品科学	
	栄養学総論	教授	牧野 義雄	食品科学	
	栄養学演習	教授	牧野 義雄	食品科学	
	応用栄養学	教授	垣渕 直子	栄養教育、栄養学	
	応用栄養学実習	教授	垣渕 直子	栄養教育、栄養学	
	臨床栄養学総論	講師	村川 みなみ	栄養学	
	臨床栄養学各論	講師	村川 みなみ	栄養学	
	臨床栄養学実習	講師	村川 みなみ	栄養学	
	栄養教育論	教授	垣渕 直子	栄養教育、栄養学	

専門科目

栄養指導論	教授	垣渕 直子	栄養教育、栄養学	
栄養指導実習Ⅰ	教授	垣渕 直子	栄養教育、栄養学	
栄養指導実習Ⅱ	教授	垣渕 直子	栄養教育、栄養学	
栄養教育論実習	教授	垣渕 直子	栄養教育、栄養学	
公衆栄養学	教授	次田 一代	調理学、公衆栄養、家政学	
給食計画論	講師	村川 みなみ	栄養学	
同上	講師	綾田 実里	給食の運営、スポーツ栄養	
給食実務演習	教授	次田 一代	調理学、公衆栄養、家政学	
同上	講師	綾田 実里	給食の運営、スポーツ栄養	
栄養士実務演習	教授	次田 一代	調理学、公衆栄養、家政学	
同上	教授	垣渕 直子	栄養教育、栄養学	
同上	講師	村川 みなみ	栄養学	
給食管理実習Ⅰ	講師	村川 みなみ	栄養学	
同上	講師	綾田 実里	給食の運営、スポーツ栄養	
給食管理実習Ⅱ	教授	垣渕 直子	栄養教育、栄養学	
同上	講師	村川 みなみ	栄養学	
給食管理実習Ⅲ	教授	垣渕 直子	栄養教育、栄養学	
同上	講師	村川 みなみ	栄養学	
給食運営管理実習	教授	次田 一代	調理学、公衆栄養、家政学	
同上	講師	村川 みなみ	栄養学	
同上	講師	綾田 実里	給食の運営、スポーツ栄養	
調理学	教授	次田 一代	調理学、公衆栄養、家政学	
調理実習Ⅰ	講師	綾田 実里	給食の運営、スポーツ栄養	
調理実習Ⅱ	講師	綾田 実里	給食の運営、スポーツ栄養	
応用調理実習	講師	村川 みなみ	栄養学	
同上	講師	綾田 実里	給食の運営、スポーツ栄養	
同上		立本 道子	調理	非常勤
同上		野田 正	調理	非常勤
同上		中野 誠司	調理	非常勤
食物栄養学演習	教授	次田 一代	調理学、公衆栄養、家政学	
同上	教授	高儀 雅俊	生物工学、生物学、理科教育	
同上	教授	牧野 義雄	食品科学	
同上	教授	垣渕 直子	栄養教育、栄養学	
同上	講師	村川 みなみ	栄養学	
同上	講師	綾田 実里	給食の運営、スポーツ栄養	
フードスペシャリスト論		上原 哲	食品科学	非常勤
食料経済	教授	牧野 義雄	食品科学	
フードコーディネータ論	教授	次田 一代	調理学、公衆栄養、家政学	
予防栄養学	教授	次田 一代	調理学、公衆栄養、家政学	
同上	教授	垣渕 直子	栄養教育、栄養学	
同上	講師	村川 みなみ	栄養学	
同上	講師	綾田 実里	給食の運営、スポーツ栄養	
情報処理演習	講師	村川 みなみ	栄養学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
共通科目	心理学		大木 祐治	心理学	非常勤
	日本国憲法	准教授	宮地 和樹	教育哲学、教育・保育思想史	
	社会学	教授	加野 芳正	教育社会学	子ども第Ⅲ部
	同上	准教授	六川 利康	保健体育、幼児体育	
	教養講座	教授	高儀 雅俊	生物工学、生物学、理科教育	食物栄養学科
	同上	教授	織田 潤二	科学教養	食物栄養学科
	同上	教授	横本 俊美	キャリア支援	経情デザ学科
	情報リテラシー	准教授	大久保 直幸	数学教育、教育心理学	
	データサイエンス入門	准教授	岩倉 洋平	経営学、ソフトウェア工学	経情デザ学科
	同上	教授	織田 潤二	科学教養	食物栄養学科
	同上	教授	牧野 義雄	食品科学	食物栄養学科
	同上	准教授	大久保 直幸	数学教育、教育心理学	
	同上	准教授	門田 衣里	社会情報学、図書館情報学	経情デザ学科
	英語Ⅰ	准教授	宮地 和樹	教育哲学、教育・保育思想史	
	同上		ミンコバ・A	英語教育	非常勤
	中国語		前崎 麗	中国語	非常勤
	韓国語		中股 京香	韓国語	非常勤
	保健体育		藤本 邦彦	保健体育	非常勤
	体育実技		渡辺 一晶	保健体育	非常勤
	保育原理	准教授	宮地 和樹	教育哲学、教育・保育思想史	
	教育原理	准教授	宮地 和樹	教育哲学、教育・保育思想史	
	子ども家庭福祉		辰巳 裕子	社会福祉、身体活動	非常勤
	社会福祉		尾崎 俊二	社会福祉学	非常勤
	子ども家庭支援論		辰巳 裕子	社会福祉、身体活動	非常勤
	社会的養護Ⅰ		辰巳 裕子	社会福祉、身体活動	非常勤
	教職概論	講師	谷口 聖	幼児教育学、教育方法、保育内容	子ども第Ⅲ部
	同上	准教授	宮地 和樹	教育哲学、教育・保育思想史	
	同上	教授	加野 芳正	教育社会学	子ども第Ⅲ部
	児童館・放課後児童クラブの機能と運営		三好 右佳	児童厚生	非常勤
	同上		磯野 節子	児童厚生	非常勤
	同上		山田 聖	児童厚生	非常勤
	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法		尾松 佳織	児童厚生指導	非常勤
	同上		奥谷 あけみ	児童厚生指導	非常勤
	発達心理学	准教授	大久保 直幸	数学教育、教育心理学	
	子ども家庭支援の心理学	准教授	田中 彩	臨床心理学	子ども第Ⅲ部
	子どもの理解と援助	准教授	小松 陽子	子ども学	子ども第Ⅲ部
	子どもの保健		竹内 美由紀	子ども保健・健康学	非常勤
	子どもの食と栄養		松永 美恵子	家政学、調理	非常勤
	食育の実践理解		山地 千歌子	食育学	非常勤
	子ども理解とカウンセリング	准教授	田中 彩	臨床心理学	子ども第Ⅲ部
	保育・教育課程総論	教授	林 美代	学校教育学、幼児教育学	
	保育内容総論	教授	林 美代	学校教育学、幼児教育学	
	保育内容(健康の指導法)		花房 順子	スポーツ医療学	非常勤
	保育内容(人間関係の指導法)	教授	林 美代	学校教育学、幼児教育学	
	保育内容(環境の指導法)	准教授	小松 陽子	子ども学	子ども第Ⅲ部
	同上	教授	松下 由美子	保育学	

保育内容(表現の指導法)	教授	安藤 千秋	音楽、表現、音楽療育	
子どもと健康		花房 順子	スポーツ医療学	非常勤
子どもと人間関係	教授	林 美代	学校教育学、幼児教育学	
子どもと環境	准教授	小松 陽子	子ども学	子ども第Ⅲ部
同上	教授	松下 由美子	保育学	
子どもと言葉	講師	谷口 聖	幼児教育学、教育方法、保育内容	子ども第Ⅲ部
子どもと表現	教授	安藤 千秋	音楽、表現、音楽療育	
音楽Ⅰ	教授	渡辺 理香	音楽、声楽、器楽、オペレッタ	子ども第Ⅲ部
同上	教授	安藤 千秋	音楽、表現、音楽療育	
同上		石川 陽子	音楽	非常勤
音楽Ⅱ	教授	渡辺 理香	音楽、声楽、器楽、オペレッタ	子ども第Ⅲ部
同上	教授	安藤 千秋	音楽、表現、音楽療育	
同上		石川 陽子	音楽	非常勤
音楽特別演習A	教授	渡辺 理香	音楽、声楽、器楽、オペレッタ	子ども第Ⅲ部
同上		秋山 由加理	音楽	非常勤
同上		石川 陽子	音楽	非常勤
同上		大山 まゆみ	音楽	非常勤
音楽特別演習B	教授	渡辺 理香	音楽、声楽、器楽、オペレッタ	子ども第Ⅲ部
同上		秋山 由加理	音楽	非常勤
同上		石川 陽子	音楽	非常勤
同上		大山 まゆみ	音楽	非常勤
美術工芸Ⅰ	教授	辻 真樹	美術、工芸教育	子ども第Ⅲ部
美術工芸Ⅱ	教授	辻 真樹	美術、工芸教育	子ども第Ⅲ部
子どもとお話	教授	安藤 千秋	音楽、表現、音楽療育	
子どもの生活と運動Ⅰ	准教授	六川 利康	保健体育、幼児体育	
乳児保育Ⅰ	教授	松下 由美子	保育学	
乳児保育Ⅱ	教授	松下 由美子	保育学	
子どもの健康と安全		竹内 美由紀	子ども保健・健康学	非常勤
障害児保育		尾崎 俊二	社会福祉学	非常勤
特別支援教育概論	准教授	田中 彩	臨床心理学	子ども第Ⅲ部
社会的養護Ⅱ		野田 大順	社会的養護	非常勤
子育て支援	准教授	小松 陽子	子ども学	子ども第Ⅲ部
保育実習Ⅰ	准教授	田中 彩	臨床心理学	子ども第Ⅲ部
同上	准教授	小松 陽子	子ども学	子ども第Ⅲ部
同上	教授	松下 由美子	保育学	
保育実習指導Ⅰ	准教授	田中 彩	臨床心理学	子ども第Ⅲ部
同上	准教授	小松 陽子	子ども学	子ども第Ⅲ部
同上	教授	松下 由美子	保育学	
保育実習Ⅱ(保育所)	教授	松下 由美子	保育学	
保育実習指導Ⅱ(保育所)	教授	松下 由美子	保育学	
保育実習Ⅲ(施設)	講師	谷口 聖	幼児教育学、教育方法、保育内容	子ども第Ⅲ部
保育実習Ⅲ(児童館)	講師	谷口 聖	幼児教育学、教育方法、保育内容	子ども第Ⅲ部
同上		辰巳 裕子	社会福祉、身体活動	非常勤
保育実習指導Ⅲ(施設)	講師	谷口 聖	幼児教育学、教育方法、保育内容	子ども第Ⅲ部
保育実習指導Ⅲ(児童館)	講師	谷口 聖	幼児教育学、教育方法、保育内容	子ども第Ⅲ部
教育方法論	講師	谷口 聖	幼児教育学、教育方法、保育内容	子ども第Ⅲ部
教育実習Ⅰ	教授	林 美代	学校教育学、幼児教育学	
同上		廣瀬 三枝子	幼児教育、保育	非常勤
教育実習Ⅱ	教授	林 美代	学校教育学、幼児教育学	

同上		廣瀬 三枝子	幼児教育、保育	非常勤
保育・教職実践演習(幼稚園)	教授	林 美代	学校教育学、幼児教育学	
同上	教授	松下 由美子	保育学	
同上	教授	辻 真樹	美術、工芸教育	子ども第Ⅲ部
同上	准教授	宮地 和樹	教育哲学、教育・保育思想史	
同上	准教授	小松 陽子	子ども学	子ども第Ⅲ部
同上	講師	谷口 聖	幼児教育学、教育方法、保育内容	子ども第Ⅲ部
同上	准教授	田中 彩	臨床心理学	子ども第Ⅲ部
子ども学演習Ⅰ・Ⅱ	教授	安藤 千秋	音楽、表現、音楽療育	
同上	教授	渡辺 理香	音楽、声楽、器楽、オペレッタ	子ども第Ⅲ部
同上		田中 雅純	音楽、声楽	非常勤
同上	教授	辻 真樹	美術、工芸教育	子ども第Ⅲ部
同上	教授	松下 由美子	保育学	
同上	准教授	大久保 直幸	数学教育、教育心理学	
同上	准教授	宮地 和樹	教育哲学、教育・保育思想史	
同上	教授	林 美代	学校教育学、幼児教育学	
同上	准教授	小松 陽子	子ども学	子ども第Ⅲ部
同上	講師	谷口 聖	幼児教育学、教育方法、保育内容	子ども第Ⅲ部
同上	准教授	田中 彩	臨床心理学	子ども第Ⅲ部
同上	准教授	六川 利康	保健体育、幼児体育	
こども音楽療育概論		児玉 令江子	音楽療育	非常勤
こども音楽療育演習		児玉 令江子	音楽療育	非常勤
こども音楽療育実習	教授	安藤 千秋	音楽、表現、音楽療育	
同上		児玉 令江子	音楽療育	非常勤
就職対策演習	准教授	宮地 和樹	教育哲学、教育・保育思想史	
同上	教授	辻 真樹	美術、工芸教育	子ども第Ⅲ部
同上	准教授	小松 陽子	子ども学	子ども第Ⅲ部

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
共通科目	心理学		大木 祐治	心理学	非常勤
	日本国憲法	准教授	宮地 和樹	教育哲学、教育・保育思想史	子ども第Ⅰ部
	社会学	教授	加野 芳正	教育社会学	
	同上	准教授	六川 利康	保健体育、幼児体育	子ども第Ⅰ部
	教養講座	教授	高儀 雅俊	生物工学、生物学、理科教育	食物栄養学科
	同上	教授	織田 潤二	科学教養	食物栄養学科
	同上	教授	横本 俊美	キャリア支援	経情デザ学科
	情報リテラシー	准教授	大久保 直幸	数学教育、教育心理学	子ども第Ⅰ部
	データサイエンス入門	准教授	岩倉 洋平	経営学、ソフトウェア工学	経情デザ学科
	同上	教授	織田 潤二	科学教養	食物栄養学科
	同上	教授	牧野 義雄	食品科学	食物栄養学科
	同上	准教授	大久保 直幸	数学教育、教育心理学	
	同上	准教授	門田 衣里	社会情報学、図書館情報学	経情デザ学科
	英語Ⅰ	准教授	宮地 和樹	教育哲学、教育・保育思想史	子ども第Ⅰ部
	同上		ミンコバ・A	英語教育	非常勤
	中国語		前崎 麗	中国語	非常勤
	韓国語		中股 京香	韓国語	非常勤
	保健体育		藤本 邦彦	保健体育	非常勤
	体育実技		渡辺 一晶	保健体育	非常勤
	保育原理	准教授	宮地 和樹	教育哲学、教育・保育思想史	子ども第Ⅰ部
	教育原理	准教授	宮地 和樹	教育哲学、教育・保育思想史	子ども第Ⅰ部
	子ども家庭福祉		辰巳 裕子	社会福祉、身体活動	非常勤
	社会福祉		尾崎 俊二	社会福祉学	非常勤
	子ども家庭支援論		辰巳 裕子	社会福祉、身体活動	非常勤
	社会的養護Ⅰ		辰巳 裕子	社会福祉、身体活動	非常勤
	教職概論	講師	谷口 聖	幼児教育学、教育方法、保育内容	
	同上	准教授	宮地 和樹	教育哲学、教育・保育思想史	子ども第Ⅰ部
	同上	教授	加野 芳正	教育社会学	
	児童館・放課後児童クラブの機能と運営		三好 右佳	児童厚生	非常勤
	同上		磯野 節子	児童厚生	非常勤
	同上		山田 聖	児童厚生	非常勤
	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法		尾松 佳織	児童厚生指導	非常勤
	同上		奥谷 あけみ	児童厚生指導	非常勤
	発達心理学	准教授	大久保 直幸	数学教育、教育心理学	子ども第Ⅰ部
	子ども家庭支援の心理学	准教授	田中 彩	臨床心理学	
	子どもの理解と援助	准教授	小松 陽子	子ども学	
	子どもの保健		竹内 美由紀	子ども保健・健康学	非常勤
	子どもの食と栄養		松永 美恵子	家政学、調理	非常勤
	食育の実践理解		山地 千歌子	食育学	非常勤
	子ども理解とカウンセリング	准教授	田中 彩	臨床心理学	
	保育・教育課程総論	教授	林 美代	学校教育学、幼児教育学	子ども第Ⅰ部
	保育内容総論	教授	林 美代	学校教育学、幼児教育学	子ども第Ⅰ部
	保育内容(健康の指導法)		花房 順子	スポーツ医療学	非常勤
	保育内容(人間関係の指導法)	教授	林 美代	学校教育学、幼児教育学	子ども第Ⅰ部
	保育内容(環境の指導法)	准教授	小松 陽子	子ども学	

同上	教授	松下 由美子	保育学	子ども第Ⅰ部
保育内容(表現の指導法)	教授	安藤 千秋	音楽、表現、音楽療育	子ども第Ⅰ部
子どもと健康		花房 順子	スポーツ医療学	非常勤
子どもと人間関係	教授	林 美代	学校教育学、幼児教育学	子ども第Ⅰ部
子どもと環境	准教授	小松 陽子	子ども学	
同上	教授	松下 由美子	保育学	子ども第Ⅰ部
子どもと言葉	講師	谷口 聖	幼児教育学、教育方法、保育内容	
子どもと表現	教授	安藤 千秋	音楽、表現、音楽療育	子ども第Ⅰ部
音楽Ⅰ	教授	渡辺 理香	音楽、声楽、器楽、オペレッタ	
同上		平井 まどか	音楽	非常勤
同上		藪内 利枝子	音楽	非常勤
音楽Ⅱ	教授	渡辺 理香	音楽、声楽、器楽、オペレッタ	
同上		平井 まどか	音楽	非常勤
同上		藪内 利枝子	音楽	非常勤
音楽特別演習A	教授	渡辺 理香	音楽、声楽、器楽、オペレッタ	
同上	教授	安藤 千秋	音楽、表現、音楽療育	子ども第Ⅰ部
同上		入江 教恵	音楽	非常勤
同上		平井 まどか	音楽	非常勤
同上		藪内 利枝子	音楽	非常勤
音楽特別演習B	教授	渡辺 理香	音楽、声楽、器楽、オペレッタ	
同上		入江 教恵	音楽	非常勤
同上		平井 まどか	音楽	非常勤
同上		藪内 利枝子	音楽	非常勤
美術工芸Ⅰ	教授	辻 真樹	美術、工芸教育	
美術工芸Ⅱ	教授	辻 真樹	美術、工芸教育	
子どもとお話	教授	安藤 千秋	音楽、表現、音楽療育	子ども第Ⅰ部
子どもの生活と運動Ⅰ	准教授	六川 利康	保健体育、幼児体育	子ども第Ⅰ部
乳児保育Ⅰ	教授	松下 由美子	保育学	子ども第Ⅰ部
乳児保育Ⅱ	教授	松下 由美子	保育学	子ども第Ⅰ部
子どもの健康と安全		竹内 美由紀	子ども保健・健康学	非常勤
障害児保育	准教授	田中 彩	臨床心理学	
特別支援教育概論	准教授	田中 彩	臨床心理学	
社会的養護Ⅱ		川田 行雄	発達臨床心理学	非常勤
子育て支援	准教授	小松 陽子	子ども学	
保育実習Ⅰ	准教授	田中 彩	臨床心理学	
同上	准教授	小松 陽子	子ども学	
同上	教授	松下 由美子	保育学	子ども第Ⅰ部
保育実習指導Ⅰ	准教授	田中 彩	臨床心理学	
同上	准教授	小松 陽子	子ども学	
同上	教授	松下 由美子	保育学	子ども第Ⅰ部
保育実習Ⅱ(保育所)	教授	松下 由美子	保育学	子ども第Ⅰ部
保育実習指導Ⅱ(保育所)	教授	松下 由美子	保育学	子ども第Ⅰ部
保育実習Ⅲ(施設)	講師	谷口 聖	幼児教育学、教育方法、保育内容	
保育実習Ⅲ(児童館)	講師	谷口 聖	幼児教育学、教育方法、保育内容	
同上		辰巳 裕子	社会福祉、身体活動	非常勤
保育実習指導Ⅲ(施設)	講師	谷口 聖	幼児教育学、教育方法、保育内容	
保育実習指導Ⅲ(児童館)	講師	谷口 聖	幼児教育学、教育方法、保育内容	
教育方法論	講師	谷口 聖	幼児教育学、教育方法、保育内容	
教育実習Ⅰ	教授	林 美代	学校教育学、幼児教育学	子ども第Ⅰ部

同上		廣瀬 三枝子	幼児教育、保育	非常勤
教育実習Ⅱ	教授	林 美代	学校教育学、幼児教育学	子ども第Ⅰ部
同上		廣瀬 三枝子	幼児教育、保育	非常勤
保育・教職実践演習(幼稚園)	教授	林 美代	学校教育学、幼児教育学	子ども第Ⅰ部
同上	教授	松下 由美子	保育学	子ども第Ⅰ部
同上	教授	辻 真樹	美術、工芸教育	
同上	准教授	宮地 和樹	教育哲学、教育・保育思想史	子ども第Ⅰ部
同上	准教授	小松 陽子	子ども学	
同上	講師	谷口 聖	幼児教育学、教育方法、保育内容	
同上	准教授	田中 彩	臨床心理学	
子ども学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	教授	安藤 千秋	音楽、表現、音楽療育	子ども第Ⅰ部
同上	教授	渡辺 理香	音楽、声楽、器楽、オペレッタ	
同上		田中 雅純	音楽、声楽	非常勤
同上	教授	辻 真樹	美術、工芸教育	
同上	教授	松下 由美子	保育学	子ども第Ⅰ部
同上	准教授	大久保 直幸	数学教育、教育心理学	子ども第Ⅰ部
同上	准教授	宮地 和樹	教育哲学、教育・保育思想史	子ども第Ⅰ部
同上	教授	林 美代	学校教育学、幼児教育学	子ども第Ⅰ部
同上	准教授	小松 陽子	子ども学	
同上	講師	谷口 聖	幼児教育学、教育方法、保育内容	
同上	准教授	田中 彩	臨床心理学	
同上	准教授	六川 利康	保健体育、幼児体育	子ども第Ⅰ部
こども音楽療育概論		児玉 令江子	音楽療育	非常勤
こども音楽療育演習		児玉 令江子	音楽療育	非常勤
こども音楽療育実習	教授	安藤 千秋	音楽、表現、音楽療育	子ども第Ⅰ部
同上		児玉 令江子	音楽療育	非常勤
就職対策演習	准教授	宮地 和樹	教育哲学、教育・保育思想史	子ども第Ⅰ部
同上	教授	辻 真樹	美術、工芸教育	
同上	准教授	小松 陽子	子ども学	

学科・専攻課程名： 経営情報・デザイン学科 情報ビジネスコース

(令和7(2025)年度)

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
共通科目	心理学		森川 貴嗣	臨床心理学、音楽心理学	非常勤
	日本国憲法		澤井 賢二	政治、経済、法律	非常勤
	社会学	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
	教養講座	教授	高儀 雅俊	生物工学、生物学、理科教育	食物栄養学科
	同上	教授	織田 潤二	科学教養	食物栄養学科
	情報リテラシー	准教授	門田 衣里	社会情報学、図書館情報学	
	データサイエンス入門	准教授	岩倉 洋平	経営学、ソフトウェア工学	
	同上	教授	織田 潤二	科学教養	食物栄養学科
	同上	教授	牧野 義雄	食品科学	食物栄養学科
	同上	准教授	大久保 直幸	数学教育、教育心理学	子ども第Ⅰ部
	同上	准教授	門田 衣里	社会情報学、図書館情報学	
	英語Ⅰ		ミンコバ・A	英語教育	非常勤
	中国語		前崎 麗	中国語	非常勤
	韓国語		中股 京香	韓国語	非常勤
	英語Ⅱ	教授	大嶋 寛子	デザイン、美術、英語	
	保健体育		藤本 邦彦	保健体育	非常勤
	体育実技		渡辺 一晶	保健体育	非常勤
	日本語ⅠA・ⅠB	准教授	神原 周	日本語教育	
	日本語ⅡA・ⅡB	准教授	神原 周	日本語教育	
	情報処理概論	教授	森藤 義雄	情報社会学、情報工学、観光学	
	システム開発概論		高木 智彦	ソフトウェア工学	非常勤
	ソフトウェア工学		服部 哲郎	ソフトウェア工学	非常勤
	ソフトウェア品質	准教授	岩倉 洋平	経営学、ソフトウェア工学	
	データ活用演習	准教授	門田 衣里	社会情報学、図書館情報学	
	データリテラシー		米谷 雄介	教育工学	非常勤
	プログラミング演習	准教授	岩倉 洋平	経営学、ソフトウェア工学	
	アプリ開発論	准教授	岩倉 洋平	経営学、ソフトウェア工学	
	ネットワーク論	教授	森藤 義雄	情報社会学、情報工学、観光学	
	データベース論	准教授	岩倉 洋平	経営学、ソフトウェア工学	
	ビジネスアプリケーション演習	准教授	門田 衣里	社会情報学、図書館情報学	
	プレゼンテーション		香西 さえ	プレゼン資料作成、IT	非常勤
	経営学概論	准教授	岩倉 洋平	経営学、ソフトウェア工学	
	経営管理論		井内 健二	経営学	非常勤
	経営組織論		井内 健二	経営学	非常勤
	マーケティング論		平川 淳	マーケティング、起業論	非常勤
	地域学	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
	同上	准教授	岩倉 洋平	経営学、ソフトウェア工学	
	簿記会計基礎		原 俊明	簿記会計	非常勤
	簿記会計応用		原 俊明	簿記会計	非常勤
	秘書学概論		篠原 正美	生活経済、図書館学	非常勤
	秘書実務		篠原 正美	生活経済、図書館学	非常勤
	事務管理(文書実務)	准教授	門田 衣里	社会情報学、図書館情報学	
	実践的文章論	准教授	神原 周	日本語教育	
	知的所有権法		田中 康博	法学、医療事務	非常勤

メディカルクラーク総論		伊賀 敬子	医療事務	非常勤
メディカルクラーク演習		伊賀 敬子	医療事務	非常勤
美術文化論	教授	齊藤 栄嗣	芸術理論、色彩理論	
色彩学	教授	齊藤 栄嗣	芸術理論、色彩理論	
Web制作演習	准教授	岩倉 洋平	経営学、ソフトウェア工学	
アニメーションⅠ		増田 力也	映像制作、アニメーション	非常勤
観光概論	教授	森藤 義雄	情報社会学、情報工学、観光学	
観光ビジネス実務総論		合田 美稀	観光学	非常勤
観光地域開発論	准教授	今井 将紀	プロダクトデザイン、空間デザイン	
観光資源論	教授	森藤 義雄	情報社会学、情報工学、観光学	
観光英会話	准教授	今井 将紀	プロダクトデザイン、空間デザイン	
日本事情Ⅰ	教授	齊藤 栄嗣	芸術理論、色彩理論	
日本事情Ⅱ	教授	齊藤 栄嗣	芸術理論、色彩理論	
旅行業法・旅行業約款	教授	森藤 義雄	情報社会学、情報工学、観光学	
生涯学習概論	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
図書館概論	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
図書館制度・経営論		小川 俊緒	図書館情報学	非常勤
図書館情報技術論	准教授	門田 衣里	社会情報学、図書館情報学	
同上	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
図書館サービス概論	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
情報サービス論		小川 俊緒	図書館情報学	非常勤
児童サービス論		高見 京子	国語、図書館学	非常勤
情報サービス演習A	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
情報サービス演習B	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
図書館情報資源概論	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
情報資源組織論	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
情報資源組織演習A	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
同上	准教授	門田 衣里	社会情報学、図書館情報学	
情報資源組織演習B	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
同上	准教授	門田 衣里	社会情報学、図書館情報学	
図書館サービス特論		小川 俊緒	図書館情報学	非常勤
図書館実習(事前・事後指導を含む)	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
同上	准教授	門田 衣里	社会情報学、図書館情報学	
図書館総合演習	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
同上	准教授	門田 衣里	社会情報学、図書館情報学	
特殊演習	准教授	神原 周	日本語教育	
インターンシップ	教授	横本 俊美	キャリア支援	
基礎ゼミⅠ・Ⅱ	教授	森藤 義雄	情報社会学、情報工学、観光学	
同上	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
同上	准教授	岩倉 洋平	経営学、ソフトウェア工学	
同上	准教授	今井 将紀	プロダクトデザイン、空間デザイン	
応用ゼミⅠ・Ⅱ	教授	森藤 義雄	情報社会学、情報工学、観光学	
同上	教授	加野 芳正	教育社会学	
同上	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
同上	教授	勘原 利幸	工業教育、電気電子工学、知財教育	
同上	准教授	門田 衣里	社会情報学、図書館情報学	
同上	准教授	岩倉 洋平	経営学、ソフトウェア工学	
同上	准教授	神原 周	日本語教育	

卒業研究	教授	森藤 義雄	情報社会学、情報工学、観光学	
同上	教授	加野 芳正	教育社会学	
同上	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
同上	教授	勘原 利幸	工業教育、電気電子工学、知財教育	
同上	准教授	門田 衣里	社会情報学、図書館情報学	
同上	准教授	岩倉 洋平	経営学、ソフトウェア工学	
同上	准教授	神原 周	日本語教育	

学科・専攻課程名： 経営情報・デザイン学科 デザインアートコース

(令和7(2025)年度)

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
共通科目	心理学		森川 貴嗣	臨床心理学、音楽心理学	非常勤
	日本国憲法		澤井 賢二	政治、経済、法律	非常勤
	社会学	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
	教養講座	教授	高儀 雅俊	生物工学、生物学、理科教育	食物栄養学科
	同上	教授	織田 潤二	科学教養	食物栄養学科
	同上	教授	横本 俊美	キャリア支援	
	情報リテラシー	准教授	門田 衣里	社会情報学、図書館情報学	
	データサイエンス入門	准教授	岩倉 洋平	経営学、ソフトウェア工学	
	同上	教授	織田 潤二	科学教養	食物栄養学科
	同上	教授	牧野 義雄	食品科学	食物栄養学科
	同上	准教授	大久保 直幸	数学教育、教育心理学	子ども第Ⅰ部
	同上	准教授	門田 衣里	社会情報学、図書館情報学	
	英語Ⅰ		ミンコバ・A	英語教育	非常勤
	中国語		前崎 麗	中国語	非常勤
	韓国語		中股 京香	韓国語	非常勤
	英語Ⅱ	教授	大嶋 寛子	デザイン、美術、英語	
	保健体育		藤本 邦彦	保健体育	非常勤
	体育実技		渡辺 一晶	保健体育	非常勤
	日本語ⅠA・ⅠB	准教授	神原 周	日本語教育	
	日本語ⅡA・ⅡB	准教授	神原 周	日本語教育	
	情報処理概論	教授	森藤 義雄	情報社会学、情報工学、観光学	
	システム開発概論		高木 智彦	ソフトウェア工学	非常勤
	データ活用演習	准教授	門田 衣里	社会情報学、図書館情報学	
	ネットワーク論	教授	森藤 義雄	情報社会学、情報工学、観光学	
	経営学概論	准教授	岩倉 洋平	経営学、ソフトウェア工学	
	マーケティング論		平川 淳	マーケティング、起業論	非常勤
	地域学	教授	中俣 保志	社会教育、社会情報学、図書館情報学	
	同上	准教授	岩倉 洋平	経営学、ソフトウェア工学	
	秘書学概論		篠原 正美	生活経済、図書館学	非常勤
	秘書実務		篠原 正美	生活経済、図書館学	非常勤
	実践的文章論	准教授	神原 周	日本語教育	
	知的所有権法		田中 康博	法学、医療事務	非常勤
	美術文化論	教授	齊藤 栄嗣	芸術理論、色彩理論	
	現代アート表現Ⅰ・Ⅱ	教授	濱野 暢子	絵画、現代アート	
	コミュニティデザイン	教授	濱野 暢子	絵画、現代アート	
	同上	教授	大嶋 寛子	デザイン、美術、英語	
	同上	准教授	今井 将紀	プロダクトデザイン、空間デザイン	
	空間・立体デザインⅠ	准教授	今井 将紀	プロダクトデザイン、空間デザイン	
	同上		中村谷 威之	空間デザイン、立体デザイン	非常勤
	空間・立体デザインⅡ	准教授	今井 将紀	プロダクトデザイン、空間デザイン	
	ビジュアルシンキング	教授	大嶋 寛子	デザイン、美術、英語	
	デザイン基礎	教授	大嶋 寛子	デザイン、美術、英語	
	色彩学	教授	齊藤 栄嗣	芸術理論、色彩理論	
	デジタルワーク基礎		高橋 克実	グラフィックデザイン	非常勤

専門科目

デジタルワーク応用		高橋 克実	グラフィックデザイン	非常勤
CAD演習		清水 健太郎	設計、製図、CAD操作	非常勤
広告と写真		松田 享平	WEBデザイン、グラフィックデザイン	非常勤
CGビジュアル表現	教授	大嶋 寛子	デザイン、美術、英語	
同上		高木 正人	グラフィックデザイン	非常勤
同上		村上 護郎	デザイン、企画・広告	非常勤
Web制作演習	准教授	岩倉 洋平	経営学、ソフトウェア工学	
デッサンⅠ	教授	大嶋 寛子	デザイン、美術、英語	
デッサンⅡ	教授	濱野 暢子	絵画、現代アート	
デッサンⅢ	教授	濱野 暢子	絵画、現代アート	
絵画実技	教授	濱野 暢子	絵画、現代アート	
映像制作演習Ⅰ		安部 貴士	動画制作、WEBサイト制作	非常勤
映像制作演習Ⅱ		安部 貴士	動画制作、WEBサイト制作	非常勤
Webデザイン	教授	大嶋 寛子	デザイン、美術、英語	
同上		井上 桂子	WEBデザイン	非常勤
同上		福井 順子	WEBデザイン	非常勤
アニメーションⅠ		増田 力也	映像制作、アニメーション	非常勤
アニメーションⅡ		増田 力也	映像制作、アニメーション	非常勤
漫画Ⅰ		内海 甲介	漫画	非常勤
漫画Ⅱ		内海 甲介	漫画	非常勤
アート英語海外研修	教授	濱野 暢子	絵画、現代アート	
同上	教授	大嶋 寛子	デザイン、美術、英語	
観光概論	教授	森藤 義雄	情報社会学、情報工学、観光学	
観光ビジネス実務総論		合田 美稀	観光学	非常勤
観光地域開発論	准教授	今井 将紀	プロダクトデザイン、空間デザイン	
観光資源論	教授	森藤 義雄	情報社会学、情報工学、観光学	
観光英会話	准教授	今井 将紀	プロダクトデザイン、空間デザイン	
日本事情Ⅰ	教授	齊藤 栄嗣	芸術理論、色彩理論	
日本事情Ⅱ	教授	齊藤 栄嗣	芸術理論、色彩理論	
旅行業法・旅行業約款	教授	森藤 義雄	情報社会学、情報工学、観光学	
特殊演習	教授	濱野 暢子	絵画、現代アート	
同上	教授	大嶋 寛子	デザイン、美術、英語	
同上	准教授	今井 将紀	プロダクトデザイン、空間デザイン	
インターンシップ	教授	横本 俊美	キャリア支援	
基礎ゼミⅠ・Ⅱ	教授	濱野 暢子	絵画、現代アート	
同上	教授	大嶋 寛子	デザイン、美術、英語	
同上	准教授	今井 将紀	プロダクトデザイン、空間デザイン	
応用ゼミⅠ・Ⅱ	教授	濱野 暢子	絵画、現代アート	
同上	教授	大嶋 寛子	デザイン、美術、英語	
同上	准教授	今井 将紀	プロダクトデザイン、空間デザイン	
同上		安部 貴士	動画制作、WEBサイト制作	非常勤
同上		内海 甲介	漫画	非常勤
卒業研究	教授	濱野 暢子	絵画、現代アート	
同上	教授	大嶋 寛子	デザイン、美術、英語	
同上	准教授	今井 将紀	プロダクトデザイン、空間デザイン	
同上		安部 貴士	動画制作、WEBサイト制作	非常勤
同上		内海 甲介	漫画	非常勤

[注]

- 1 「区分」には、教育課程表に沿って「共通科目」、「専門科目」等の科目群名を記入してください。
- 2 一つの授業科目を複数の教員が担当する場合、「授業科目」を記入の上、次行以降は「同上」とし、全ての担当教員について記入してください。
- 3 「教員配置」には、以下のように記載してください。
 - (a) 専任教員及び非常勤教員の場合
 - 当該学科所属教員は空欄としてください。
 - 他学科所属教員は「学科名」を記載してください。
 - 非常勤・併設大学所属教員は「非常勤」と記載し、「職位」は空欄としてください。
 - (b) 基幹教員及び基幹教員以外の教員の場合
 - 基幹教員は空欄としてください。
 - 基幹教員以外の教員は「基幹教員以外の教員」と記載してください。
- 4 全学科共通の科目群についてはタイトルを「全学科共通」等、複数学科共通の科目群等がある場合にはタイトルを「〇〇学科・〇〇学科共通科目」等とし、単独の表を作成してください。

教員の研究活動状況表

(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)

	氏名	職位	研究業績				国際的活動 の有無	社会的活動 の有無	備 考 (主な活動・委員等)
			著作数	論文数	学会等 発表数	その他			
1	加野 芳正	教授	1	5	1	0	有	有	国立大学教育研究評価専門委員
2	齊藤 栄嗣	教授	0	0	0	0	なし	有	丸亀市部活動地域移行検討委員
3	次田 一代	教授	6	6	11	1	なし	有	香川県食育推進会議委員
4	垣渕 直子	教授	1	4	7	0	なし	有	香川県ふぐ調理師試験委員
5	村川 みなみ	講師	0	0	3	1	なし	有	四国医療専門学校非常勤講師
6	綾田 実里	講師	0	0	0	2	なし	有	TASUCL in KAGAWA運営委員
7	牧野 義雄	教授	3	5	13	21	有	有	農畜産業振興機構評価委員
8	高儀 雅俊	教授	0	4	0	0	なし	有	宇多津町教育委員会評価委員
9	織田 潤二	教授	0	4	2	0	なし	有	宇多津町経営発達支援委員
10	松下 由美子	教授	0	0	0	0	なし	有	香川県こども園初任研修指導員
11	林 美代	教授	0	0	0	8	なし	有	福山市立大学非常勤講師
12	安藤 千秋	教授	1	6	5	0	なし	有	香川県児童福祉審議会委員
13	成木 智子	教授	0	8	3	0	なし	有	香川県子育て支援員
14	大久保 直幸	准教授	0	1	0	0	なし	有	学校法人尽誠学園常務理事
15	六川 利康	准教授	0	1	0	0	なし	有	四国医療専門学校非常勤講師
16	辻 真樹	教授	0	0	0	3	なし	有	子育て支援研修講師
17	渡辺 理香	教授	0	3	0	10	なし	有	香川県置県百年財団理事
18	高橋 圭三	教授	10	8	1	10	なし	有	NPO法人KuruKuru副代表
19	戸井 和彦	教授	0	3	2	1	なし	有	愛媛大学客員教授
20	田中 彩	准教授	0	3	1	0	なし	有	丸亀市発達障害児支援委員
21	小松 陽子	准教授	0	4	0	0	なし	有	四国中央市社会教育委員
22	森藤 義雄	教授	0	0	0	0	なし	有	四国情報通信ICT研究F幹事
23	濱野 暢子	教授	0	0	0	10	有	有	(公財)メセナかがわ協会代表理事
24	中俣 保志	教授	1	3	12	2	なし	有	丸亀市社会教育委員
25	大嶋 寛子	教授	0	2	0	0	有	有	香川文化芸術祭実行委員
26	勘原 利幸	教授	0	0	0	0	なし	有	香川の発明くふう展審査員
27	横本 俊美	教授	0	0	0	0	なし	有	宇多津町個人情報審議会委員
28	門田 衣里	准教授	0	0	0	0	なし	有	丸亀商工会簿記検定試験委員
29	神原 周	准教授	0	0	0	0	なし	有	地域日本語教育調整委員
30	今井 将紀	准教授	0	2	1	0	なし	有	宇多津町瀬戸内芸術祭実行委員
31	岩倉 洋平	准教授	0	3	2	0	なし	有	三豊市総合戦略推進委員

[注]

- 改正(令和4年10月1日施行)前の短期大学設置基準に従って 様式11-1を作成する場合、本表は「専任教員」の研究活動状況について作成してください。
- 改正(令和4年10月1日施行)後の短期大学設置基準に従って 様式11-2-1を作成する場合、本表は「基幹教員」の研究活動状況について作成してください。
- 実務家基幹教員で「研究業績」欄が空白になる場合、その旨「備考」欄に記載してください。

外部研究資金の獲得状況一覧表

(令和5(2023)年度～令和7(2025)年度)

科学研究費補助金	年度	研究種目	研究者名	研究課題
	令和5年度	基盤研究(B) 継続	加野 芳正	高等教育のユニバーサル・アクセス時代における短期大学の総合的研究
		若手研究	吉井 鮎美	自閉スペクトラム症児の文の理解過程における意味統合に関する生理心理学的研究
	令和6年度	基盤研究(B)	牧野 義雄	呼吸酵素量と活性を抑制する収穫後園芸作物の長期保存
	令和7年度	基盤研究(B) 継続	牧野 義雄	同上

その他の外部研究資金	年度	調達先・資金名等	研究者名	研究課題
	令和5年度	公益財団法人 飯島藤十郎記念食品科学振興財団・2022年度学術研究助成金	牧野 義雄	急速冷凍による高栄養価含有冷凍野菜の製造

[注]

科学研究費補助金の「研究種目」は「基盤研究(S・A・B・C)」、「若手研究」等を記載してください。

理事会の開催状況（令和5(2023)年度～令和7(2025)年度）

(人)

開催日現在の状況		(年度)	開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)			出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
7	7	5	1 令和 5 年 5 月 11 日 13:00 ～ 14:25	6	85.7%	1	2/2
	7		臨 令和 5 年 5 月 26 日 13:00 ～ 13:30	7	100.0%	0	2/2
	7		2 令和 6 年 2 月 22 日 15:30 ～ 16:55	6	85.7%	1	2/2
	7		3 令和 6 年 3 月 25 日 15:40 ～ 17:10	7	100.0%	0	2/2
7	7	6	1 令和 6 年 5 月 30 日 14:00 ～ 15:40	7	100.0%	0	2/2
	7		2 令和 6 年 7 月 2 日 14:35 ～ 15:00	3	42.9%	4	2/2
	7		3 令和 6 年 8 月 28 日 14:45 ～ 15:40	4	57.1%	3	2/2
	7		4 令和 6 年 11 月 21 日 15:50 ～ 17:20	6	85.7%	1	2/2
	7		5 令和 6 年 12 月 9 日 14:35 ～ 15:00	3	42.9%	4	1/2
	7		6 令和 7 年 2 月 27 日 15:40 ～ 17:10	7	100.0%	0	2/2
	7		7 令和 7 年 3 月 27 日 15:50 ～ 17:30	7	100.0%	0	2/2
7	7	7	1 令和 7 年 5 月 27 日 13:30 ～ 15:20	6	85.7%	1	2/2
	7		臨 令和 7 年 5 月 27 日 17:20 ～ 17:50	6	85.7%	1	2/2
	7		2 令和 7 年 8 月 28 日 13:30 ～ 13:55	6	85.7%	1	2/2
	7		3 令和 7 年 8 月 28 日 15:00 ～ 15:50	6	85.7%	1	2/2
	7		4 令和 7 年 11 月 27 日 14:00 ～ 15:40	6	85.7%	1	2/2
	7		5 令和 8 年 2 月 26 日 15:35 ～ 17:10	7	100.0%	0	2/2
	7		6 令和 8 年 3 月 26 日 15:50 ～ 17:30	6	85.7%	1	2/2

※関係法令:私立学校法 第36条、同第37条、同第38条、同第40条

[注]

- 令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までに開催した全ての理事会について記入・作成してください。
- 「定員」及び「現員(a)」欄には、開催日当日の人数を記入してください。
- 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、出席理事数(b)の外数で、該当する人数を記入してください。
- 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入してください(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 「監事の出席状況」欄には、「／」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該理事会に出席した監事数を記入してください。

評議員会の開催状況（令和5(2023)年度～令和7(2025)年度）

(人)

開催日現在の状況		(年度)	開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)			出席評議員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
15	15	5	1 令和 5 年 5 月 25 日 14:30 ～ 16:00	14	93.3%	1	2/2
	15		2 令和 6 年 2 月 22 日 14:00 ～ 15:20	13	86.7%	2	2/2
	15		3 令和 6 年 3 月 28 日 14:00 ～ 15:30	14	93.3%	0	2/2
15	15	6	1 令和 6 年 5 月 30 日 15:50 ～ 17:30	14	93.3%	1	2/2
	15		2 令和 6 年 7 月 2 日 14:00 ～ 14:25	4	26.7%	10	1/2
	14		3 令和 6 年 8 月 28 日 14:00 ～ 14:40	6	42.9%	8	1/2
	14		4 令和 6 年 11 月 21 日 14:00 ～ 15:40	12	85.7%	2	2/2
	14		5 令和 6 年 12 月 9 日 14:00 ～ 14:25	4	28.6%	10	1/2
	14		6 令和 7 年 2 月 27 日 14:00 ～ 15:30	13	92.9%	1	2/2
	14		7 令和 7 年 3 月 27 日 14:00 ～ 15:45	14	100.0%	0	2/2
15	14	7	1 令和 7 年 5 月 27 日 15:30 ～ 17:10	13	92.9%	1	2/2
9	9		2 令和 7 年 8 月 28 日 14:00 ～ 14:50	9	100.0%	0	2/2
	9		3 令和 7 年 12 月 11 日 14:00 ～ 14:25	3	33.3%	6	0/2
	9		4 令和 8 年 2 月 26 日 14:00 ～ 15:25	7	77.8%	2	2/2
	9		5 令和 8 年 3 月 26 日 14:00 ～ 15:40	7	77.8%	2	2/2

※関係法令:私立学校法 第41条、同第42条、同第43条、同第44条

[注]

- 令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までに開催した全ての評議員会について記入・作成してください。
- 「定員」及び「現員(a)」欄には、開催日当日の人数を記入してください。
- 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、出席評議員数(b)の外数で、該当する人数を記入してください。
- 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入してください(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 「監事の出席状況」欄には、「／」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該評議員会に出席した監事数を記入してください。

短期大学の情報の公表

① 教育情報の公表について

令和8(2026)年5月1日現在

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	https://www.kjc.ac.jp/about/spirit/
2	卒業認定・学位授与の方針	https://www.kjc.ac.jp/about/policy/#section-4
3	教育課程編成・実施の方針	https://www.kjc.ac.jp/about/policy/#section-3
4	入学者受入れの方針	https://www.kjc.ac.jp/about/policy/#section-2
5	教育研究上の基本組織に関する事	https://www.kjc.ac.jp/about/structure-history/#section-org-chart
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/#section-3 https://www.kjc.ac.jp/about/teachers/
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/#section-1 https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/#section-2
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	https://www.kjc.ac.jp/current-student/#section-2
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	https://www.kjc.ac.jp/current-student/record-class/#section-2
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	https://www.kjc.ac.jp/about/campus-map/
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	https://www.kjc.ac.jp/wp-content/uploads/2024/06/0e51e694fd75cab01ace3025335ab7e3.pdf
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	https://www.kjc.ac.jp/employment-advancement/ https://www.kjc.ac.jp/current-student/campus-life/#section-6 https://www.kjc.ac.jp/examinee/disability/

※関係法令：学校教育法 第113条、学校教育法施行規則 第172条の2

② 学校法人の情報の公表・公開について

No.	事 項	公 表・公 開 方 法 等
1	寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/#section-4

※関係法令：私立学校法 第33条の2、第33条の3、第63条の2

短期大学 評価基準	関係法令(*)	対応 状況	根拠となる資料又はURL	備考
基準 I 建学の精神と教育の効果				
A 建学の精神				
基準 I -A-1 建学の精神を確立している。		○	2026学生便覧p.3「建学の精神」 大学HP「建学の精神・教育目的・教育目標」など https://www.kjc.ac.jp/about/spirit/	
B 教育の効果				
基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。	【学校教育法】第108条第1項（短期大学の目的）	○	学則第1条（目的） https://www.kjc.ac.jp/wp-content/uploads/2024/06/2c080c32c0c08ecf9b925934ba6750bf.pdf 【以下「学則」のURLは上記と同じ】	
	【学校教育法】第108条第4項（専門職短期大学の目的）	該当なし		
	【学校教育法施行規則】第172条の2第1項（情報の公表：教育研究上の目的）	○	大学HP「建学の精神・教育目的・教育目標」 https://www.kjc.ac.jp/about/spirit/	
	【短期大学設置基準】第2条（教育研究上の目的）	○	学則第1条（目的）	
基準 I -B-2 学習成果を定めている。	【学校教育法施行規則】第172条の2第4項（情報の公表：修得すべき知識・能力に関する情報の公表）	○	大学HP「学修成果・アセスメントポリシー」 https://www.kjc.ac.jp/about/policy/	
基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	【学校教育法施行規則】第165条の2（三つの方針の策定）	○	2026学生便覧pp.4-8「三つのポリシー（AP・CP・DP）」	
	【学校教育法施行規則】第172条の2第1項（情報の公表：三つの方針）	○	大学HP「三つのポリシー（AP・CP・DP）」 https://www.kjc.ac.jp/about/policy/	
C 社会貢献				
基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。	【学校教育法】第83条第2項（社会貢献）	○	香川短期大学ガバナンス・コード〔第2版〕第1章の4. 地域貢献 地域貢献資料綴り 香川短期大学紀要（毎年発刊）など	
	【学校教育法】第105条（履修証明書）	該当なし	*履修証明プログラム等を実施していない	
	【学校教育法】第107条（公開講座）	○	学則第72条（公開講座）地域貢献資料綴り「公開講座」	
	【学校教育法施行規則】第164条（特別の課程及び履修証明書）	該当なし	*履修証明プログラム等を実施していない	

短期大学 評価基準	関係法令(*)	対応 状況	根拠となる資料又はURL	備考
D 内部質保証				
基準Ⅰ-D-1 自己点検・評価 活動等の実施体 制を確立し、内 部質保証に取り 組んでいる。	【学校教育法】第109条 第1項（自己点検・評価及び 結果の公表）	○	大学HP「大学評価」 https://www.kjc.ac.jp/about/university-evaluation/	
	【学校教育法施行規則】 第166条（自己点検・評価の 項目、体制）	○	規程集：香川短期大学自己評価委員会規 程、 令和8年度（対象7年度）香川短期大学自 己点検・評価報告書 同p.13自己点検・評価の組織と活動	
基準Ⅰ-D-2 教育の質を保証 している。	【短期大学設置基準】第1条 （趣旨）	○	学校法人尽誠学園寄附行為第3条（目 的）、第4条（設置する学校）(1)香川短 期大学	
基準Ⅱ 教育課程と学生支援				
A 教育課程				
基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位 授与の方針に 従って、単位授 与、卒業認定や 学位授与を適切 に行っている。	【学校教育法】第88条 （相当期間の修業年限の通 算：科目等履修生）	○	大学HP「科目等履修生制度案内」 https://www.kjc.ac.jp/examinee/special-register/ 学則第69条（科目等履修生） 規程集：香川短期大学科目等履修生に関 する規程 2026学生便覧pp.173-174「科目等履修 生に関する規程」	
	【学校教育法】第88条の2 （実践的な能力を勘案した 修業年限の通算）	該当 なし		
	【学校教育法】第104条 （学位）	○	規程集：香川短期大学学位規程 2026学生便覧p.11「香川短期大学学位規 程」	
	【学校教育法】第108条 第2項（修業年限）	○	学則第30条（修業年限及び在学期間）	
	【学校教育法施行規則】 第146条（修業年限の通算）	○	学則第30条（修業年限及び在学期間）	
	【学校教育法施行規則】 第146条の2（専門職大学等 における修業年限の通算）	該当 なし		
	【学校教育法施行規則】 第163条の2（学修証明書の 交付）	○	学則第69条（科目等履修生） 規程集：香川短期大学科目等履修生に関 する規程	
	【学校教育法施行規則】 第173条（準用規定〔卒業証 書〕）	○	学則第58条（卒業）	
	【短期大学設置基準】 第11条の2（成績評価基準等 の明示等）	○	学則第55条（成績の評価） 規程集：香川短期大学試験規程 2026学生便覧p.79「成績評価」、p.80 「成績評価基準」、pp.83-85「試験規 程」	
	【短期大学設置基準】 第13条（単位の授与）	○	学則第53条（単位の授与） 2026学生便覧p.76「単位」	

短期大学 評価基準	関係法令(*)	対応 状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【短期大学設置基準】 第13条の2（履修科目の登録 の上限）	○	規程集：香川短期大学試験規程第5条 （年間履修単位の上限：CAP制）	
	【短期大学設置基準】 第14条（他の大学における 授業科目の履修等）	○	香川短期大学と高松短期大学との単位互 換に関する協定書（H29年3月）、他大 学間連携協定書：帯広短期大学(H27年6 月)、鳥取短期大学（H28年3月）	
	【短期大学設置基準】 第15条（大学以外の教育施 設等における学修）	該当 なし		
	【短期大学設置基準】 第16条（入学前の既修得単 位等の認定）	○	規程集：香川短期大学入学前の既修得単 位等の認定に関する規程	
※基幹教員制	【短期大学設置基準】 第17条（科目等履修生等）	該当 なし		
※専任教員制	【短期大学設置基準】 <旧>第17条（科目等履修 生等）	○	学則第69条（科目等履修生） 規程集：香川短期大学科目等履修生に関 する規程	
	【短期大学設置基準】 第18条（卒業の要件）	○	学則第56条（卒業の要件）	
	【短期大学設置基準】 第35条の7（専門職学科に係 る卒業の要件）	該当 なし		
	【学位規則】第5条の4 （短期大学士の学位授与の 要件）	○	規程集：香川短期大学学位規程第3条 （学位授与の要件）、2026学生便覧p.11 「香川短期大学学位規程」	
	【学位規則】第10条 （専攻分野の名称）	○	規程集：香川短期大学学位規程第2条 （付記する専攻分野）、2026学生便覧 p.11「香川短期大学学位規程」	
	【学位規則】第13条 （学位規程）	○	規程集：香川短期大学学位規程 2026学生便覧p.11「香川短期大学学位規 程」 ＊学科の改編または学科名の変更時に、 その都度文部科学大臣に報告。	
基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・ 実施の方針に 従って、教育課 程を編成してい る。	【学校教育法施行規則】 第163条（学年の始期及び終 期）	○	学則第28条（学年及び学期）	
	【学校教育法施行規則】 第163条の2（学修証明書の 交付）	○	2026学生便覧pp.65-68「諸証明・諸手続 き一覧」（単位修得証明書）	
※基幹教員制	【短期大学設置基準】第3条 の2（学科連係課程実施学 科）	該当 なし		
※専任教員制	【短期大学設置基準】 <旧>第3条の2（学科連係 課程実施学科）	該当 なし		
	【短期大学設置基準】第5条 （教育課程の編成方針）	○	学則第43条（教育課程の編成方針）	
	【短期大学設置基準】第6条 （教育課程の編成方法）	○	学則第44条（教育課程の編成方法）	

短期大学 評価基準	関係法令(*)	対応 状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【短期大学設置基準】第7条 (単位)	○	学則第48条 (単位の計算方法)	
	【短期大学設置基準】第8条 (一年間の授業期間)	○	学則第49条 (1年間の授業期間) 2026学生便覧pp.42-43「令和8年度行事 予定表」	
	【短期大学設置基準】第9条 (各授業科目の授業期間)	○	学則第50条 (各授業科目の授業期間) 令和8年度「学年暦」	
	【短期大学設置基準】第11 条 (授業の方法)	○	学則第51条 (授業の方法) 2026学生便覧p.75「1. 授業科目 (2) 授業の種類」	
	【短期大学設置基準】第11 条の2 (成績評価基準等の明 示等)	○	学則第55条 (成績の評価) 規程集：香川短期大学試験規程 2026学生便覧p.79「成績評価」、p.80 「成績評価基準」、p.83「試験規程」	
	【短期大学設置基準】第12 条 (昼夜開講制)	該当 なし		
	【短期大学設置基準】第16 条の2 (長期にわたる教育課 程の履修)	該当 なし		
	【短期大学設置基準】第35 条の3 (専門職学科に係る教 育課程の編成方針)	該当 なし		
	【短期大学設置基準】第35 条の4(教育課程連携協議会)	該当 なし		
	【短期大学設置基準】第35 条の5 (専門職学科の授業科 目)	該当 なし		
基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短 期大学設置基準 にのっとり、幅 広く深い教養を 培うよう編成し ている。	【短期大学設置基準】第5条 (教育課程の編成方針)	○	学則第43条 (教育課程の編成方針)	
基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短 期大学設置基準 にのっとり、職 業又は実際生活 に必要な能力を 育成するよう編 成し、職業教育 を実施してい る。	【短期大学設置基準】第5条 (教育課程の編成方針)	○	学則第44条 (教育課程の編成方法)	
B 学習成果				
基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学 科又は専攻課程 において、学習 成果は明確であ る。		○	大学HP「情報公開」 https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/ (入学者数、収容定員、在学者数、卒業 者数、就職・進学者数、就職状況など)	

短期大学 評価基準	関係法令(*)	対応 状況	根拠となる資料又はURL	備考
基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得 状況を適切に評 価している。	【短期大学設置基準】第11条 の2(成績評価基準等の明示 等)	○	大学HP「情報公開」 学生生活に関する 調査（卒業生就職先アンケート結果、卒 業生追跡調査結果） https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/#section-8	
基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得 状況を量的・質 的データを用い て測定する仕組 みをもっている。		○	大学HP「情報公開」 https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/ (学位授与状況、国家資格等取得状況など)	
基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得 状況の公表に努 めている。		○	大学HP「情報公開」（卒業生就職先ア ンケート結果、卒業生追跡調査結果、学 位授与状況、国家資格等取得状況など） https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/	
C 入学者選抜				
基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、 公正かつ妥当な 方法により、適 切な体制を整え て実施してい る。	【学校教育法】第90条 (入学資格)	○	学則第32条（入学の資格）	
	【学校教育法施行規則】 第150条（入学資格に関し高 等学校卒業者と同等以上の 学力があると認められる者）	○	学則第32条（入学の資格）の（3） （4）（5）（6）（7）	
	【学校教育法施行規則】 第162条（外国の大学等に在 学した者の転学）	○	学則第32条（入学の資格）の（3）	
	【短期大学設置基準】 第2条の2（入学者選抜）	○	学則第34条（入学者の選考） 規程集：香川短期大学入学者選考規程	
	【短期大学設置基準】 第4条（収容定員）	○	学則別表第1＜学生定員＞	
	【短期大学設置基準】 第35条の2（専門職学科に係 る入学者選抜）	該当 なし		
基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関 する情報を適切 に提供してい る。	【学校教育法施行規則】 第172条の2第1項第1号 (情報の公表：入学者の受 入れに関する方針)	○	大学HP「三つのポリシー」アドミッ ション・ポリシー https://www.kjc.ac.jp/about/policy/#section-2	
	【学校教育法施行規則】 第172条の2第1項第8号 (情報の公表：授業料、入 学料等の公表)	○	大学HP「入学希望の方へ」学費等につ いて https://www.kjc.ac.jp/wp-content/uploads/2024/06/0e51e694fd75cab01ace3025335ab7e3.pdf	
D 学生支援				
基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得 に向けて学習支 援を組織的に 行っている。	【短期大学設置基準】 第20条第2項（教育研究実施 組織等：教員及び事務職員 等の協働及び連携組織）	○	学則第12条（職員組織） 本稿：令和8年度自己点検・評価報告書 p.6「組織図」	

短期大学 評価基準	関係法令(*)	対応 状況	根拠となる資料又はURL	備考
基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得 に向けて学生の 生活支援を組織 的に行っている。	【短期大学設置基準】 第20条第3項（教育研究実施 組織等：厚生補導の組織）	○	規程集：香川短期大学学生生活委員会規 程 大学HP「在学生の方へ」 学生生活につ いて、学籍・授業について https://www.kjc.ac.jp/current-student/	
基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織 的に行っている。	【短期大学設置基準】 第20条第3項（教育研究実施 組織等：厚生補導の組織）	○	規程集：香川短期大学学キャリア支援運 営センター委員会規程 大学HP「在学生の方へ」 就職・進学情 報 https://www.kjc.ac.jp/current-student/	
	【短期大学設置基準】 第20条第5項（教育研究実施 組織等：社会的及び職業的 自立を図るために必要な能 力を培うための体制）	○	規程集：香川短期大学学キャリア支援運 営センター委員会規程 大学HP「三つのポリシー」 https://www.kjc.ac.jp/about/policy/#sect ion-2	
基準Ⅲ 教育資源と財的資源				
A 人的資源				
基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・ 実施の方針に基 づき教員を配置 している。	【学校教育法】第92条 （学長、教授その他の職員）	○	学則第12条（職員組織） 本稿：令和8年度自己点検・評価報告書 p.6「組織図」	
	【学校教育法】第108条 第7項（学科）	○	学則第12条（職員組織） 本稿：令和8年度自己点検・評価報告書 p.6「組織図」	
	【短期大学設置基準】 第3条（学科）	○	学則第12条（職員組織） 本稿：令和8年度自己点検・評価報告書 p.6「組織図」	
	【短期大学設置基準】 第3条第2項 専攻課程	該当 なし		
	【短期大学設置基準】 第20条第1項 教育研究実施 組織等（編制）	○	学則第12条（職員組織） 本稿：令和8年度自己点検・評価報告書 p.6「組織図」	
	【短期大学設置基準】 第20条第2項 教育研究実施 組織等（教育研究に係る責 任の所在）	○	学則第12条（職員組織）第13条（学 長） 本稿：令和8年度自己点検・評価報告書 p.6「組織図」	
	【短期大学設置基準】 第20条第6項 教育研究実施 組織等（年齢構成）	○	令和8年度学校基本調査票（日本私立学 校振興・共済事業団）教員・職員表：本 務教員（年齢区分）	
※基幹教員制	【短期大学設置基準】 第20条第7項 教育研究実施 組織等（2以上の校地におけ る教職員の配置等）	該当 なし		
※専任教員制	【短期大学設置基準】 ＜旧＞第20条第4項（教員組 織：2以上の校地における教 職員の配置等）	該当 なし		
※基幹教員制	【短期大学設置基準】 第20条の2 授業科目の担当 （基幹教員等）	該当 なし		

短期大学 評価基準	関係法令(*)	対応 状況	根拠となる資料又はURL	備考
※専任教員制	【短期大学設置基準】＜旧＞第20条の2（専任教員等）	○	本稿：令和8年度自己点検・評価報告書 基礎データ様式11-1「短期大学の概要」 教員組織（専任教員等）	
	【短期大学設置基準】＜旧＞第21条の2(専任教員)	○	本稿：令和8年度自己点検・評価報告書 基礎データ様式11-1「短期大学の概要」 教員組織（専任教員等）	
※基幹教員制	【短期大学設置基準】 第22条（基幹教員数）	該当 なし		
※専任教員制	【短期大学設置基準】 ＜旧＞第22条(専任教員数)	○	本稿：令和8年度自己点検・評価報告書 基礎データ様式11-1「短期大学の概要」 教員組織（専任教員等）	
※基幹教員制	【短期大学設置基準】第23 条（教授の資格）	該当 なし		
※専任教員制	【短期大学設置基準】 ＜旧＞第23条(教授の資格) ※【短期大学設置基準】附 則（令和4年9月30日文科科 学省令第34号：第5条 講師 の経歴に関する経過措置）	○	規程集：香川短期大学教授選考規程	
	【短期大学設置基準】 第24条（准教授の資格）	○	規程集：香川短期大学教員選考規程（選 考内規・選考基準）	
	【短期大学設置基準】 第25条（講師の資格）	○	規程集：香川短期大学教員選考規程（選 考内規・選考基準）	
	【短期大学設置基準】 第25条の2（助教の資格）	○	規程集：香川短期大学教員選考規程（選 考内規・選考基準）	
	【短期大学設置基準】 第26条（助手の資格）	○	規程集：香川短期大学教員選考規程（選 考内規・選考基準）	
※基幹教員制	【短期大学設置基準】 第35条の8（実務の経験等を 有する基幹教員）	該当 なし		
※専任教員制	【短期大学設置基準】 ＜旧＞第35条の11（実務の 経験等を有する基幹教員） ※【短期大学設置基準】附 則（令和4年9月30日文科科 学省令第34号：第5条 講師 の経歴に関する経過措置）	○	規程集：香川短期大学教授選考規程	
基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課 程編成・実施の 方針に基づき教 育研究活動を 行っている。	【短期大学設置基準】 第33条の3（教育研究環境の 整備）	○	令和7年度計算書類：事業活動収支内訳 表、財務比率表（事業活動収支計算書関 係）・教育研究費比率：41.6%〔短大法 人全国平均：31.4%〕	
基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得 が向上するよう 事務職員等を配 置している。	【学校教育法】第114条 （準用規定〔事務職員、技 術職員の職務〕）	○	学則第12条（職員組織）	
	【短期大学設置基準】 第20条第1項（教育研究実施 組織等：編制）	○	学則第12条（職員組織） 本稿：令和8年度自己点検・評価報告書 p.6「組織図」	
	【短期大学設置基準】 第20条第3項(教育研究実施 組織等:厚生補導の組織)	○	学則第12条（職員組織） 本稿：令和8年度自己点検・評価報告書 p.6「組織図」	

短期大学 評価基準	関係法令(*)	対応 状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【短期大学設置基準】 第20条第4項（教育研究実施組織等:短期大学運営に係る組織）	○	学則第12条（職員組織） 本稿：令和8年度自己点検・評価報告書 p.6「組織図」	
基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。	【短期大学設置基準】 第20条第2項(教育研究実施組織等：教育研究に係る責任の所在)	○	規程集:香川短期大学組織規定 学則第12条(職員組織)	
	【短期大学設置基準】 第20条第5項（教育研究実施組織等：社会的及び職業的自立に必要な能力を培うための体制）	○	規程集:香川短期大学組織規定 学則第12条(職員組織)	
基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。	【短期大学設置基準】 第22条の2（組織的な研修等）	○	規程集：香川短期大学FD/SD委員会規程 本稿：令和8年度自己点検・評価報告書 pp.58-59 基準Ⅲ-A-5「FD/SD研修：実施日時及び内容」	
基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。		○	学校法人尽誠学園香川短期大学規程集 〔就業規定〕	
B 物的資源				
基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。	【短期大学設置基準】 第4条（収容定員）	○	学則別表第1＜学生定員＞	
	【短期大学設置基準】 第10条（授業を行う学生数）	○	香川短期大学学務システム：令和8年度履修者数集計表	
	【短期大学設置基準】 第27条（校地）	○	様式11-1短期大学の概要：校地等 2026学生便覧pp.191-197「X. 学舎平面図」	
	【短期大学設置基準】 第27条の2（運動場等）	○	様式11-1短期大学の概要：校地等・運動場用地あり（9,426m ² ）	
※基幹教員制	【短期大学設置基準】 第28条（校舎）	該当なし		
※専任教員制	【短期大学設置基準】 ＜旧＞第28条（校舎） 【短期大学設置基準】附則（令和4年9月30日文部科学省令第34号：第4条 施設及び教員に関する経過措置）	○	様式11-1短期大学の概要：校舎等 2026学生便覧pp.191-197「X. 学舎平面図」	
	【短期大学設置基準】 第29条（教育研究上必要な資料及び図書館）	○	様式11-1短期大学の概要：図書館・図書館資料等 本稿：令和8年度自己点検・評価報告書 p.6「組織図」	
	【短期大学設置基準】 第30条（校地の面積）	○	様式11-1短期大学の概要：校地面積計（23,776m ² ）：基準面積（4,750m ² ）	

短期大学 評価基準	関係法令(*)	対応 状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【短期大学設置基準】 第31条（校舎の面積）	○	様式11-1短期大学の概要：校舎面積計 （13,572m ² ）：基準面積（5,150m ² ）	
	【短期大学設置基準】 第32条（附属施設）	○	本稿：令和8年度自己点検・評価報告書 p.6「組織図」附属施設	
	【短期大学設置基準】 第33条（機械、器具等）	○		
	【短期大学設置基準】 第33条の2（二以上の校地に おいて教育研究を行う場合 における施設及び設備）	該当 なし		
	【短期大学設置基準】 第33条の3（教育研究環境の 整備）	○	様式11-1短期大学の概要：教員研究室・ 教室等施設	
	【短期大学設置基準】 第35条の6（専門職学科に係 る授業を行う学生数）	該当 なし		
※基幹教員制	【短期大学設置基準】 第35条の9（実務実習に必要 な施設）	該当 なし		
基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持 管理を適切に 行っている。		○	香川短期大学機器・備品台帳	
C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源				
基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・ 実施の方針に基 づき学習成果を 獲得させるため に技術的資源を 整備し、有効に 活用している。	【短期大学設置基準】 第29条(教育研究上必要な資 料及び図書館)	○	学則第7条（附属図書館） 様式11-1短期大学の概要：図書館・図書 館資料等	
D 財的資源				
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切 に管理している。	【短期大学設置基準】 第4条（収容定員）	○	学則別表第1＜学生定員＞	
	【短期大学設置基準】 第33条の3（教育研究環境の 整備）	○	令和7年度計算書類：事業活動収支内訳 表、財務比率表（事業活動収支計算書関 係）・教育研究費比率：41.6%〔短大法 人全国平均：31.4%〕	
	【私立学校法】第17条 （資産）	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第59条（資 産）・第60条（資産の区分） 提出書類「計算書類等の概要（過去3年 間）」 提出書類「財産目録（過去3年間）」	
	【私立学校法】第98条 （会計年度）	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第55条（会 計年度）、学校法人尽誠学園経理規程・第 6条(会計年度)	
	【私立学校法】第99条 （予算及び事業計画）	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第56条（予 算、事業計画及び事業に関する中期的な 計画）	

短期大学 評価基準	関係法令(*)	対応 状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第101条 (会計の原則)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第64条(会計)、学校法人尽誠学園経理規程・第4条1(会計処理の原則)	
	【私立学校法】第102条 (会計帳簿)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第64条(会計)、学校法人尽誠学園経理規程・第11条(会計帳簿)、第61条(年度末決算) 提出書類「令和7年度計算書類」	
	【私立学校法】第103条(計算書類等の作成及び保存)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第64条(会計)、学校法人尽誠学園経理規程・第9条(帳簿書類の保存及び処分)	
	【私立学校法】第104条 (計算書類等の監査等)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第28条(監事の職務) 1の(1)、第54条1(会計監査人の職務等)、第66条(事業報告及び決算)	
基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。	【私立学校法】第98条 (会計年度)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第55条(会計年度)、学校法人尽誠学園経理規程・第6条(会計年度)	
	【私立学校法】第99条 (予算及び事業計画)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第56条(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)	
	【私立学校法】第101条 (会計の原則)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第64条(会計)、学校法人尽誠学園経理規程・第4条1(会計処理の原則)	
	【私立学校法】第102条 (会計帳簿)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第64条(会計)、学校法人尽誠学園経理規程・第11条(会計帳簿)、第61条(年度末決算) 提出書類「令和7年度計算書類」	
	【私立学校法】第103条 (計算書類等の作成及び保存)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第64条(会計)、学校法人尽誠学園経理規程・第9条(帳簿書類の保存及び処分)	
	【私立学校法】第104条 (計算書類等の監査等)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第28条(監事の職務) 1の(1)、第54条1(会計監査人の職務等)、第66条(事業報告及び決算)	
	【私立学校法】第148条 第2項～第4項(中期事業計画の作成等)	○	提出書類「令和8年度事業計画書」香川短期大学 第Ⅱ期中期計画〔令和8～11年度〕、学校法人尽誠学園寄附行為・第56条2(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)	
基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス				
A 理事会運営				
基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。	【私立学校法】第16条 (学校法人の責務)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第3条(目的)	
	【私立学校法】第36条 第4項(理事会の職務等：あらかじめ評議員会の意見を聴くべき事項)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第36条(評議員会の職務等) 2	

短期大学 評価基準	関係法令(*)	対応 状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第37条 (理事長、代表業務執行理事 及び業務執行理事)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第14条(理 事の職務)	
	【私立学校法】第39条 (理事の報告義務等)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第16条(理 事の報告義務)	
	【私立学校法】第40条 (一般社団・財団法人法の 規定の準用[理事の職務を 代行する者の権限等:第78 条、第80条、第82条、第84条、 第85条、第92条第2項])	×		
	【私立学校法】第105条 (計算書類及び事業報告書 並びに監査報告の評議員へ の提供等)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第36条(評 議員会の職務等)2、第66条2(事業報告 及び決算)	
	【私立学校法】第108条 第2項(寄附行為の変更:あ らかじめ評議員会の意見を 聴くべき事項)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第36条(評 議員会の職務等)2(5)	
	【私立学校法】第146条第2 項(理事の構成及び報告義 務の特例)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第16条(理事 の報告義務)	
基準IV-A-2 理事会は法令等 に基づき開催さ れ、学校法人の 意思決定機関と して適切に機能 している。	【私立学校法】第20条 (特別の利益供与の禁止)	×		
	【私立学校法】第36条 (理事会の職務等)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第14条(理 事の職務)1・第19条2(決議)	
	【私立学校法】第38条 (理事の忠実義務)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第14条(理 事の職務)1	
	【私立学校法】第40条 (一般社団・財団法人法の 規定の準用[理事の職務を 代行する者の権限等:第78 条、第80条、第82条、第84条、 第85条、第92条第2項])	×		
	【私立学校法】第41条 (理事会の招集)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第17条(招 集)	
	【私立学校法】第42条 (理事会の決議)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第19条(決 議)	
	【私立学校法】第43条 (理事会の議事録)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第21条(議 事録)	
	【私立学校法】第44条 (一般社団・財団法人法の 規定の準用[招集通知等: 第94条、第98条])	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第17条(招 集)	
	【私立学校法】第88条 (役員、評議員又は会計監査 人の学校法人に対する損害 賠償責任)	○	日本私立短期大学協会「学校法人向け役 員賠償責任保険」加入	

短期大学 評価基準	関係法令(*)	対応 状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第89条 (役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任)	○	日本私立短期大学協会「学校法人向け役員賠償責任保険」加入	
	【私立学校法】第90条 (役員、評議員又は会計監査人の連帯責任)	×		
	【私立学校法】第91条 (学校法人に対する損害賠償責任の免除)	○	日本私立短期大学協会「学校法人向け役員賠償責任保険」加入 学校法人尽誠学園寄附行為・第58条(責任の免除)	
	【私立学校法】第92条 (責任の一部免除)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第58条(責任の免除)	
	【私立学校法】第93条 (理事会による免除に関する寄附行為の定め)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第58条(責任の免除)	
	【私立学校法】第94条 (責任限定契約)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第58条(責任の免除) 1	
	【私立学校法】第95条 (理事が自己のためにした取引に関する特則)	×		
	【私立学校法】第96条 (補償契約)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第19条(決議)	
	【私立学校法】第97条 (役員又は会計監査人のために締結される保険契約)	○	日本私立短期大学協会「学校法人向け役員賠償責任保険」加入	
	【私立学校法】第99条 (予算及び事業計画)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第56条(予算, 事業計画及び事業に関する中期的な計画)	
	【私立学校法】第100条 (役員及び評議員に対する報酬等)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第57条(役員及び評議員の報酬)、学校法人尽誠学園役員報酬等に関する規程	
	【私立学校法】第108条 (寄附行為の変更)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第69条(寄附行為の変更)	
	【私立学校法】第148条 第1項(体制の整備)	○	内部統制システム整備の基本方針	
	【私立学校法】第148条 第2項～第4項(中期事業計画の作成等)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第56条(予算, 事業計画及び事業に関する中期的な計画) 2 提出書類「令和8年度事業計画書」香川短期大学 第Ⅱ期中期計画〔令和8～11年度〕	
基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。	【私立学校法】第18条 (機関の設置：理事)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第5条(役員、評議員・会計監査人の設置)	
	【私立学校法】第29条 (理事選任機関)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第6条(理事選任機関)	
	【私立学校法】第30条 (理事の選任等)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第7条(理事の選任)	
	【私立学校法】第31条 (理事の資格及び構成)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第8条(理事の資格及び構成)	

短期大学 評価基準	関係法令(*)	対応 状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第32条 (理事の任期)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第9条(理事の任期)	
	【私立学校法】第34条 (理事に欠員を生じた場合の措置)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第11条(理事に欠員を生じた場合の措置)	
	【私立学校法】第146条 第1項(理事の構成及び報告義務の特例)	○	第16条(理事の報告義務)、第7条1(理事の選任)	
B 教学運営				
基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、 教学マネジメントの確立に 努めている。	【学校教育法】第92条 第3項(所属職員の統督)	○	学則第13条(学長)	
	【学校教育法】第93条 (教授会)	○	学則第26条(教授会) 規程集：香川短期大学教授会規程	
	【学校教育法施行規則】 第26条第5項(学生に対する懲戒の手続)	○	学則第71条(懲戒) 規程集：香川短期大学学生懲戒規程	
	【学校教育法施行規則】 第143条(教授会に置く代議員会等)	×		
	【短期大学設置基準】 第22条の3(学長の資格)	○	学則第13条(学長) 学校法人尽誠学園 学長等選任規程	
C ガバナンス				
基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。	【私立学校法】第18条 (機関の設置：監事)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第5条(役員、評議員・会計監査人の設置)	
	【私立学校法】第45条 (監事の選任等)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第22条(監事の選任)	
	【私立学校法】第46条 (監事の資格)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第23条(監事の資格)	
	【私立学校法】第47条 (監事の任期)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第24条(監事の任期)	
	【私立学校法】第49条 (監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続き)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第26条(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続き)	
	【私立学校法】第50条 (監事に欠員を生じた場合の措置)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第27条(監事に欠員が生じた場合の措置)	
	【私立学校法】第52条 (監事の職務)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第28条(監事の職務)	
	【私立学校法】第53条 (監事の調査権限)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第29条(調査権限等) 1・2	
	【私立学校法】第54条 (評議員会に提出する議案等の調査義務)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第29条(調査権限等) 3	
	【私立学校法】第55条 (理事会及び評議員会への出席義務等)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第28条(監事の職務) 1の(3)	
	【私立学校法】第56条 (理事会等への報告)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第28条(監事の職務) 1の(2)・(4)	
	【私立学校法】第57条(理事会及び評議員会の招集)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第28条(監事の職務) 1の(5)・2	

短期大学 評価基準	関係法令(*)	対応 状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第58条 (監事による理事の行為の差止め)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第30条(理事の行為の差止め)	
	【私立学校法】第60条 (一般社団・財団法人法の規定の準用〔費用等の請求：第106条〕)	×		
	【私立学校法】第88条 (役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任)	○	日本私立短期大学協会「学校法人向け役員賠償責任保険」加入	
	【私立学校法】第89条 (役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任)	○	日本私立短期大学協会「学校法人向け役員賠償責任保険」加入	
	【私立学校法】第90条 (役員、評議員又は会計監査人の連帯責任)	×		
	【私立学校法】第91条 (学校法人に対する損害賠償責任の免除)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第58条(責任の免除)	
	【私立学校法】第92条 (責任の一部免除)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第58条(責任の免除)	
	【私立学校法】第93条 (理事会による免除に関する寄附行為の定め)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第58条(責任の免除)	
	【私立学校法】第94条 (責任限定契約)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第58条(責任の免除) 1	
	【私立学校法】第96条 (補償契約)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第19条(決議)	
	【私立学校法】第97条 (役員又は会計監査人のために締結される保険契約)	○	日本私立短期大学協会「学校法人向け役員賠償責任保険」加入	
	【私立学校法】第103条 (計算書類等の作成及び保存)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第64条(会計) 学校法人尽誠学園経理規程・第9条(帳簿書類の保存及び処分)、第61条(年度末決算)	
	【私立学校法】第104条 (計算書類等の監査等)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第28条(監事の職務) 1の(1)、第54条1(会計監査人の職務等)、第66条(事業報告及び決算)	
	【私立学校法】第145条 (常勤の監事の選定の特例)	×		
基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。	【私立学校法】第18条 (機関の設置：評議員)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第5条(役員、評議員・会計監査人の設置)	
	【私立学校法】第61条 (評議員の選任等)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第31条(評議員の選任)	
	【私立学校法】第62条 (評議員の資格及び構成)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第32条(評議員の資格) 学校法人尽誠学園寄附行為・第35条(評議員会の構成)	

短期大学 評価基準	関係法令(*)	対応 状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第63条 (評議員の任期)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第33条(評議員の任期)	
	【私立学校法】第65条 (評議員に欠員を生じた場合の措置)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第33条(評議員の任期) 1	
	【私立学校法】第66条 (評議員会の職務等)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第36条(評議員会の職務等)	
	【私立学校法】第67条 (評議員会による理事の行為の差止めの求め)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第37条(理事の行為の差止めの求め)	
	【私立学校法】第68条 (評議員による寄附行為の閲覧等の請求)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第67条2(財産目録等の備置き及び閲覧等)	
	【私立学校法】第69条 (評議員会の招集の時期)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第39条(開催)	
	【私立学校法】第70条 (評議員会の招集の手続等)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第40条1・4(招集)	
	【私立学校法】第71条 (評議員会の招集等の請求)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第40条2・3(招集)	
	【私立学校法】第72条 (評議員による評議員会の招集等)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第41条(評議員による招集)	
	【私立学校法】第73条 (監事による評議員会の招集等)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第42条(監事による招集)	
	【私立学校法】第74条 (招集手続の省略)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第43条(招集手続の省略)	
	【私立学校法】第75条(評議員による議案の提出)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第40条2・3(招集)	
	【私立学校法】第76条 (評議員会の決議)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第45条(決議)	
	【私立学校法】第77条 (延期または続行の決議)	×		
	【私立学校法】第78条 (評議員会の議事録)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第46条(議事録)	
	【私立学校法】第79条 (一般社団・財団法人法の規定の準用[評議員会への報告の省略:第195条])	×		
	【私立学校法】第88条 (役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任)	○	日本私立短期大学協会「学校法人向け役員賠償責任保険」加入	
	【私立学校法】第89条 (役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任)	○	日本私立短期大学協会「学校法人向け役員賠償責任保険」加入	
	【私立学校法】第90条 (役員、評議員又は会計監査人の連帯責任)	×		

短期大学 評価基準	関係法令(*)	対応 状況	根拠となる資料又はURL	備考
基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。	【私立学校法】第91条 (学校法人に対する損害賠償責任の免除)	×		
	【私立学校法】第147条 (評議員会及び評議員の特例)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第40条(招集)・第41条(評議員による招集)	
	【私立学校法】第150条 (寄附行為の変更、解散及び合併の特例)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第69条(寄附行為の変更)、第36条3(評議員会の職務等)	
	【私立学校法】第18条 (機関の設置:会計監査人)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第5条(役員、評議員・会計監査人の設置)	
	【私立学校法】第80条 (会計監査人の選任等)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第49条(会計監査人の選任)	
	【私立学校法】第81条 (会計監査人の資格)	○	学校法人尽誠学園 理事・監事・評議員・会計監査人名簿(備考欄に公認会計士等を記載)、公認会計士の会計監査人資格証明書	
	【私立学校法】第82条 (会計監査人の任期)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第50条(会計監査人の任期)	
	【私立学校法】第84条 (会計監査人の選任及び解任等に関する手続)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第52条(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)	
	【私立学校法】第85条 (会計監査人に欠員を生じた場合の措置)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第53条(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)	
	【私立学校法】第86条 (会計監査人の職務等)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第54条(会計監査人の職務等)	
	【私立学校法】第87条 (一般社団・財団法人法の規定の準用[監事に対する報告等:第108条～第110])	×		
	【私立学校法】第88条 (役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任)	×		
	【私立学校法】第89条 (役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任)	×		
	【私立学校法】第90条 (役員、評議員又は会計監査人の連帯責任)	×		
	【私立学校法】第91条 (学校法人に対する損害賠償責任の免除)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第58条(責任の免除)	
	【私立学校法】第92条 (責任の一部免除)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第58条(責任の免除)	
	【私立学校法】第93条 (理事会による免除に関する寄附行為の定め)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第58条(責任の免除)	
	【私立学校法】第94条 (責任限定契約)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第58条(責任の免除) 1	

短期大学 評価基準	関係法令(*)	対応 状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第96条 (補償契約)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第19条(決議)	
	【私立学校法】第97条 (役員又は会計監査人のために締結される保険契約)	×		
	【私立学校法】第144条 (会計監査人の設置の特例)	○	学校法人尽誠額絵寄附行為・第5条3(役員・評議員及び会計監査人の設置)、第8章・会計監査人(第49～54条)	
D 情報公表				
基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	【学校教育法】第113条 (教育研究活動状況の公表)	○	大学HP全体 https://www.kjc.ac.jp/ 「学則」「大学の3つのポリシー」「学修成果」「大学評価」「情報公開」「教職員紹介」等	
	【学校教育法施行規則】 第172条の2(情報の公表)	○	大学HP「情報公開」 https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/ 学校法人尽誠学園寄附行為・第73条(情報の公表)	
	【私立学校法】第27条 (寄附行為の備置き及び閲覧等)	○	学校法人尽誠学園 寄附行為(香川短期大学総務部備置き・閲覧可能) 大学HP「組織・沿革」尽誠学園グループについて・寄附行為 https://www.kjc.ac.jp/about/structure-history/#section-about 学校法人尽誠学園寄附行為・第67条(財産目録等の備置き及び閲覧等)	
	【私立学校法】第106条 (計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等)	○	香川短期大学総務部備置き及び閲覧可能 大学HP「情報公開」財務情報・計算書類及び監査報告書 https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/#section-4 学校法人尽誠学園寄附行為・第67条(財産目録等の備置き及び閲覧等)	
	【私立学校法】第107条 (財産目録等の作成、備置き及び閲覧等)	○	香川短期大学総務部備置き及び閲覧可能 大学HP「情報公開」財務情報・財産目録 https://www.kjc.ac.jp/about/information-disclosure/#section-4 学校法人尽誠学園寄附行為・第67条(財産目録等の備置き及び閲覧等)	
	【私立学校法】第149条 (計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第67条2・3 (財産目録等の備置き及び閲覧等)	
	【私立学校法】第151条 (情報の公表の特例)	○	学校法人尽誠学園寄附行為・第73条(情報の公表)	

■ 短期大学設置基準 第9章専門職学科に関する特例、第10章共同教育課程に関する特例、第11章国際連携学科に関する特例、第12章教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例並びに短期大学通信教育設置基準及び短期専門職大学設置 基準については別にする。

短期大学 評価基準	関係法令(*)	対応 状況	根拠となる資料又はURL	備考
--------------	---------	----------	--------------	----

■ 「関係法令」の欄には、各条項に本協会による注記（＊）を付している。

【記入上の注意】

(1) □「対応状況」の欄には、その状況を「○」、「×」で記載し、当該法令に該当しない場合は「該当なし」と記載してください。

(2) □「根拠となる資料又はURL」の欄には、資料名のほか、URLの場合は該当ページを直接開くことができるURL（ページのタイトルがあれば併記）、また、規程等の場合は（必要に応じて）条項も記載してください。なお、資料等がない場合は「なし」と記載してください。

(3) 短期大学設置基準（令和4年10月1日施行）の附則（令和4年9月30日文部科学省令第34号 抄）の経過措置の規定により、専任教員等に係る改正前の条項を＜旧＞として示しています。「短期大学評価基準」の欄に「※基幹教員制」、「※専任教員制」の記載がある場合、該当する条項にのみ記載し、該当しない条項の「対応状況」欄には「該当なし」と記載してください。

(4) 「対応状況」欄に斜線が付されている条項は、突発的な出来事（事故・事件等）がない限り通常「該当なし」とする条項ですが、対象となる役員等に法的責任等を注意喚起するため記載しています。そのため、該当する場合は、「対応状況」欄の斜線を消して「○」を記載し、「根拠となる資料又はURL」欄に根拠資料等を記載してください。なお、役員等に係る損害賠償規程等、法令に対応する規程を既に設けている場合は、「対応状況」欄を斜線のままにし、「根拠となる資料又はURL」欄に規程名等を記載してください。

2026 年 6 月

令和 8 年度 自己点検・評価報告書

編集 香川短期大学自己評価委員会

発行 香川短期大学

〒769-0201 香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁 10 番地

TEL : 0877-49-5500 FAX : 0877-49-5252

HP <https://www.kjc.ac.jp/>

印刷 (株)弘栄社
